

令和2年第1回定例会

西川町議会会議録

令和2年 3月2日 開会

令和2年 3月11日 閉会

西川町議会

令和2年第1回西川町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月2日)

議事日程.....	1
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のため出席した者.....	3
事務局職員出席者.....	3
開会の宣告.....	4
開議の宣告.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
議会諸報告.....	5
行政報告.....	9
議案の上程.....	1 3
施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明.....	1 3
人事案の審議・採決.....	3 0
予算特別委員会の設置及び委員会付託.....	3 3
散会の宣告.....	3 4

第 2 号 (3月3日)

議事日程.....	3 5
出席議員.....	3 6
欠席議員.....	3 6
説明のため出席した者.....	3 6
事務局職員出席者.....	3 6
開議の宣告.....	3 7
一般質問.....	3 7
荒 木 俊 夫 議員.....	3 7
佐 藤 耕 二 議員.....	5 6

佐藤 仁 議員.....	7 5
菅野 邦比克 議員.....	9 2
大泉 奈美 議員.....	1 0 9
散会の宣告.....	1 2 3

第 3 号 (3月4日)

議事日程.....	1 2 5
出席議員.....	1 2 6
欠席議員.....	1 2 6
説明のため出席した者.....	1 2 6
事務局職員出席者.....	1 2 6
開議の宣告.....	1 2 7
一般質問.....	1 2 7
佐藤 光康 議員.....	1 2 7
伊藤 哲治 議員.....	1 4 3
散会の宣告.....	1 6 1

第 4 号 (3月11日)

議事日程.....	1 6 3
出席議員.....	1 6 5
欠席議員.....	1 6 5
説明のため出席した者.....	1 6 5
事務局職員出席者.....	1 6 5
開議の宣告.....	1 6 6
条例案・補正予算案の審議・採決.....	1 6 7
予算特別委員会審査報告書の提出.....	2 0 3
予算案の審議・採決.....	2 0 5
報告第 1 号.....	2 0 8
議員派遣について.....	2 0 9
閉会中の継続調査申出.....	2 0 9

日程の追加.....	2 1 0
意見書の提出について.....	2 1 0
閉議・閉会の宣告.....	2 1 1
署名議員.....	2 1 3

令和 2 年 3 月 2 日

令和2年第1回西川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年3月2日(月)午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議会諸報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案の上程

同意第1号 西川町監査委員の選任について

同意第2号 西川町町有林運営委員会委員の任命について

同意第3号 西川町農業委員会委員の任命について

同意第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第 1号 西川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2号 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 4号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 5号 西川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議第 6号 西川町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議第 7号 西川町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第 8号 西川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第 9号 西川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 1 0 号 令和元年度西川町一般会計補正予算（第 4 号）
- 議第 1 1 号 令和元年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 1 2 号 令和元年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 1 3 号 令和元年度西川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 1 4 号 令和元年度西川町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議第 1 5 号 令和 2 年度西川町一般会計予算
- 議第 1 6 号 令和 2 年度西川町国民健康保険特別会計予算
- 議第 1 7 号 令和 2 年度西川町公共下水道事業特別会計予算
- 議第 1 8 号 令和 2 年度西川町農業集落排水事業特別会計予算
- 議第 1 9 号 令和 2 年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算
- 議第 2 0 号 令和 2 年度西川町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 2 1 号 令和 2 年度西川町介護保険特別会計予算
- 議第 2 2 号 令和 2 年度西川町宅地造成事業特別会計予算
- 議第 2 3 号 令和 2 年度西川町病院事業会計予算
- 議第 2 4 号 令和 2 年度西川町水道事業会計予算

日程第 6 施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明

日程第 7 人事案の審議・採決

同意第 1 号 西川町監査委員の選任について

同意第 2 号 西川町町有林運営委員会委員の任命について

同意第 3 号 西川町農業委員会委員の任命について

同意第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 8 予算特別委員会の設置及び委員会付託

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（1名）

6番 大江広康 議員

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
会計管理者 兼 出納室長	片倉正幸	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	荒木真也	君
監査委員	高橋將	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開会 午前 9時30分

開会の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は、定足数に達しておりますので、これより令和2年西川町議会第1回定例会を開会します。

なお、6番、大江・康議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

開議の宣告

古澤議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員の指名

古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、1番、荒木俊夫議員、2番、佐藤仁議員を指名します。

会期の決定

古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から3月11日までの10日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月11日までの10日間に決定しました。

議会諸報告

古澤議長 日程第3、議会諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

12月17日には、大江・西川両町議会議員協議会と大江・西川両町道路整備促進期成同盟会合同の知事要望会が開催され、私と佐藤耕二副議長、佐藤幸吉産業建設常任委員長の3名が出席し、主要地方道貫見・間沢線及び主要地方道大江・西川線の整備促進等について、要望してまいりました。

12月18日には、本町議会で実施しました令和元年度事務事業評価の結果を小川一博町長に報告するとともに、政策提言書を提出いたしました。

事務事業評価では、路線バス事業に要する経費、月山のめぐみ総合産業活性化事業など7事業について評価を行いました。

また、地域公共交通網の整備促進、観光協会の自立に向けて、総合産業を支える仕組みづくり、人づくりの3項目について政策提言を行いました。政策提言は、議会の総意として、今後の町の発展を願い、施策に反映するよう求めるものであります。

2月17日には、町長から提言への回答をいただいております。今定例会の常任委員会で、再度検証する運びとしております。

1月14日には、村山地方町村会と村山地方町村議会議長会との合同懇談会が山辺町で開催されました。会議では、「台風19号被災を教訓にした危機管理体制について」をテーマとし、各町の被災状況と今後の課題について話し合われました。

2月14日には、山形県町村議会議長会第71回定期総会が山形市山形県自治会館で開催されました。

総会では、来賓の吉村美栄子知事、金沢忠一県議会議長、柏倉信一市議会議長会副会長、原田真樹県町村会会長からそれぞれ祝辞をいただいた後、議事に入りました。

議事では、令和2年度の事業計画に当たって、多くの町村においては、少子高齢化、過疎化や、本格的な人口減少社会により厳しい経済、雇用情勢に悩まされ、地域の活力が減退し

ている現状にあり、住民の利益代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任は格段に重いものとなっていることを全体で共有したところであります。その上に立って、会務運営の合理化、適正化に努めつつ、経費の効率化を通じて、研修事業の充実、政務活動の積極的な推進を図り、議会制民主主義の健全なる発展と、町村自治振興事業の充実強化に寄与することを決定いたしました。加えて、地方創生のさらなる推進、分権型社会の実現と道州制導入反対など、11項目を決議しております。

また、議事に入る前には、全国町村議会議長会自治功労者及び町村議会広報全国コンクール表彰が行われ、全国広報コンクールにおいて、西川町議会だより107号が奨励賞を受賞するとともに、同109号が県町村議会広報コンクールで入選を果たし、表彰を受けております。

2月20日、本町議会研修会を開催しました。今回は、青森中央学院大学准教授で、早稲田大学マニフェスト研究所招聘研究員の佐藤淳先生を講師に迎え、「対話でツクル議会改革第2ステージ」と題し、講演とワークショップの2部構成の研修を行いました。第1部の講演では、本町の議会改革の現場を振り返りながら、今後目指すべき方向性を議員全員で確認するとともに、昨年度の研修において北川正恭先生から示されたチーム議会の意義と重要性について再確認することができました。第2部のワークショップは、平成生まれの西川町職員とともに、10年後の西川町の未来について意見交換を行いました。今回は、本町議会として、初めてワールドカフェ方式を取り入れましたが、BGMが流れる中、お茶を飲んだり、お菓子を食べたりしながら行う意見交換は、大変新鮮なものであり、今後、町民の皆さんとの対話の集いなどに大いに活用すべきと思っております。

以上で議長報告といたします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

7番、佐藤耕二議員。

〔7番 佐藤耕二議員 登壇〕

7番（佐藤耕二議員） 西村山広域行政事務組合議会報告を申し上げます。

1月31日に開催されました令和2年第1回臨時会の報告をいたします。

提出案件数は7件で、報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告では、寒河江市内の交差点で発生した救急車と乗用車による接触事故についての損害賠償の専決処分の報告がありました。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、養護老人ホーム明鏡荘の煙突断熱材が劣化に伴い、落下したアスベスト撤去工事請負工事について、議会を招集する時間的

な余裕がなく、急を要したことから、一般会計補正予算（第3号）について、専決処分を行ったことに承認を求めたもので、賛成多数で承認されました。

議第1号では、令和元年度西村山広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,953万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,915万円とする補正予算案を賛成多数で決定いたしました。

補正の主なものは、職員の人事異動及び山形県人事委員会勧告に伴う給与費等の調整や事業費確定等による所要額の精査によるものであります。

議第2号では、令和元年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計補正予算（第1号）について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,006万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,663万5,000円とする補正予算を賛成多数で決定いたしました。

補正の主なものは、一般会計と同様に、職員の人事異動及び山形県人事委員会勧告に伴う給与費等の調整や事業費確定等による所要額の精査によるものであります。

議第3号では、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、賛成多数で決定いたしました。

議第4号では、西村山広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定める条例の制定を行うもので、内容については、寒河江市条例を準用するもので、賛成多数で決定いたしました。

議第5号では、西村山広域行政事務組合一般職の給与に関する条例の一部改正について、山形県人事委員会の給与改定に関する勧告に伴い、条例の一部改正が行われ、全員賛成で決定いたしました。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

古澤議長 次に、山形県後期高齢者医療広域連合議会報告を行います。

4番、菅野邦比克議員。

〔4番 菅野邦比克議員 登壇〕

4番（菅野邦比克議員） 令和2年2月山形県後期高齢者広域連合議会定例報告をいたします。

今年度、改選により、第1区市町村議会議員を代表し、山形県後期高齢者広域連合議会議員に当選し、初めて令和2年2月、山形県後期高齢者広域連合議会定例会に出席しましたので、その内容についてご報告申し上げます。

山形県後期高齢者広域連合議会定例会は、2月13日、山形県国保会館4階会議室で開催され、定例会には11議案が提出されました。

初めに、議第1号 令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)が上程され、歳入歳出それぞれ20億8,103万6,000円を追加し、1,565億474万5,000円を定めようとするもので、主な増額の理由は、保険給付費の増額によるものです。審議の結果、原案のとおり可決されました。

議第2号 令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合予算は、歳入歳出それぞれ6億1,200万9,000円を定めようとするもので、山形県後期高齢者医療広域連合の運営に係る予算であります。審議の結果、原案のとおり可決されました。

議第3号 令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別予算は、歳入歳出それぞれ1,517億5,469万7,000円と定めようとするもので、歳出の主なものは、保険給付費であります。審議の結果、原案のとおり可決されました。

議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について、議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の設定について、議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限の手續及び効果に関する条例の設定について、議第7号 山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の設定について、議第8号 山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の制定について、以上5議案は、いずれも地方自治法及び地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員の必要な事項を定めるもので、審議の結果、議第4号から議第8号までいずれの議案も原案のとおり可決されました。

議第9号 山形県後期高齢者医療広域連合職員の定数条例の一部改正については、会計年度任用職員制度導入に当たり、関係条例について所要の改正を行うもので、審議の結果、原案のとおり可決されました。

議第10号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、令和2年度、令和3年度の保険料率を定め、保険料軽減対象所得基準額の引上げを行い、並びに元号改正に伴い、年号表記を改めるため条例の改正を行うもので、保険料は現行所得率8.01%を8.68%に、被保険者均等割額を2,000円引き上げ4万3,100円に、賦課限度額を2万円引き上げ64万円に、また、軽減判定基準の見直しにより、2割軽減を1万円引き上げ85万円に、5割軽減を5,000円引き上げ61万5,000円に改正するもので、審議の結果、原案

のとおり可決されました。

議第11号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任については、山形県後期高齢者医療広域連合規約第11条第1項の規定により、広域連合に置く副連合長2名のうち新たに中川勝氏を選任するもので、審議の結果、同意することに決定しました。

以上、山形県後期高齢者広域連合議会報告といたします。

古澤議長 以上で、議会諸報告は終わりました。

行政報告

古澤議長 日程第4、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

本日、令和2年第1回定例会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

初めに、啓翁桜の今シーズンの出荷出発式及びトップセールスについてご報告申し上げます。

さきの12月定例会におきましては、このたびも啓翁桜議会として開催いただき、町内外に広くPRをいただきありがとうございました。12月17日には、吉川の啓翁桜促成施設前におきまして、今年度の啓翁桜出荷出発式を開催しまして、出荷作業の安全並びに販売促進の祈願をいたしました。出発式には、50名以上の関係者の方々や、西川町女将会の皆さんにご参加いただきました。さらに、にしかわ保育園の年長の皆さんから、歌や踊りで花を添えていただき、盛大に開催することができました。

12月20日には、さがえ西村山農協の安孫子組合長とともに、東京大田市場にあるフラワーオークションジャパンにおいてトップセールスを行ってまいりました。月山の麓の日本一の雪国宣言の町から、日本一早く咲く冬の桜として、品質も良く、花色もピンク色の濃さを特徴としていることなど、市場関係者に強くPRいたしましたところであります。今年は猛暑による早期落葉の影響で、花芽の少ない枝の増加が懸念されましたが、生産者によるしっかりと選別の下、安定した品質の桜を出荷できておりまして、市場単価も昨年以上の値をつけ

ていただいております。

次に、大江・西川両町道路整備促進期成同盟会、並びに大江・西川両町議会議員協議会合同の要望活動についてご報告申し上げます。

12月17日、山形県知事に対し、大江・西川両町道路整備促進期成同盟会並びに大江・西川両町議会議員協議会合同による主要地方道大江・西川線の道路整備促進及び主要地方道貫見・間沢線の道路整備促進について要望活動を行ってまいりました。

県庁では、吉村知事をはじめ、工藤道路整備課長、阿部道路保全課長からご対応していただき、主要地方道大江・西川線、大井沢地内及び一般国道112号、月山沢地内の雪崩防止対策において、現場の調査設計を進めたい、また、主要地方道貫見・間沢線、沼山地内の道路改良につきましては、用地の協力を得ながら、取り組んでいきたいとの所見をいただいたところであります。今後も継続して要望活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、国立台湾師範大学の学生等の冬季受入れについてご報告申し上げます。

今年も1月12日から2月4日にかけて、町と連携協定を結ぶ国立台湾師範大学関係者50名のほか、南湖小学校や、今回初めての受入れとなった中国科技大学、ペイシン小学校などの69名、計119名の受入れを行っております。

学生や子どもたちは町内に滞在し、スキー授業や弓張平でのスノーモービルやそり、雪上バレーボールといった冬のスポーツ体験をするとともに、茶道、華道、和菓子作り、ぼんぼり作り、そば打ち体験といった日本文化の体験を行いました。

今年は小雪の影響で、西川町町民スキー場が使用できなかったため、A s a h i 自然観や湯殿山スキー場を使用させていただきながら、スキー授業を実施いたしました。

また、2年連続で来町いただいた南湖小学校19名の子どもたちは、西川小学校を訪問し、高学年の授業を受けたほか、全校集会でのアトラクションやゲーム、給食等を通して、お互いの交流を深めました。そして、西川小学校と今後ますます交流を深められるよう、連携協定を締結いたしましたところであります。

国立師範大学や南湖小学校との連携協定を軸に、冬季のインバウンド誘客拡大を図るために、一層の国際誘客事業の推進に努めてまいります。

次に、生涯学習関係についてご報告申し上げます。

1月18日に、今年度のスポーツや文学関係において優秀な成績を収めた方々を表彰する西川町生涯学習総合表彰式を開催いたしました。

西川町スポーツ振興功労者表彰では、全国大会で優勝を収めた個人7名を表彰いたしましたと

ころであります。

また、西川町体育協会優秀選手表彰では、栄光賞、殊勲賞、優秀賞など、全体で42名、5団体が受賞されております。今年もカヌー競技での優勝、入賞が多くなりましたが、バレーボールやスキー、陸上、ソフトボールなど、多方面において活躍が光った1年となりました。今後も多くの方々の活躍に期待をいたすものであります。

第26回丸山薫少年少女文学賞青い黒板賞コンクールには、西川小学校、西川中学校のほか、寒河江西村山管内の小学校、中学校から計466点の応募がありました。審査員5名による厳選なる審査の結果、青い黒板賞に輝いたのは、朝日町立朝日中学校2年生、鈴木聖人君の作品、「七等星」でありました。審査員の評にもありましたが、世間に知られず、陰でコツコツ努力し、輝いている人の存在を見だし、7等星という比喻で社会的な視野を表現したすばらしい作品でありました。

平成6年度に西川町制40周年記念事業の一つとして創設されたこのコンクールも26回を迎え、四半世紀を越える運営事業に育ってきております。これもひとえに、小中学校の先生方や審査員の方々をはじめ、関係各位の皆さんのご尽力の賜物であり、そのお力添えに感謝を申し上げます次第であります。

次に、スポーツ関係についてご報告申し上げます。

2月15日に町バレーボール協会が主催します第7回雪上バレーボール大会が行われました。今年は小雪の関係から、会場を弓張平公園に移しての実施となりました。大会には、県内から多くのチームが参加されておりますが、岩手県や宮城県、埼玉県から参加されたチームもあり、31チーム、約200名の参加者という大きな大会に育ってきております。テレビや新聞でも大きく取り上げられ、西川町の雪を利用した取組を発信する意味で、大きな効果があったと感じております。本大会におけるバレーボール協会の皆さんの熱意に敬意を表するとともに、ぜひ令和の大きなイベントとして今後も継続されていくことを期待いたします。

なお、2月9日に予定されておりました第34回間沢スラローム大会、2月22日に予定されておりました第48回町民スキー競技大会、西川小学校スキー記録会は、記録的な雪不足のため中止となったところであります。

次に、冬の誘客イベントについてご報告申し上げます。

第5回やまがた雪フェスティバルが1月31日から2月2日までの3日間にわたり、寒河江市の最上川ふるさと総合公園を会場に開催されました。

イベントは、雪を生かした観光誘客に取り組み、山形県への交流人口拡大を図ることを目的に、県内雪祭りのオープニングイベントとしての位置づけで開催され、実施主体は山形県、西村山1市4町及び関係団体で構成する雪祭り実行委員会となっております。小雪の影響で、一部イベントの中止、変更があったものの、会場内にはステージを兼ねたシンボル雪像とLEDライトによるイルミネーションなどが設置され、多彩なステージイベントが催され、2日目の夜には、2,000発の冬花火が打ち上げられております。

西川町では、今年もメインステージ横に大型雪像として雪旅籠の雪像を制作し、雪旅籠の灯りをPRしたほか、オープニングセレモニーでは出羽三山音頭振興会による三山音頭及び花笠音頭を披露していただきました。さらに、オープニングセレモニーに引き続き、月山ふるさと大使の葵ひろ子さんや、西川小学校放課後子どもクラブの児童、志津地区の皆さんとともに、日本一の月山雪国宣言及び啓翁桜のPRを実施してまいりました。

実行委員会事務局の寒河江市さくらんぼ観光課によりますと、3日間の来場者数は22万5,000人となり、昨年を4,000人ほど下回っております。

次に、月山志津温泉雪旅籠の灯りについてご報告申し上げます。

月山志津温泉旅館組合を中心に実行委員会を組織して開催しておりますこのイベントは、今年で15回目を迎えております。跡見学園女子大学、共立女子大学、東北芸術工科大学、東北工業大学の学生ボランティアや協賛企業にもご協力いただき、総勢120名以上の体制で、今年も見事な雪旅籠の町並みを制作いただきました。

今年は、2月21日から23日までと、2月29日から3月1日までの5日間の開催を予定しておりましたが、2月23日は悪天候のため、7年ぶりに中止されました。また、1週目は新型コロナウイルスへの感染予防対策を施しながら開催しましたが、政府からの自粛要請もあり、2週目の2月29日と3月1日の開催は中止せざるを得ない状況でありました。しかし、小雪の影響で、各地の雪祭りの中止や延期が相次ぐ中、ほぼ例年どおり開催することができ、県内外から多数の報道機関が取材に訪れ、全国放送もされましたが、これはイベントへの注目度、知名度の高さを裏づけるものであり、大きなPRとなりました。

また、オープニングセレモニーでは地元志津の皆さんや、制作に携わった大学生たちが日本一の月山雪国宣言を実施し、来場者やマスコミに対し力強くPRしていただきました。新型コロナウイルスの感染が心配され、また悪天候の中ご尽力いただきました実行委員会の皆さんに町として心から敬意を表するとともに、ご支援、ご協力をいただいた多くの関係機関、企業の皆さんに厚く感謝申し上げ、今後とも一層の充実が図られ、継続発展されることを祈

念するものであります。

以上を申し上げまして、3月定例会の行政報告といたします。

古澤議長 以上で行政報告は終わりました。

議案の上程

古澤議長 日程第5、議案の上程を行います。

同意第1号 西川町監査委員の選任についてから、議第24号 令和2年度西川町水道事業会計予算までの28議案を一括して上程します。

施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明

古澤議長 日程第6、施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 本日、令和2年第1回定例会が開催されるに当たり、令和2年度の町政運営における基本的な考え方と主要施策の概要をご説明申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解を賜りたいと存じます。

令和という新時代が幕を開けました。令和には、「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ。梅の花のように、一人一人が明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせる」という思いが込められているとのことです。文化が生まれ育つ、明日の希望を咲かせる、そのためには、世の中が平和であり続けなければなりません。戦争のない時代とされた平成に続き、令和も平和で安らかな時代になることを切に願っております。

平和の願いが託された令和という新時代の幕開けに、いよいよ東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。1964年以来56年ぶりの日本での開催であり、オリンピックは、スポーツを通じて平和な世界の実現に寄与することから、平和の祭典とも言われ、また経済効果が期待されるとともに、雇用ニーズの高まりや消費活動の活性化などにより、地方創生の可能性も秘めております。

オリンピックの開会に向け、遠くギリシャから聖火がリレーされ、国内を巡ります。先日、聖火リレーのルートが発表され、県内では18市町で行われますが、本町においては6月7日に山形県のスタート地点として交流センターあいべから役場に向かう延長約2キロメートルの区間におきまして聖火がリレーされることとなります。多くの町民の皆様にとりまして、世界的な祭典を身近に感じられる貴重な機会であり、児童たちの参加や町民一人一人が沿道での声援などができる形で聖火ランナーを応援し、この世界的イベントの感動を多くの町民の皆様と共有できるよう町として万全の準備に努めてまいります。

私が町民の皆様方から負託を受け、町政を担うこととなってから早いもので10年が経過しようとしております。

町長就任以来、町民と行政が一体となったまちづくりを進め、人口減少に歯止めをかけ、定住人口の維持確保を最重要目標とし、その目標を達成するため、健康元気、子育て支援、地域資源を活かした産業振興をまちづくりの柱とする主要施策を推進してまいりました。この主要施策こそが、町の私の町政運営における基本姿勢であります。本町は深刻な人口減少が続いており、第6次総合計画の目標である令和5年度で確保したい人口5,000人を達成するためには主要施策のさらなる推進が求められております。

本町の住民基本台帳人口は、平成26年11月に6,000人を割り、その後も急速な減少が続き、昨年8月に5,299人と5,300人台を割り込みました。その傾向は母子手帳の発行数においても表れておまして、昨年1年間で18件、出生数は令和元年度13人、令和2年2月現在であります。そして、20人を割り込んでおります。

本町が置かれている現状は、残念ながら危機的状況にあると捉えており、5,000人の町を維持すべく、昔から受け継がれた伝統や歴史、文化、そして豊かな自然環境などの素晴らしい資源を生かし、その魅力を磨き、引き続き多くの方々に愛されるべく努めなければなりません。

やはり、他自治体にはない、魅力と愛着を感じられる施策に一層取り組むことが肝要であり、定住人口の維持確保に向け、令和2年度は次の分野に注力してまいります。

まず、1つ目として、子育て、少子化対策についてであります。

子育て世代の定住の大きな誘因となる子育て支援につきましては、これまで特に強化してきました子育て祝い金や第3子保育料の無料化、給食費の半額助成、高校生までの医療費無料化、さらに教育分野においては特色ある教育としての自然体験学習や保小中一貫した英語教育活動の強化など、県内でも先駆的に取り組んできているところであります。

しかし、一人の女性が一生に産む子供の数の平均とされる合計特殊出生率につきましては、昭和60年に2.02であったものが、直近の平成30年には1.19と、全国平均1.42、山形県平均1.48のいずれの数値をも下回り、国で目標としている希望出生率1.8には程遠い状況が続いております。

そのため本町の魅力でもある子育て環境を一層磨きたて、結婚、出産、育児について希望を持つことができる環境づくりを進めていかなければなりません。

令和2年度はこれまでの施策を継続するとともに、町ならではの取組として、妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して総合的に相談支援をワンストップで、きめ細かく対応する体制をさらに充実させ、安心して子を産み、子育てを楽しむことができるよう力を入れてまいります。

また、少子化の大きな課題は、少子化対策の入り口である男女の出会い、そして結婚であり、男女が結婚しやすい環境をつくることが前提にあります。

本町においても、例外なく晩婚化、未婚化が進行し、ここ数年結婚を望んでいる方々の結婚活動、いわゆる婚活の支援を行ってきているものの、成婚率は低い状況であります。今後、一層の結婚推進のため、民生児童委員の方々などにより地域の中での支援体制を充実させ、広域連携による共同事業を展開するほか、身近なところである町内企業、団体間の交流を促進するための支援等を行い、積極的な出会いの機会創出に努めてまいります。

2つ目として、雇用についてであります。

令和元年の人口移動報告によると、全国市町村の73.8%は転出超過となり、東京一極集中に歯止めがかかっておらず、地方では若者の流出をいかに抑制していくかという大きな課題が依然解消されない状況となっております。

本町においても、進学や就職を機に若者が地元から離れる傾向が続いていることから、若者の地元定着を一層図っていくため、若い世代の雇用の受皿を確保していくことが不可欠であり、これまでは地元雇用と地元定着を促進するため、町内企業への雇用奨励や新規学卒者の奨励など、雇用の創出に向けた取組を進めてきているところであります。今年度においては新規学卒者雇用奨励金を1企業に、雇用促進奨励金を2名の方に対し交付している状況で、平成26年度の制度創設以来、13名、2企業への交付実績となっております。

若者の地元定着をより一層強化するためにも、町内企業就業支援、さらには町内在住者の町外企業就労支援対策にも力を入れてまいります。

3つ目として、高齢者福祉対策についてであります。

総人口が減少していくと予想される中で、ますます1人暮らし世帯や高齢者のみ世帯が増加しており、その生活支援と介護予防に向けた取組の推進が求められています。令和2年度では、その取組の指針となる第9次西川町保健医療福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定の年となっております。さきに実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を踏まえ、高齢者が住み慣れた町で安心して住み続けられるよう、計画の策定を進めてまいります。

4つ目として、移住、定住の促進についてであります。

平成28年度に町で移住を希望する方が円滑に生活を始められるように、町内の関係機関が連携し、生活基盤整備のための対応等を行うことを目的に、移住サポートセンターを設置し、庁舎内のほか、首都圏にも出向き、移住に係る相談業務や各種支援制度の情報提供を行っております。

令和元年度からは、西川町の体験ツアーを実施し、参加者のうち、1名の方は、西川町への移住に大変な関心を抱いております。

令和2年度においても、これらの事業を継続して実施するほか、山形県下一体的な支援策と併せ、移住対策を推進してまいります。

定住対策としては、これまで、せせらぎ団地並びにみどり団地の整備、分譲の住宅政策を実施して、移住、定住促進に向けた取組を推進しておりますが、一定の成果はあるものの定住人口の増加につながってはいないのが現実であります。

このような状況を踏まえ、令和2年度には新たにみどり団地第2期造成の検討に入り、これまでは家族世帯を限定とした住宅政策を実施してきておりましたが、高齢者を含めた単身世帯の入居住宅のニーズもあり、新たな定住促進住宅の建設について検討し、定住人口の確保に努めてまいります。

5つ目として、産業振興についてであります。

農業振興については、認定農家、農業法人等の農業団体への支援を継続し、農地保全とともに、豊かな農業経営を目指してまいります。特に、若手従事者の年収1,000万円を得られるよう啓翁桜を含む通年農業を振興してまいります。

林業振興では、国の制度改革と併せて、今後の町内における新たな林業経営に向けて取り組んでまいります。

そして、商工業振興につきましては、商工会、月山朝日観光協会等と一体となって既存の企業、商店、飲食店などの支援を行い、活性化を図ってまいりたいと思っております。

観光業振興につきましては、これまでも外貨を得て町の経済活性化を図るために欠かせない大きな柱と位置づけ、通年観光に取り組んでまいりました。特にインバウンドを含む冬季観光を強化し推進してまいったところであります。

以上の視点に基づき、令和2年度の町政運営に取り組んでまいりますが、依然として続く全国的な東京一極集中の流れは止まらず、地方においては人口減少に歯止めがかからず、地域経済の疲弊が見受けられるところではありますが、この町に生まれて良かった、この町に住んでみたい、いつまでも住み続けたいと町を愛し、共にこの町を守ろうとしてくれる仲間が増えるよう、様々な思考、工夫を巡らせて計画の実現を目指してまいります。本年も町民の皆様にとって安心して希望あふれる西川町の明るい未来となるようつないでまいりたいと思っております。

さて、我が国経済は、平成の30年間、バブル崩壊やデフレ、世界的な金融危機など様々な困難に直面し、それを乗り越える努力を続け、現在、名目GDPは過去最大となる550兆円まで拡大し、企業収益は過去最高、雇用環境も大きく改善し、有効求人倍率は1.6倍を超え、45年ぶりの高水準になっております。この間、貿易額は平成元年の67兆円から164兆円と2.5倍、さらにインバウンドは10倍になり、こうしたグローバル化の進展や第4次産業革命の技術革新は、令和という新しい時代の経済を大きく発展させることが期待されております。

このような状況の中で編成された国の一般会計予算の規模は、前年度に比べて、1.2%増の102兆6,580億円となり、8年連続で過去最大を更新したところであります。この予算は、全世代型社会保障制度の構築に向け、消費税増収分を活用し、高等教育の無償化、予防、健康づくりの取組など医療、介護分野の充実を実施、また、経済対策を実行するため、東京オリンピック・パラリンピック後も見据えて、個人消費や投資を切れ目なく下支え、さらには、新経済・財政再生計画の下、歳出改革の取組を継続することとしております。

地方財政対策では、地方交付税等の一般財源総額については、前年度を約0.7兆円上回る63.4兆円が確保されております。地方財政における歳入の税収は伸びる見込みはあるものの、歳出において少子高齢化に対応するための社会保障関係経費や、老朽化した公共施設等の更新や統廃合、維持管理に要する経費などの増加が見込まれ、引き続き厳しい状況にあるものと言えます。このように、地方財政においては地方交付税等の一般財源総額は確保されているものの、地方財政は国の政策によって大きく影響を受けることから、今後においても国の状況を常に注視してまいります。

山形県の予算につきましては、新時代を切り開く予算と位置づけ、人口減少に歯止めをか

けるため、特に県外からの移住、定住促進策に一層力を入れるとし、また、健康長寿日本一の実現を目指し、各種施策に総合的に取り組むNEXTプロジェクトを展開し、大学や企業と連携し、オール山形で県民の健康な生活を支えていくとされておりまして、一般会計の総額は6,133億6,400万円で前年度比0.04%の増となり、11年連続の6,000億円超で、前年度比プラスは2年連続となったところであります。

それでは、本町の令和2年度当初予算案の概要について申し上げます。

初めに、本町の財政状況について申し上げます。

平成30年度決算における経常収支比率は、町税や地方交付税などの経常一般財源が減少し、一方で人件費や公債費などの経常的経費が増加したことにより4.5ポイント増の95.3%と財政の硬直化が進んだものの、実質公債費比率9.1%、将来負担比率7.8%となり、財政指標においては財政健全化が保たれていることを示しているところであります。

しかし、現役世代人口の減少による町税の減収はもとより、地方交付税基礎数値の減少による交付額の減少など、一般財源の確保は一層厳しい状況になっていくことが懸念されます。

また、歳出面においては、大規模事業は一段落したものの公共施設やインフラ資産の老朽化が進んでおり、多額の改修、更新費用、さらには維持管理経費が必要となることが予想され、長期的視点に基づいた財政負担の軽減や平準化を図ることが必要となっております。

本町の財政は、地方交付税等に大きく依存しており、国の政策に左右されやすい脆弱な構造であることから好転する見通しが持てない中であっては、減少傾向にある財政調整基金の取崩しに依存した行財政運営から早期に脱却する必要があり、何もしなければ新たな行政課題などの財政需要の増大に対応できなくなる一方で、現状のままであれば現在約22億円ある財政調整基金と減債基金の残高は令和5年度には約11億円、10年後には基金が枯渇することも想定され、町民生活や町政運営にも大きな影響が生じることが危惧されるところであります。

こうした状況を踏まえ、歳入に見合った歳出への転換を図っていくことが喫緊の課題であり、将来においても健全財政を堅持していくには、政策目標を掲げる事務事業にあった職員数の適正化や、各種事業の選択と集中、公共施設の除却も含めた適正配置、公営企業におけるさらなる経営改革の推進など、スリムな組織体制の下、効率的な行政執行を実現していくことが重要であるものと考えております。

このような財政状況の下、令和2年度の施策展開方針としては、最重要目標である定住人口維持確保の達成に向け、後期基本計画の3つの主要施策であります産業振興、生活環境対

策、地域づくりと人材育成について、目標や手法を明確にし、分かりやすい情報発信も進めながら、積極的、効率的、かつ、着実に施策事業を推進していくものとしたところであります。

予算編成に当たっては、近年の危機的な人口減少に加え、急速な高齢化、企業撤退等による産業の衰退など、本町が直面しているこれらの諸課題に対応していくため、安易な前例踏襲主義を排除し、町民目線による必要な施策に絞りつつ、積極的な予算の選択と集中により施策の重点化を行い、限られた財源の中でより効果的な施策の展開を図ることとしたところであります。

また、厳しい財政状況を踏まえ、歳出に係る一般財源の前年度比1割のマイナスシーリングを実施し、既存事業の検証、評価と見直しを行い、優先順位の低い事務事業は廃止し、新規事業の構築にあっては、スクラップ・アンド・ビルドを原則とし予算編成に臨んだところであります。

予算規模であります。一般会計につきましては総額で47億7,500万円、前年度比1.1%、5,500万円の減としたところであります。

歳入の根幹をなす町税は、人口減少や納税義務者数の減少などにより7億2,911万円と減額を見込み、地方交付税は、地方財政計画における地方交付税総額の増加や、地方法人課税の偏在是正措置による新たな地域社会再生事業費の創設などにより5,000万円増の21億5,000万円を計上したところであります。

町債は、観光施設管理整備事業、道路橋梁等整備事業、月山湖カヌースプリント競技場整備事業など各事業費に発行を見込み3億5,550万円と前年度比25.4%増と計上し、令和2年度末町債残高を59億9,443万円と見込んだところであります。

歳出につきましては、会計年度任用職員が制度化されたことなどにより、人件費が前年度比6.3%増の9億8,005万円、また、町民体育館整備や防災行政無線整備の元金償還が開始されることに伴い、公債費が7億7,067万円と、人件費と公債費を合わせて予算全体の36.6%を占め、この状況が数年続き、財政の硬直化をさらに招くものと予想され、今後はより一層歳出面での効率化が求められていくものと考えております。

それでは、令和2年度の重点施策につきましてご説明申し上げます。

1つ目は、のぞみをつなぎ、未来を展望する人・商工観光業の創造であります。

商工観光業を取り巻く経済情勢等につきましては、依然として低迷状況を回復するまでには至っていないことから、引き続きのぞみをつなぎ、未来を展望する人・商工観光業の創造

の2年目として取組を進めてまいります。

商工業振興については、令和元年度において、国の小規模事業者持続化事業について、27の事業所が、町単独のリフォーム事業と起業支援事業には合わせて4事業所が新たに申請、採択され、それぞれに主体的で積極的な事業展開を実践しておられることは、大変喜ばしく考えているところであります。

また、月山山菜そば新そばまつりが組合員の独自の事業として開催され、売上増に結びつけられたことなども、同じく大きな動きとして歓迎するところですが、これほどの民間主体の積極的な動きは、これまでに例がなく、未来を展望する上で画期的な取組であると考えているところであります。新年度におきましても事業者が一体となった取組が加速されるよう引き続き支援してまいります。

加えて、昨年11月に商工会が主体となり町とともに策定いたしました西川町商工会経営発達支援計画は、町内事業者の安定経営や事業継承を主な狙いとした、向こう5年間の商工会の進むべき道筋を示したものでありますが、この計画が確実に実践されるよう、新たな臨時職員の配置に対する支援を含めて、事業者に寄り添った相談体制等を整えることとしております。

さらに、町単独事業の融資制度スーパーひかりや小規模事業者向けの各種補助事業の継続、拡充、事業承継支援チームの稼働により、昨年度に引き続き、未来を展望し、意欲ある事業者の創造を目指してまいります。

観光事業振興につきましては、交流人口100万人、観光消費額38億5,000万円の目標を段階的に実現するため、本町特有の雪を最大の観光資源と捉え、昨年12月に行いました日本一の月山雪国宣言により月山朝日のブランド力を再構築し、これを土台とした様々な取組により、東アジア等からのインバウンド誘客を加速させることで、通年観光を推進してまいります。

特に、弓張平公園で好評展開中のスノーシューや雪遊びの取組については、新たに雪上運搬車を配備し、その取組を志津地区や全町に拡大することで、冬期間の新たな誘客と所得向上を積極的に推進してまいります。

また、観光協会の一般社団法人格の取得により可能となった、町内の各種滞在型体験プログラムを組み合わせたツアー商品の企画造成、催行を、主体的かつ積極的に展開することで、誘客をさらに拡大し、観光事業関係者の所得向上を推進し、ひいては観光からの総合産業化を進めてまいります。

観光施設整備につきましては、志津会館の整備、朝日連峰日暮沢小屋駐車場の整備などを

進め、観光関係者の未来を展望する意識の醸成を図ってまいります。

2つ目には、活気づく農林業の推進であります。

農業の振興については、農業担い手の確保、育成を図るとともに、高収益作物への転換を進め、周年農業の確立を目指してまいります。その核となる啓翁桜の園地拡大につきましては、大規模園芸団地化計画により令和6年度には販売額1億円を目指し、関係機関と連携を図りながら吉川団地及び海味団地の拡大を推進してまいります。

さらに、啓翁桜を戦略的作物として地方創生交付金による広域連携を図り、エリアの農産物宣伝の強化及び新たな加工品作りに取り組んでまいります。

また、これまで本町でも栽培されておりますコクワにある栄養と健康効果などの知名度アップを目指し、全国の産地が集結する第4回全国さるなし・こくわサミットを、今年10月に本町で開催いたします。これを契機に、コクワ栽培のさらなる振興と併せ、コクワ栽培の発祥地として、さらには、こくわビールなどの加工品を全国に発信いたします。

本町の特産品であります、山菜、キノコにつきましても、山菜きのこ産業振興プロジェクト事業や特用林産物振興対策事業により、山菜の促成栽培実験事業などの生産支援や原木や菌床なめこの生産支援を積極的に実施してまいります。

さらに、畜産業につきましては、町内で畜産を営む株式会社福寿館の畜舎の増築が完成し、新年度から西川牛の継承牧場としても肥育並びに繁殖牛の増頭が実施されます。それに伴い、堆肥を生かした耕畜連携による農産物生産振興や仁田山放牧場の活用促進を図ってまいります。

林業の振興については、令和元年度より制度化されました森林環境譲与税を生かし、民有林の新たな森林管理システムの構築や林道管理制度の見直しや、森林環境教育推進を図るため、都市との交流事業の実施や西山杉の学習機プロジェクトとして中学校の学習机に西山杉の天板を設置するなど、西山杉による教育環境整備を図り郷土への愛着を深めてまいります。このように人工林の本格的利用期を迎えている西山杉の活用を推進し、林業成長産業化の取組を強化してまいります。

3つ目には、全国に誇れる健康長寿のまちづくりであります。

健康診断での早期発見と早期治療に結びつけることが何より重要であります。特に若い年代から、がん検診受診の機会をつくるために、節目健診を実施しておりますが、受診率向上のために周知を徹底して行うとともに、町立病院では機器を更新する胸部CT検査を、総合健診センターでも受診される体制が整い、早期発見に効果があるものと思われま

がん予防対策では生活習慣の見直しも重要であり、特にバランスの取れた食生活が求められます。そこで、丈夫な歯で食生活を楽しめるよう、歯周疾患健診を無料化し、食生活の改善に結びつけてまいります。

4つ目には、生涯にわたる生きがいづくりであります。

後期基本計画ではひとり1趣味、1スポーツ運動を推進するとともに、スポーツ環境の整備を行い、町民の健康に関する意識の高揚とスポーツに親しむ機会の提供を行っていくとしております。

令和2年度については、今年度から進めております月山湖カヌースプリント競技場1,000メートルコースの整備を引き続き進め、次世代を担う本町出身のジュニア選手の競技力向上はもとより、日本全国の選手たちの格好の練習会場として位置づけられていくと捉えております。この月山湖カヌースプリント競技場1,000メートルコースは夏前の完成を目指しております。7月には東京オリンピックに出場するカヌースプリント選手の事前キャンプ地としての活用、そして8月には1,000メートル競技としては初めてとなる関東学生カヌースプリント選手権大会の開催が計画されており、200名を超える大学生を本町にお迎えする予定となっております。今後はさらに県内外の中学生や高校生、大学生の合宿や1,000メートル種目を有する全国規模の各種大会の招致などで、スポーツを通じた交流人口の拡大や新たな経済効果を生むような取組を進めてまいります。

また、町民の学びの場づくりや人材育成を進めるため、生涯学習推進事業において、各年代層に合わせた講座の充実を図るとともに、新たに実践型のリーダー育成講座を開設し、本町の次代の担い手育成を推進してまいります。

5つ目には、教育環境の充実であります。

今年度は、これまで進めてきた小中一貫教育をもとに、保育園を加えた保小中一貫教育、西川学園構想のスタートの年でした。保育園と学校教育をつなぐ方法としての接点を町学校教育センターに位置づけ、保育園の先生方もその組織の一員として加わり、保育園から中学校まで一貫した教育推進体制の基礎固めができたところであります。

令和2年度の教育施策につきましては、次の2点について申し上げます。

1点目は、英語教育の充実であります。

本町では、今回の新学習指導要領の改訂を機に町で作成しました西川町英語年間指導計画に従って、保小中一貫した系統的な英語教育に取り組んでまいります。特にALT2人体制で、保育園から小学校、中学校の英語学習について、日常的にきめ細かに指導補助できる体

制は本町の特徴とも言えます。

また、子どもたちには英語に触れる体験を通して、より学習を深められるよう、6年生修学旅行における体験型英語研修施設ブリティッシュヒルズでの英会話研修、姉妹校の締結をした台湾南湖小と西川小のパソコンを使った英会話交流、台湾師範大学の学生及び山大留学生と西川中の英会話交流、さらに中学3年生では、英語検定3級を目標とし、受検料を全額補助し、英検にチャレンジする事業を計画しております。

2点目は、G I G Aスクール構想の実現についてであります。

国では、令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のI C T環境整備を急務とし、一人一台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してI C T機器の教育環境を構築するG I G Aスクール構想を打ち出しておりますが、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させることとしており、それに基づいて本町では西川小中それぞれに校内通信ネットワークの整備を行っていくものであります。端末につきましては、年次計画を立て順次整備してまいります。

これからも西川学園構想の実現に向け、教育環境のさらなる充実を目指してまいります。

6つ目には、寒河江ダム水源地域における資源の有効活用についてであります。

第6次総合計画及び後期基本計画において、中核的な公園の再整備、利用促進、寒河江ダム周辺の一体的公園整備の検討を掲げるとともに、地域資源を生かした体験型滞在プログラムとモデルツアーの造成による通年観光を推進していくこととしております。

ダムの上流を含む森林や河川環境の向上と、施設利用の促進及び水源地域の豊かな自然や文化を活用した地域振興を図るため、平成17年3月に策定された寒河江ダム水源地域ビジョンを再確認し、昨年9月24日に地元区、月山朝日観光協会、月山朝日ガイド協会、西川町カヌー協会の代表者や、最上川ダム統管理事務所、山形県県土整備部河川課などの関係者により、寒河江ダム水源地域ビジョン推進会議を共同で設置いただいたところであります。

この推進会議では、ビジョン実現のための重点施策として、湖面の利用と寒河江ダム周辺及び寒河江川上下流域施設の利活用の促進について協議をいただいております。

このような取組を進めるため、令和2年度においては、町の地域資源である寒河江ダム及び上下流域の利用計画の策定を進め、新たに都市公園を設置し、寒河江ダム及び上下流を含む水源地域として、自立的、持続的な活性化を目指していくこととしております。

以上、町政運営に関する所信と主要施策を申し述べさせていただきましたが、昨年12月、

西川中学校2年生による模擬議会が開かれましたが、生徒たちからは、ふだんの生活の中で感じている町に対する疑問や提案についての質問をいただき、中学生の視点から見た率直な質問には、まちづくりのヒントとなるような意見も数多く感じられたところであります。今後においても将来を担う子どもたちには、これまで以上にまちづくりに関心を持っていただくこと、そして未来に夢を感じていただけるようなまちづくりを進めていくことが私に課せられた責務であると改めて痛感したところであります。

町長に就任してから今日まで、私は、町の資源、宝を活用し、地域経済を活性化させ、地域の元気を創造することが、町政発展のためにつながると信じて邁進してまいりました。

新しい令和の時代においても、持続可能な町を実現していくために、困難な状況から決して目を背けることなく、諸課題に全力で立ち向かう所存であります。

今後も引き続き、第6次総合計画に基づく主要施策を継続的に推進し、心温まる、幸せあふれる、まちづくりを展開し、町民の皆さんと手を取り合っってまちづくりを進めてまいります。

町政の両輪を共に担っていただいております議員各位並びに町民各位のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和2年度の施政方針とさせていただきます。

次に、人事案、条例案、令和元年度一般会計特別会計及び企業会計の各補正予算案並びに令和2年度一般会計特別会計及び企業会計の各予算案のご説明を申し上げます。

なお、議第15号 令和2年度西川町一般会計予算につきましては、先ほど申し上げました施政方針をもって提案理由とさせていただきます。

同意第1号につきましては、西川町監査委員の選任についてであります。

西川町監査委員、高橋將君は、令和2年3月7日をもって任期満了となるので、引き続き選任するため提案するものであります。

同意第2号につきましては、西川町町有林運営委員会委員の任命についてであります。

西川町町有林運営委員会委員、学識経験者の荒木周一君、松田昌一君の2名は、令和2年3月12日をもって任期満了となるので、引き続き任命するため提案するものであります。

同意第3号につきましては、西川町農業委員会委員の任命についてであります。4月26日をもって任期満了となりますので、委員は10名であります。10名のうち8名、高橋春二君、工藤正章君、阿部栄蔵君、佐藤達郎君、小西仁君、佐藤澄子さん、佐藤重美君、佐藤淳一君は、そのまま引き続き、委員任命、推薦するものであります。そのほか2名であります。工藤賢裕君、佐藤辰彦君の2名の方は勇退されるというようなことで、その後任に菅

野與一君、佐藤義美君、2名を新たに推薦するものありますので、よろしくお願ひします。

同意第4号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員、大泉頼成君、奥山茂喜君は、令和2年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き推薦するため提案するものであります。

議第1号につきましては、西川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてあります。

会計年度任用職員制度の導入に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第2号につきましては、西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

町長、副町長及び教育長の給料を削減するため提案するものであります。

議第3号につきましては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

会計年度任用職員制度の導入に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第4号につきましては、西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

西川町一般職の職員の時間外勤務手当の基礎額を改正するとともに、等級別基準職務を整理するため提案するものであります。

議第5号につきましては、西川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてあります。

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第6号につきましては、西川町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第7号につきましては、西川町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第8号につきましては、西川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第9号につきましては、西川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第10号につきましては、令和元年度西川町一般会計補正予算（第4号）であります。

既定の歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ1億207万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,799万1,000円といたすものであります。

主な内容は、各事業の確定等による事業費の精査に伴う補正並びに繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳出の主なものから申し上げます。

第2款総務費につきましては、ふるさとづくり寄附金の増額に伴い、報償金304万円、使用料16万8,000円、基金積立金800万円の追加などあります。

第3款民生費につきましては、プレミアム付商品券事業費交付金1,875万円の減額、介護保険特別会計繰出金164万5,000円の追加などあります。

第4款衛生費につきましては、予防接種委託料500万円、総合がん検診委託料400万円の減額などあります。

第6款農林水産業につきましては、啓翁桜苗木植栽業務委託料400万円、森林環境譲与税交付額の増額に伴い、基金積立金300万円の追加、農地耕作条件改善事業測量設計業務委託料1,682万2,000円、啓翁桜苗木購入費210万円、啓翁桜条件不利地園地特別対策事業費補助金300万円、農業機械等整備支援補助金101万5,000円、地域集積協力金120万円、特用林産施設体制整備復興事業補助金151万6,000円の減額などあります。

第7款商工費につきましては、景観保全補助金200万円の減額であります。

第8款土木費につきましては、社会資本整備総合交付金事業4,875万9,000円の減額であります。

第9款消防費につきましては、放射線測定装置点検・校正業務委託料7万6,000円の減額などあります。

第10款教育費につきましては、西川小学校内通信ネットワーク整備工事請負費1,195万4,000円、西川中学校内通信ネットワーク整備工事請負費867万円、西川小学校給湯暖房用ボ

イラー修繕料506万円の追加、西川小学校光熱水費230万円、西川中学校光熱水費100万円、月山湖カヌースプリント競技場整備工事設計監理業務委託料49万4,000円、同工事請負費2,937万円の減額などであります。

第13款諸支出金につきましては、郵便料14万8,000円の追加であります。

歳入につきましては、第2款地方譲与税239万7,000円、第13款使用料及び手数料346万8,000円、第16款財産収入11万7,000円、第17款寄附金800万円、第21款町債3,690万円をそれぞれ追加し、第1款町税190万円、第12款分担金及び負担金84万8,000円、第14款国庫支出金2,305万円、第15款県支出金1,875万4,000円、第18款繰入金9,328万5,000円、第20款諸収入1,512万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

繰越明許費の補正につきましては、園芸振興対策事業費2,187万1,000円、農村地域防災減災事業費56万円、観光施設管理整備事業費2,315万円、社会資本整備総合交付金事業費1,500万円、教育用コンピュータ整備事業費2,062万4,000円、合計5事業費8,120万5,000円を令和2年度へ繰り越すものであります。

債務負担の補正につきましては、月山湖カヌースプリント競技場整備費の限度額を3,000万円から4,147万円に変更するものであります。

地方債の補正につきましては、月山湖カヌースプリント競技場整備事業費の限度額3,570万円、西川小学校内通信ネットワーク整備事業費の限度額530万円及び西川中学校内通信ネットワーク整備事業費の限度額390万円をそれぞれ新たに追加し、4,490万円を増額補正するものであります。

議第11号につきましては、令和元年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,303万1,000円といたすものであります。

歳出につきましては、高額医療費に200万円を追加し、歳入につきましては県補助金を充てるものであります。

議第12号につきましては、令和元年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,564万3,000円といたすものであります。

歳出につきましては、平成30年度高齢者医療制度円滑運営事業の補助金額の確定に伴い、

超過交付金の返還金を追加するものであります。

歳入につきましては、繰越金を充てるものであります。

議第13号につきましては、令和元年度西川町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,271万9,000円といたすものであります。

歳出につきましては、決算見込みに伴い、総務費60万5,000円、保険給付費500万円を追加し、地域支援事業費100万円を減額するものであります。

歳入につきましては、決算見込みに伴い、介護保険料100万円、歳出の補正に伴う制度ごとの負担割合に応じ、国庫支出金189万5,000円、支払基金交付金161万9,000円、県支出金42万2,000円をそれぞれ追加し、繰入金33万1,000円を減額するものであります。

議第14号につきましては、令和元年度西川町水道事業会計補正予算（第2号）であります。

資本的収入については国庫補助金1,280万円を県補助金に組み替え、企業債を1,180万円に減額し、資本的収入の予定額を4,787万7,000円といたすものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,377万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額551万3,000円と、当年度分損益勘定留保資金4,826万6,000円で補填するものであります。

次に、議第16号から議第22号までの令和2年度西川町特別会計予算についてご説明申し上げます。

最初に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額を対前年度比1,840万6,000円減の5億5,636万5,000円といたすものであります。

施設勘定の大井沢歯科診療所につきましては、対前年度比97万2,000円減の265万7,000円といたすものであります。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を1億8,110万2,000円といたすものであり、地方公営企業法適用基本計画策定、浄化センターのストックマネジメント実施計画策定などを見込んでおります。

次に、農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を2,860万8,000円といたすものであり、地方公営企業法適用基本計画策定業務委託、マンホール蓋修繕工事などを見込んでおります。

次に、寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を350万2,000円といたすものであり、寒河江ダム周辺の施設の管理を行うものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を対前年度比620万9,000円増の9,163万7,000円といたすものであります。

次に、介護保険特別会計につきましては、第7期介護保険事業計画の3年目となる歳入歳出予算の総額を前年度比1,304万2,000円増の7億4,675万円といたすものであります。介護サービスの適正な提供と介護予防の推進を図っていくものであります。

次に、宅地造成事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を1,459万3,000円といたすものであり、宅地分譲収入の一般会計への繰り出しを計上しております。

次に、議第23号の病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収支につきましては、一般会計から2億4,700万円を繰り入れし、収入及び支出の予算額を7億3,334万1,000円といたし、資本的収支につきましては、一般会計から300万円繰り入れし、収支予定額を575万円といたし、支出予定額を4,097万5,000円といたすものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,522万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額31万5,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,491万円で補填するものであります。

令和2年度におきましては、町立病院新改革プランの実施5年目となり、また国においては診療報酬改定が予定されておりますが、さらなる経営の健全化並びに安全な医療の提供に向けて努力いたしてまいりたいと存じます。

次に、議第24号の水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収支では、収入支出予定額を2億1,079万2,000円といたすものでありますが、浄水施設整備のための水道事業変更認可申請書作成、水道事業新水道ビジョン策定を予定しております。

資本的収支では、資本的収入の予定額を5,109万円といたし、資本的支出の予定額を1億1,540万9,000円といたすものであります。不足する額6,431万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額677万8,000円と、当年度分損益勘定留保資金5,754万1,000円で補填するものであります。

資本的支出の主なものは、大井沢地区石綿セメント管更新工事、水沢浄水場工食用道路舗装工事などであります。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長等に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 ここで休憩します。

再開は11時20分とします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

人事案の審議・採決

古澤議長 日程第7、人事案の審議・採決を行います。

同意第1号 西川町監査委員の選任についてを議題とします。

本案を審議するに当たり、高橋将監査委員の退場を求めます。

〔監査委員 高橋 将君 退場〕

古澤議長 議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

同意第1号、本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

高橋将監査委員の入場を許します。

〔監査委員 高橋 将君 入場〕

古澤議長 同意第2号 西川町町有林運営委員会委員の任命についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。採決は1人ずつ行います。

最初に、荒木周一氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

荒木周一氏の任命に同意することに決定しました。

次に、松田昌一氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

松田昌一氏の任命に同意することに決定しました。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第3号 西川町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。採決は1人ずつ行います。

最初に、高橋春二氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

高橋春二氏の任命に同意することに決定しました。

次に、工藤正章氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

工藤正章氏の任命に同意することに決定しました。

次に、阿部栄蔵氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

阿部栄蔵氏の任命に同意することに決定しました。

次に、佐藤達郎氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

佐藤達郎氏の任命に同意することに決定しました。

次に、小西仁氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

小西仁氏の任命に同意することに決定しました。

次に、佐藤澄子氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

佐藤澄子氏の任命に同意することに決定しました。

次に、佐藤重美氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

佐藤重美氏の任命に同意することに決定しました。

次に、佐藤淳一氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

佐藤淳一氏の任命に同意することに決定しました。

次に、佐藤義美氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

佐藤義美氏の任命に同意することに決定しました。

次に、菅野與一氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

菅野與一氏の任命に同意することに決定しました。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。採決は1人ずつ行います。

最初に、大泉頼成氏の推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

大泉頼成氏の推薦に同意することに決定しました。

次に、奥山茂喜氏の推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

奥山茂喜氏の推薦に同意することに決定しました。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

予算特別委員会の設置及び委員会付託

古澤議長 日程第8、予算特別委員会の設置及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しておりますように、令和2年度一般会計、特別会計、企業会計の予算案を審査するため、議長を除く9名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議長を除く9名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

散会の宣告

古澤議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時35分

令和 2 年 3 月 3 日

令和2年第1回西川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年3月3日(火)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（1名）

6番 大江広康 議員

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
会計管理者 兼 出納室長	片倉正幸	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	荒木真也	君

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これより令和2年西川町議会第1回定例会を開会します。

なお、6番、大江・康議員から会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

荒木俊夫議員

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

〔1番 荒木俊夫議員 質問席へ移動〕

1番（荒木俊夫議員） おはようございます。1番、荒木俊夫です。

今年は非常に雪が少なく、生活が非常に楽だったんですけども、小雪に伴う除雪関係の経済対策、また、新型コロナウイルス感染症予防対策について、充実した対応を実施されるよう要望しておきます。

それでは初めに、若者の定住対策について質問いたします。

住んでいたい夢のあるまちづくりを行うためには、町の活力を保ち、維持発展する必要があります。特に、若者の定住対策が重要であります。また、町民意識調査においても、雪対策、快適な雪国生活の提供の次に対策を望んでおりますのが、若者対策であります。

第6次総合計画の基本計画にも、子どもや若者の笑顔があふれ女性がいきいきするまちづ

くりを掲げて取り組んでおります。これまでの取組を検証し、今後の対策を進めるために、令和2年度の予算編成を行ったことと思いますので、若者の定住対策を新年度予算でどのように取り組まれるのか。多くの施策に取り組んで、総合的に対策を行うことと思いますが、今日は何点かについて質問をさせていただきたいと思います。

質問の1です。若者の雇用、就職対策と出会い、結婚、定住住宅対策の取組をどのように展開されるのか、質問いたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

初めに、若者定住対策につきまして申し上げます。

本町では、現在第6次総合計画の後期基本計画に基づき、定住人口維持確保を最重要目標としまして、産業振興、生活環境対策、地域づくりと人材育成の3つの主要施策を展開しているところであります。

このことにより、町全体の資源を活用し、そこに根づいてきた歴史、生活文化を磨き、心と体の元気な人々が地域を活性化させ、元気なまちづくりを行っていくことで、「“キラリ月山”健康元気にしかわ！」の実現に向けて取組を拡大、加速していくことといたしております。

令和2年度においては、後期基本計画の2年目となりますが、最重要目標であります定住人口維持確保の達成に向け、農林業振興、商工観光業振興、健康と生きがいがづくり、若者定住・子育て支援、新たな雪対策の5つの重点事業推進プロジェクトにより、効率的、効果的かつ着実に施策事業を推進することといたしております。

特に、若者定住対策につきましては、議員ご指摘のとおり、雇用、就職、出会いと結婚、住宅対策の一体的な対応として進めることといたしております。

それでは、議員のまず最初のご質問にお答えいたしたいと思いますが、雇用、就職、出会い、結婚、定住住宅の取組についてであります。初めに、雇用についてであります。令和元年第4回12月定例会の一般質問でお答えしておりますが、新規就農者については平成24年度から7人の方を認定しており、国の支援制度のほか、町単独事業として農業機械購入費等施設整備、農業機械レンタル料、大型特殊機械免許及び牽引免許取得費用や研修費の補助、新規就農者等生活支援事業等を創設し、継続することといたしております。

また、新規就農者等担い手の方の交流の場や情報交換の場として、西川町担い手育成協議

会を平成26年度から立ち上げまして、その活動の支援も行っております。

新規就労者については、新たに西川町商工会経営発達支援計画による事業継承を支援することで、現在の雇用の確保を図るほか、新たな雇用については雇用奨励金と雇用促進奨励金、起業支援金の給付を継続し、支援を図ることといたしております。

次に、出会い、結婚についてであります。町の未来を支える若い世代と子どもの数の減少に歯止めをかけることが、本町にとって重要な課題であります。その課題解決のため、少子化対策の入り口である男女の出会い、そして結婚へと導くために、男女が結婚しやすい環境をつくるのが大事であります。

そのために、結婚を望む世代の現状を町民の皆さんが理解し、共有する場をつくり、協力して取り組んでいくような機運の醸成を図っていくことで、結婚を希望する人の活動が活発になるようなサポートを行ってまいります。

具体的には、民生児童委員などをはじめとする、地域の実情を理解する方々から協力していただき、結婚を希望する方々が様々な出会いの機会を捉えられるよう、村山地区の11市町が参加するむらやま広域婚活事業実行委員会が企画している婚活イベントや講座への参加を促す周知、また、山形県が取り組んでいるやまがた出会いサポートセンターが提供する、理想の相手を探すことのできるマッチングシステムの利活用など、県内の婚活イベントや講座等の情報を効果的に提供できるよう支援を行ってまいります。

次に、定住住宅の取組についてであります。町民税務課では平成29年11月から転出の手続に来ておられた方を対象に、アンケート調査を行っております。この調査の令和2年1月8日までの集計では、転出者数は252人、そのうち30%の方が寒河江市、次に山形市で17%となっております。

転出の傾向を年代別に見ますと、10代では進学や就職、20代では就職や結婚、30代では結婚や職場、40代では子どもの進学、50代、60代では雪の負担、70代では施設入居や子どもとの同居などとなっております。

また、少数ではありますが、1人暮らしがしたい、1人暮らしのできる建物がなかったという意見もあり、町内の事業者からは社員が1人暮らしができる住宅の問合せもあります。所得制限がなく単身で入居できる住宅として、コーポ睦合がありますが、コーポ睦合は満室となっております。

以上のことから、単身で住むことができる住宅のニーズは一定程度あるかと考えておりますので、住宅の整備戸数を何戸にするのか、整備のための財源確保など、今後、整備に向け

早急に、そして具体的に検討してまいります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 各種施策を取られているということですが、お伺いしたところによると、今年度、令和元年度の新卒の就労者は2名おられたということで、就職祝い金と申しますが、それを差上げたということですが、新卒の町外の就職者というのは、西川町に住んで町外に就職される方というのはどの程度いらっしゃったのか、もし分かれば教えてください。

古澤議長 志田商工観光課長。

志田商工観光課長 新卒の方で、本町に住所を置きながら、町外に就職をされているというふうな方で、実は今回、町の奨励金に該当した方については、申請については今のところないというふうな状況です。

町内出身で町内に就職した方につきましては、議員ご指摘のとおり2名ということでございますが、町のお知らせ、それから商工会のかわら版等でも周知をしているわけでありまして、今のところ町外に就職の形では該当ないというような状況であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 祝い金等の申請がなかったということですが、町内の企業に就職される方は本当にありがたいと思いますけれども、やはりいろんな子どもたちも職業を望むわけでありまして、町内で全て満足できるわけではございませんので、特に町内にお住まいになって町外に勤める方、こういった方に対するもう少し支援があってもいいのではないかと。

PRはなされているということですが、支援が足りないのではないかとということと、もう一つは、今回のこの就職祝い金等の要件が、例えば新卒3年以内とか限られているわけでありまして、そういったものでなくて、外で勉強してきてまた町内に住んで、この町を活性化させていきたいというような若者がおられれば、支援していてもいいのではないかと。

ですから、もっと使いやすく、効果が出るようなシステム、年齢枠とかは拡大して、あとはIJUターン、こういった方も含めながら、もう総体的に取り組むべきではないかと思うのですが、町長はどうお考えでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 議員おっしゃるとおり、総体的にいろんな角度からの支援ということはまさにそ

のとおりであります。これまで町内に就職する方が非常に少なかった理由というのは、町内に就職する場がないと、会社がないというような、そういったことでありまして、それを何とか解消しようというようなことで、企業訪問などをやりながら、社長さんとお話ししながらこれまでやってきまして、やっとそれが、ある企業の社長であります。特にターゲットを学校に絞ってこれまでやられたということで、この3年間ほど新規就職者が、町内の生徒さんがその会社に就職されたということでありまして、そういったことも含めて、今議員おっしゃるようなことを今後検討しますが、ただ、やっぱり一番これからであります。町内もそうですが、今現在問題になっていまして、問題とまでは、その課題であります。外国者、外国の外人の方の就職です。

もう既に西川町内に、これからも含めて5つの企業、事業所に外国から就職している方もおりますし、そういったときの住宅確保であります。なかなか先ほど答弁しましたように、1人暮らし等の住宅が不足しているということもあって、今後の町営住宅の整備等につきましても、そういった、これまで西川町ではコーポ陸合はあるんですが、そのほかにつきましてはほとんどが夫婦、または子連れ、そして40代以下、こういった規制があったわけですが、これはこういったものを取り払って自由に入られる、そういったものを含めてだと思っています。

そして、先ほどありましたように、町外へ就職される方につきましても、親元から離れてぜひとも1人暮らしをしたいというような方もおりますので、そういったものを早急に進めて、町営住宅の整備を進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 町内企業のPR、インターンシップ等を含めて、ぜひPRも今後続けていただきたいと思っておりますし、この町が好きで、この町に住みながら仕事先を探して頑張っている若者たちも多いわけでありまして、ぜひそういった若者を支援していただければというふうに思うわけでございます。

先ほど、出会いの関係、結婚の関係について、町長がおっしゃったように、町民みんなできり組まなきゃいけないことだというふうに思っています。結婚相談員の方々、この方々も非常に頑張って努力されていると思います。ただ、結婚相談員の方に任せきりでは、これは駄目だというふうに思います。

やはり広く出会いの場の提供を行うべきであって、多くの町民の方の理解の下に進まなければ、これはなかなか前に行かないものだというふうに思っています。その町民の方と一緒に

になってやっていくというようなことについては、どのような展開を考えていらっしゃるのかお聞きします。

古澤議長 答弁は奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 婚活事業、ブライダルサポート事業につきましては、陰ながらの努力というのは非常に表に出ない部分でなされているというところでもあります。現状、もう一步のところまでというケースが何件かあるというような報告もいただいております。

そういった方に任せきりでなくて、町全体で、地域の中で取り組んでいこうというようなことで、従来から民生児童委員さんには様々な場面でこういった事業のご協力などもいただいておりますが、改めて広く地域の実情を承知している方より、結婚を希望している方、民生児童委員さんにこだわらず、地域の中で背中を押してくれるような存在、気になる方、ご友人、ご親戚、様々な関係がいらっしゃると思いますが、そういったいま一歩踏み出せるような後押しをしてくれる方、当然その方に対しましても何らかの勉強会なるもの、研修会なるものも必要なのかなということで計画をするものでありますが、そういった中で、デリケートな部分もございますので、そういった部分にも配慮しながらですが、そういった機会を捉えまして、また、先ほど町長が申しました広域的な出会いの場がございます。

これまでも、町内の中での団体の方を対象としたイベントなども実行しておりますが、なかなかその後の経過については難しいところがございます。いろんな方が集まる場で自分を表現できる方、そういった方を後押しするような施策について、取り組んでまいりたいというようなことで考えておるものでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 町民の多くの理解が必要なわけでありまして、単に結婚されるお二人の人柄だけでなく、この町の良さもやはり皆さんでPRする必要があるんだというふうに思います。

この町に住むことの価値があるんだということを言っていないと、単なる人と人の出会いだけではないんだというところをお願いしたいと思っておりますし、例えば婚活ツアーであっても、例えば未婚者だけでなく、結婚された先輩、そういった方も含めた交流の場という、つまり、結婚とはいいもんだよと。子どもさんと遊べるのも楽しいことだよというところをもう少し広く見せていかないと、独身の方だけ集めてどうぞというふうには、なかなか前に

進まないんじゃないかというふうに思っています。

そして、この町にとっても、例えば自然が豊かできれいだということであれば、例えば自然満喫ツアーとか、あと、カヌーも、スキーも、スノーボード、スノーシューなんかもできるわけですから、そういったものを生かして、広く、多くの方に集まっていただいて、その中から出会いが生まれればいいのかなというふうに思いますので、ただ、こういった交流を行う場合、行政だけではなかなか偏った考えになるんじゃないかと。ぜひ青年層とか、そういった方々の積極的な協力を得ながら、そういったことに取り組んでくれる団体も育成する必要があるんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 先ほどありましたように、まず婚活につきましては今、西川町の現状などもあるわけですが、まず皆さんに結婚の重要性と申しますか、そういったものを認識してもらいますとともに、いろんな人が話題にできるような、そういった環境は非常に重要かと思っています。

そういった意味では、町民の皆さんがこぞって目標に向く、こういった取組が必要だと思っていますし、そして、今おっしゃいましたように、行政だけでなく民間の皆さんの力を借りるということではありますが、これは以前に青年サークルのGENがあったわけですが、あの中で最初に私もGENの会議に参りまして、一番最初に申し上げたのは、まず、若いカップルの方、要するにご夫婦の方もおりましたので、まず西川町を知ってもらって、そこから西川町の良さを発信して、そして、さらに仲間を呼び寄せて、そして、ありましたように、できればその中でカップルができるような活動もしてほしいということで、会の運営補助はできませんが、事業補助については支援しますというようなことで進めてきたわけではありますが、なかなかやっぱり会を運営するには大変なこともあるかと思いますが、さらに、今後ともそういったグループ等にも話しかけながらだと思っていますが、先ほど来申し上げますが、まずは町民の皆さんがそういった話題を共有できる、こういった環境が非常に重要だと思っています。

併せて、先ほども言いましたように、年代を越えた交流の場、なかなか今は西川町に年代を越えた交流の場が非常に少なくなっております。以前ですと運動会やら、スキー大会も全部西川町一本でやっておったような、そういった中での人との交流が芽生えてきたわけですが、そういったものもなくなってきたということでございますので、できればそういった事業も今後展開しながら、そして、さらに地域の中で民生児童委員さん、区長さん、町

内会長さんなども中心になっていただきながら、それぞれの現状を把握していただきながら、もしできればカップルを成立させるというような、そういったことにも力を入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 町長からあったとおり、グループのGENの方がやってくださったということですが、GENそのものは同級生の集まりで、自分たちの交流を深めるのが主たる目的であったわけですので、そこにいろんな負荷をかけてやっても、なかなか大変なのかなと。やはり、ここはこの出会いの場を積極的に創出していく、そういった若者の団体を育成してやっていかないと、なかなかできないのではないかとこのように思っておりますので、ぜひご検討をお願いしたいなというふうに思っております。

質問の2番目に入らせていただきます。

町長の施政方針にもありましたけれども、30年度の特殊出生率が西川町は1.19、全国は1.42、県が1.48、非常に町が低くなっているわけでありまして。そういったものを踏まえて、子育て、高校通学の令和2年度の実施についてお聞きいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第2点目ではありますが、子育て、高校通学の取組についてであります。子育て、高校通学につきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、若者定住の取組として一体的に進めることとしております。

子育て支援につきましては、子育て支援金の支給及びおむつ代の助成、高校生までの医療費の助成などを継続するほか、新生児聴覚検査費用の助成及び助産師家庭訪問事業により、支援の拡充を図ることといたします。

また、高校生の通学についても、これまでの町営路線バス及びスクールバスへの混乗により対応を行ってきたところでありますが、特に、道の駅にしかわ・寒河江駅線、羽前高松駅・県立河北病院線の、通勤通学のための町外路線について、さらなる利便性の向上に向け、運行経路、時間等の見直しを進めているところでありますので、よろしくお願いいたします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 子育て環境、これについてはもう以前から見ればかなり整備されてきたのかなと。助成金や補助金といったものがかなり整備されていると。

ただ、やはりこれから必要なのはサービスの支援と申しますが、そういったところが非常に必要になるのかなと。核家族化になってまいりますし、その中においてご両親が共稼ぎだ

とか、そういった支援をどうやっていくかというところが、補助金や何かもちろんですけれども、それ以上に今度必要になってきたものかというふうに思います。

そういった意味で、例えば当町の場合ですと、病児保育、病児預かり、病気になった子どもですね。あと、病後の保育、預かり。こういった環境については、まだまだないわけがあります。そうしますと、インフルエンザとか、はしかとかかかった場合にはその後も休まなきゃいけないわけです。子どもは元気なんですけどね。そういった子を預かれる場というのがないので、こういった対策が非常に必要だというふうに思っています。

通園停止や通園自粛の見守る関係が必要だと思いますし、例えば今回の新型コロナウイルス、この関係においても、学校がクローズされた場合に放課後プランで預かると言って放課後プランを行うんでしょうけれども、ほかのところにはもう行けない子どももいっぱいいますし、こういった点の環境整備をどのように行うのかお聞きします。

古澤議長 答弁は奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 ただいまのご質問の中で、病児保育、病後児保育の関係につきまして、過去の検討の経過がございます。そちらについて申し上げさせていただきたいということでございますが、子ども・子育て支援事業計画、平成27年3月に策定しておりますが、その際、保護者の方へのアンケート調査などを基にいたしまして、こういったニーズがあるのかどうかを検討しております。

そのときに、病児保育というようなことで、いわゆるお医者さんの診断を得て集団保育が難しいという場合についての施設等について検討した経過がございます。例えば、町立病院の中に設置をする等々の検討の経過がありましたが、なかなか専門の小児科の先生の存在が必要であるというようなこともございまして、なかなか対応は難しいのではないかと。

それよりも現状のニーズ、それから、西村山管内での広域的な利用なども検討してはどうかというようなこともございましたので、そのような状況の推移を見ながら、ニーズを把握しながらということで、その当時では直ちに設置ということではなく、これまで推移を見守っているというような状況でございます。

現在、寒河江市内に病児保育1か所ございます。小児科の先生の開業した施設の中にあるということで、定員は3名ということで、現在寒河江市内に在住の子ども、児童のみが対象ということでありますが、今後、西村山管内においても広域的に対応の部分については同調を図りながら検討、要望を進めていく必要があるのかなという部分で考えているものでございます。

この件に関しましては以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 寒河江のなか保育所にできたということでありますけれども、定員3名で、寒河江市の方しか利用できないということであれば、町民の方ができないとすれば、寒河江市に行ってしまう可能性もあるわけです。こういった点を、どこかに契約するかなんかして、受入体制をやっぱり考えるべきだというふうに思います。

今回急遽ありました新型コロナウイルス感染予防対策、これについて小中学校は休校になったわけですが、早めの春休みに入ったということでありますけれども、その児童・生徒の日中の対策は何か教育委員会のほうではお話しになったのかどうか、ありましたら教えていただきたいと思います。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 今、新型コロナウイルス対策について、学校の対応ということですが、まず27日夕方、総理大臣の要請ということがありまして、現場で対応したのが28日の午前中ということになります。まず、休校につきましては、要請どおり学校で対応できるということで行いました。

それで、まず共働き、あるいは日中保護者の方が家にいないということについては、放課後子どもプランをやっていましたので、その拡大をいたしまして、朝7時半から夕方6時半までやっております。ただ、スタッフがとても足りないということですので、学校のほうから今は小学校、中学校での学習生活指導補助員がおりますけれども、その方に協力をお願いして、放課後子どもプランのほうで交代しながら子どもの面倒を見ていただいております。

それから、日中自宅にいる子どもたちに対しましては、いろんな施設の利用についていろいろ制限をかけた上で、できるだけ密集したところで集まらないということで、原則は自宅の中で過ごすというふうな指示をしております。その中身についても、学校から課題なり、宿題と申しますか、そういうことをきちんとして対応をしているところであります。

ただ、なかなかやっぱり急なものですから、いろんなところ、行き届かないところがありますけれども、先生方は学校に勤務しておりまして、その都度いろんな電話連絡、あるいはオクレンジャーという伝達システムがありますので、そういうものを活用して、子どもたちの様子を見ております。

以上です。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 特に中学生、中学3年生は受験なわけでございます。受験の前というのは非常に精神的にも不安定なところもありますので、ぜひその辺心を配っていただいて、安心して受験ができるように対応していただきたいというふうに思いますし、保護者が安心して働ける環境をつくるために、ぜひそういったサービス環境を整えるためにも、研究検討を進めていただきたいと思います。

次にですけれども、高校がない当町にとって、高校への通学対策は重要な課題でありまして、先ほど町長からも答弁あったとおりだと思います。安心して利便性の高い通学支援を行うべきである。そういった意味で、町営バスの寒河江駅線、県立河北病院線、左沢線の運行は非常に重要であるというふうに思っております。

ただ、もっと利便性を向上させる必要があるのではないかと。つまり、増便や時間帯、運賃等の検討はなされたのかお聞きします。

古澤議長 答弁は飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 ただいまのご質問でございますが、来年度の運行につきましては、JRでありますとか、山交バスとの時刻の接続時刻の調整でありますとか、あと、混雑する便などございまして、谷地高校生等々、高松駅の乗換え等もあまして、それらが直通で行けるようなことを検討しています。

今後、担当課と調整いたしながら情報の収集等々に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） ぜひ生徒の使いやすい時間帯と増便なり、お願いしたいと思っておりますけれども、実際に高校生等からのそういったご意見というか、お話というのは担当課としては聞いていらっしゃるのかどうかお聞きしたい。

古澤議長 答弁は飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 ただいまの意見の集約の方法でございますが、直接学校のほうに問合せなりとか、生徒さんのほうにアンケートを実施などはしておりません。高校生の通学に関しては、バスの調整会議というようなことで、高校生の担当の課のほうからもご意見等々いただいて調整しているというような状況でございます。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 行政側で考えるのももちろん一つだと思いますけれども、町長がおっしゃるように、町民の意見を大事にしてということがありますので、高校生、つまり、実際に使っている方々の意見も十分に聞いていただいて、取り組んでいただきたいというふうに思いますし、また、町営バスについては、中学生まで無料なわけでございます。この医療費も高校生まで今度は無料になったわけでございますけれども、この高校生の通学定期も無料にすべきではないかと。

今現在運行しているバスでありますので、無料化しても財政的負担ってそんなに大きくないんじゃないかなというふうに思っているわけですが、この辺について町長はどのようにお考えでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、高校生までの通学費の無料化とのご意見であります。高校の関係につきましては、以前は山交のバスを利用しながら谷地高まで通っていたのを、それを町営のバスで直接つなぐというようなことをやったのは、やっても間もないわけありますので、そのときには300円というなことで進んでおりますが、これにつきましても、今は公共交通関係の検討会も重ねておりますので、その中で議論させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 公共交通会議があるということでございますので、ぜひ活発な会議をしていただいて、子どもたちの通学対策、親御さんの負担軽減等、子どもたちがこの町からでも十分高校通えるんだと、親の負担もなく通えるんだという体制をぜひつくっていただきたいというふうに思います。

質問の3に入らせていただきます。

令和2年度の移住推進の取組について質問いたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第3点目ではありますが、移住促進の取組についてでありまして、昨日の施政方針で申し上げましたとおり、本町では平成28年度に町で移住を希望する方が円滑に生活を始められるよう、町内の関係機関が連携し、生活基盤整備のための対応等を行うことを目的に移住サポートセンターを設置しまして、移住に係る相談業務や各種支援制度の情報提供につきまして、庁舎内はもとより、首都圏で開催されるJOIN移住フェアやふるさと回帰フェアなどで、町の暮らしや魅力のPRとともに、移住のための相談と支援を行っております。

す。

令和元年度からは、1泊2日で暮らしや農業体験を行う西川町の体験ツアーを実施しておりますが、参加者のうち1人の方からは西川町の移住に関心を寄せていただいておりますが、今年度もこれらの事業を継続して実施するほか、移住や就業に係る情報発信や相談、移住支援金の支給、令和2年度に予定されております山形県県内全市町村企業、大学等による移住定住と人材確保を一体化した中核的組織の創設など、山形県が一体となった支援策と併せまして、関係課はもとより、関係者及び関係機関との連携によりまして、より具体的な移住対策を推進してまいりたいと考えております。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 町長の施政方針にもありましたけれども、ただ、移住サポートセンターがあるということでありましてけれども、1人の方が関心を寄せられているということで、実績がないということでありまして。

ですから、このサポートセンターが、機能がうまく回っているのかどうか、そこが重要なのかなと思いますし、ターゲットをどうするかということもあると思いますけれども、その辺について十分来年度に向けて検討されたのかお聞きします。

古澤議長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 来年度の移住対策についてでございますけれども、これまでの取組を踏まえまして、年間のスケジュールなども組んで、首都圏のほうに出向いた相談とか、あとは、通常庁舎内でも直接相談に乗っている電話等でも、相談に乗っている対応なども踏まえまして対応を進めているわけでございますけれども、来年度におきましても、そういった対応なわけでございますけれども、特に、西川町の魅力、暮らしを十分分かっていただくような努力をさせていただきます、より西川町の暮らしが実感できるような相談、あとはご案内をするような形で、サポートセンターとしては関係課、さらには関係機関で組織させていただいておりますけれども、移住者の方に寄り添った相談をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、今年度から、町長からもありましたように、町の暮らしを実感していただき、より実感していただくためのツアーの中身につきましても、今年度の実績を踏まえまして見直しを図って対応進めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） ぜひ、さっきから申し上げていますが、行政だけで考えるんじゃな

くて、実際に移住されている方もいらっしゃるわけです。そういった方からもアドバイスなんかを受けながら、ぜひ即した対応を行っていただきたい、対策を行っていただきたいと思えます。

令和2年度の若者が来る地域おこし協力隊の募集というのは、どのようになっているのか、まずお聞きします。

古澤議長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 地域おこし協力隊の募集につきましては、議員おっしゃられるとおり、目的を持った募集をかける必要があるというようなことございまして、町の課題解決のための募集を図っていきたいというふうに、一つの考え方は持っているところでございます。

その中で、具体的に先ほど来申し上げておりますとおり、移住定住の相談なども踏まえて、実際、移住定住に結びつくような方につきましては、その分野で募集をかけるとか、そういったことも状況を踏まえて検討した上で、今後募集についても対応を判断させていただきたいというふうに考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 若者を含め、女性も含めて、多くの町民の方から町内で集える場、例えば気軽にお茶を飲める場の設置の希望が、要望があります。このことについて、ぜひ地域おこし協力隊を募集して、いかがかなというふうに思うんです。

なかなか町内の方でやられる方は出てこないの、ここは若い他地区から来られた方の力をお借りすべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 ただいまの集いの場の対応につきましてはですが、これまでもいろいろ検討してきたわけでございますけれども、やはり議員おっしゃるように、なかなか運営する方法が見つからないと、困難だということも実情がございまして、移住定住のお試し暮らしの住宅とか、あとは、集いの場とか、様々な交流の場などもやはり検討が必要かなというふうに思っているところでございます。

そういったものも今後検討して、対応を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） なかなか民間で投資して行うのは難しいというものであれば、多くの町民の方が望む施設であれば、町で施設は整備する、補助する必要があるのではないかと。

そして、ぜひ町民の声に応えていただきたいというふうに思います。

また、町では、東北文教大学とか、山形大学とか、東北工業大学、跡見学園女子大、あと台湾師範大など、多くの大学と提携しておりますけれども、この移住についてのPRが不足しているのではないかと。

学生たちは、例えば若者はテレワーク等で西川に住まいしても、いろんな仕事ができるのではないかと。目的を持って積極的なPRと情報発信を行うべきだと思います。また、学生と町内の若者との交流の場が少ないというふうに思っているのですが、町長はどう思っていますか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、いろんな大学の先生、生徒さんからご協力いただいて、町のイベント等につきましても大変なご協力をいただいているところでありまして、その活力をぜひとも西川町の活力につなげられないかというようなことだと思いますが、まさにそのとおりであります。ただ、特に今ありました4つの大学につきましても、特に、雪旅籠の灯り等のご協力をいただいているところでありまして、雪旅籠が今年で15年目、毎回40名から50名の大学の生徒さんが約1週間ほどあそこに泊まり込みでやられておりますので、ですから、これまで約1,000名近い生徒さんがあそこに、志津地区に張りついて、そして志津の生活を体験なさっているわけでありまして、もう既にあれから15年でありまして、子どもさんをもうけられた生徒さんもおられるわけでありまして、そういった意味で、リピーターというようなことでの期待はしているところであります。

そして、先ほどありましたように、今、町内の皆さんとの交流ということではありますが、特に今の雪旅籠につきましても、以前は出店、売店と申しますか、出店が1つか2つだったんですが、ぜひとも商工会としての取組を行っていただいて、商工会の青年部等も含めて、あそこでただ単に売ることも大事ですが、そういった交流も大事だというようなことをお願いしております。徐々に拡大しておりますので、そういった意味も含めて、ですから、先ほどありましたように、婚活の出会いの場というのは必ずしも婚活を目標にしたものでなく、そういった日常的なものの中で出会いの場を求めることだと思いますし、さらに、あとはやはり今回、大井沢でイベントと申しますか、地域の勉強会、研修会がございまして、そういった中で生徒さんも来られて、地域の皆さんと一緒に研修会、また事業をやられていられるわけでありまして、そういったものも含めて、できれば西川町一つの事業にできればということで、里山文化研究所というようなことで、あまり具体的な実績が上がって

ないわけではありますが、そこを中核にそういったものも想定して、これまで来ておりますので、そこを町民と皆さんとの交流の場にしたいというようなことで考えておりますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 2番目の質問に入らせていただきたいと思います。

住んでいたいまちづくりを行うためには、安全・安心なまちづくりが重要でございます。転出や会社の倒産等により、空き家が発生しております。町民の方々の関心が非常に高い空き家対策の取組の状況と、今後の対策について質問をいたします。

1です。町内の空き家の状況については、どのようになっておるのかお聞きいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 空き家の状況につきましては、これまでも申し上げておりますとおりではありますが、空き家全般につきましてのご説明というよりも、質問の空き家の状況についてご答弁申し上げますが、まず、今年度の空き家実態調査の結果、今やっておりますが、空き家等の数及び危険空き家数につきまして申し上げますが、空き家等の総数は118戸、内訳は住宅が105戸、店舗が8戸、工場が4戸、大型の小屋が1戸であります。また、景観を損なっている状態や、周辺的生活環境を害するおそれの危険空き家数は16戸であります。

次に、空き家バンク登録数や利活用した住宅等について申し上げますが、これまでの空き家バンク登録件数は32件でありまして、うち、賃貸5件、売買8件、解体5件、不動産業者による売買や自己都合による抹消が4件、賃貸再登録2件で、現在12件の登録となっております。また、利用登録者は9人となっているようであります。

以上です。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 危険空き家等に対する実態調査を行っているということで、職員の方が行っているということですのでけれども、危険空き家等に対する指導、勧告というのはあったのかどうかお聞きします。

古澤議長 佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま荒木議員から空き家の危険な空き家、これらに対する指導等のお問合せがございました。

議員もご指摘のように、町長も答弁いたしましたとおり、昨年秋に町内全域、職員によりまず目視での空き家調査を実施したと。その結果につきましては、ただいまご答弁をいたし

たとおりでありますけれども、その中で、大きく分けまして、2つの分け方ができるのかなというふうに私どもでは考えてございます。

1つは、家屋が連檐した中にある危険、いわゆる倒壊という大げさにはなりませんけれども、景観を害する、あるいは見たところが悪いというような住宅。もう一つは、いわゆる家屋が比較的離れているようなところで、分散して住宅が建っているようなところでの危険な住宅というような形で、2通りに分けられるのではないかと、私ども現課のほうでは捉えておるところでございます。

そういった面から、議員ご質問の指導につきましては、家屋が連檐している中で景観を害するというような形で指導を行っておりますのは、1件でございます。そういった形で、指導いたしまして、後片づけの傾向もあるようには感じ取っておりますけれども、注視をしながら周囲への危険の及ぼす程度、そういったものを注視しているという状況でございます。

あとは、比較的昔、集落がありまして、集落の全員が移転された地域での倒壊しているような住宅というところもございまして、そういったものがやはり四、五件あるという状況もございまして。

あるいは、集落の中で、申し上げましたとおり、外れのほうにある危険な住宅というものもございまして、そういったものをトータルいたしまして、さっき答弁いたしましたように、16件というような形での危険だということで捉えたところでございます。

そういった住宅につきましては、なお今後とも注視しながら見守ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 実態調査は今後ともよろしくお願ひしたいと思いますけれども、質問2であります。

町民の方々から危険な空き家、工場等の解体撤去の要望もございまして、町でも対策を行っていると思いますが、法的、財政的問題が大きな壁になっていると思います。このような状況を十分に町民の方々に説明する必要があるのではないかとと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 空き家関係の質問の2番目ではありますが、今後の空き家の対応についてであります。まず、空き家対策につきましては、魅力的な町や地域づくりを行うことなどで、空き

家を発生させないことが前提ではありますが、やむを得ない事情によりまして空き家となった場合は、所有権もあることから、適正な管理に努めていただくことが基本であると考えております。

しかし、少子高齢化など、様々な事情や状況によりまして、今後、空き家となった場合、その利活用のための支援や対策が必要というふうになってくるものと理解しております。

空き家への対応につきましては、空き家の改修や、空き家利用者のマッチング、リフォーム支援等によりまして、適正な管理がなされていない空き家の発生抑制を行うとともに、最終的には自主的な除去を徹底していただくことにあります。

その点、本町ではこれまで空き家バンク利用促進補助金、空き家購入補助金や、平成24年度に西川町空き家等の適正管理に関する条例及び同条例施行規則を制定し、対策を行っております。

また、山形県では平成31年2月に総合的な空き家対策推進マニュアルを策定しておりまして、この中で、空き家の積極的な掘り起こしと、利活用ニーズを把握したマッチングが取組方針に掲げられております。

一方、空き家解体に対する支援につきましては、近隣市町では寒河江市、朝日町、大江町で空き家の解体除去工事費用の2分の1、50万円を上限に補助を行っております。平成26年に移行されました、空家等対策の推進に関する特別措置法で規定されております、放置すれば著しく倒壊等保安上危険、または衛生上有害などのおそれのある状態にあるもの、景観を損なっているもの、または周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態であるものなど、特定空き家等については今後、計画的な対策の検討が必要となってきているものと認識しております。

しかし、空き家の解体除去などに対する支援につきましては、所有者の管理責任もあり、慎重に検討し対応する必要があると考えておりますが、当面は、観光立町として観光エリアの景観保全の観点から支援を行ってまいりたいと考えております。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 空き家の解体撤去、これについては町独自の対策には限界があるのではないかとこのように思っております。つまり、所有権ですね。所有権や固定資産税、税の関係。また、解体費用等を含めて、これは自治体が一体となって国に対して法的、財政的整備を強く要望すべきだというふうに思います。

町村会の取組は、国・県への要望活動、こういった取組はどうなっているのか、町長にお

伺います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 四、五年前、まずこの空き家に関しましては、非常に大変な、全国的な、そういった話題になりまして、町村会としても空き家に対する補助、こういったものであります。特に、固定資産税の税率であります。解体すれば土地が6倍になるというようなこともあって、こういった面での税法の改正、こういったものを含めて要望活動を行っておるところでありますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番(荒木俊夫議員) そうですね。民法の所有権、財産権の問題、そして地方税、固定資産税、これは解体すれば6倍になるのではなくて、軽減がなくなるということでありまして、本来の姿に戻るということでありまして、多く課税しようというものではないんですけれども、ただ、こういったことが非常にネックになっていると。

この辺については、一自治体でどうしようという問題ではないので、これはぜひ町村会等一体となって国のほうへ要望していただいてこの制度を直していかないと、この部分についてはなかなか解決しない問題だというふうに思いますので、ぜひ町長のほうは声を大きくしていただいて、対応していただきたいというふうに思います。

町民の安全・安心を守るために、あと、町民に対する十分な説明、これが不足しているんじゃないかと私は思います。そういったいろんな制約があるということが、なかなか分かっていらっしやらないんじゃないかなというふうに思っております。ですから、あるものをただ解体すればいいというものではなくて、それに対して法的、財政的、また税法も含めてですけれども、こういったネックがあるということをきちんとして説明をしていただいて、町民運動を全国の運動として国に働きかけなければ、これについては対応がなかなか大変ではないかというふうに思いますので、ぜひ町長にはこれからも頑張ってください、やっていただくことを期待いたしまして、一般質問を終わります。

古澤議長 以上で、1番、荒木俊夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

佐藤耕二議員

古澤議長 続いて、7番、佐藤耕二議員。

〔7番 佐藤耕二議員 質問席へ移動〕

7番（佐藤耕二議員） 7番、佐藤耕二です。

今回は、危機管理体制の充実を求めてということで、一般質問をしたいというふうに思います。

今年は過去に例を見ない本当に暖冬で、非常に雪が少ない冬になり、また、新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るっています。昨年は10月の台風18号、19号の相次いで襲来があり、また、6月の山形県沖地震等、異常気象が続いております。

今までは、西川町は比較的安全な町という認識が町全体にあったように思われます。いざ災害が起きたときの町の危機管理体制は、西川町地域防災計画に詳細がありますが、町民にどこまで周知されているのでしょうか。次の点について質問いたします。

最初の質問です。

昨年度、各家庭に土砂災害のハザードマップを配布しておりますけれども、寒河江ダムの緊急放流に伴う洪水エリアマップの策定はどのような予定になっておりますか。お聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 初めに、本町の災害時等におけます職員の動員、配備体制等につきまして申し上げますが、職員の動員、配備体制につきましては、大雨警報等の気象警報発令時などに、総務課、産業振興課及び建設水道課などの職員が役場に登庁しまして、情報収集、伝達活動を行う第1次配備から、大規模な災害が発生し、または発生するおそれのあるときなどに、災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達及び応急対策を行う第4次配備まで、4段階の配備体制を設定しております。

今年度におきましては、議員ご指摘の令和元年6月18日の深夜に発生しました山形県沖地震の際には発生後、第1次配備をしき、自主防災組織会長の区長などから情報収集を行いました。また、10月12日の台風19号の際には、本庁で作成しております防災行動事前対応計画、いわゆるタイムラインに基づきまして、台風接近が予想された3日前から、区長や消防団などに警戒や広報をお願いするとともに、実施を予定しておりました総合防災訓練の中止を決定するなどして警戒に当たったところであります。

台風接近当日は、雷注意報発令後、第1次配備をしき、関係機関などから情報収集を行い、日没前に大井沢地区に避難準備・高齢者等避難開始情報を発令しまして、その他の地区には自主避難を呼びかけ、区長などの協力を得ながら、地区の避難所を夜通し開放していただいたところであります。

それでは、議員の質問の第1点目ではありますが、寒河江ダムの緊急放流に伴う洪水ハザードマップの策定予定についてではありますが、洪水等に際し、これによる災害を警戒し、防御し、並びに被害を軽減し、公共の安全を維持することを目的としまして、水防法が制定されております。

同法では、河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定することとされておりまして、寒河江川の場合は、山形県知事が指定することになります。また、平成27年の同法の改正によりまして、県知事は指定の区域及び浸水した場合に想定される水の深さを公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならないこととなりました。

県では、寒河江川の想定最大規模の洪水エリア、つまり、寒河江ダムの水が緊急放流された場合の洪水エリアについて調査を行い、平成31年3月25日、県のホームページで浸水想定区域図が公表されまして、本町にその内容の通知があったところであります。

議員ご質問の洪水ハザードマップの策定予定ではありますが、本町では県知事から通知を受けまして、令和2年度に洪水ハザードマップを作成し配布すべく、今定例会にその経費を予算案に計上し上程いたしております。

なお、平成31年1月22日、国土交通省山形河川国道事務所及び最上川ダム統合管理事務所が主催しました、寒河江ダム放流における氾濫を想定した、最上川上流危機管理演習が西川交流センターあいべで開催されまして、私をはじめ関係職員が参加しております。

今後も、洪水や土砂災害などの演習に積極的に参加しまして、災害発生に対する備えを平素より行っていく所存でありますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今お聞きしましたように、洪水エリアマップ、ハザードマップは、やはり来年度の予算のほうに上程されておりまして、見ますと760万となっていますけれども、3つの部の委託だという合計しか出ておりませんでしたので、どれくらいかかるか、その内示の予算書でははっきり分かりませんでしたけれども、確かに上程されているなというふうには思います。

来年度中に、これを策定して全戸に配布するというような段取りになるかと思えますけれども、まず配布した後ですよ。各戸に配布して、それをどのように利用していくのか。配付しましたで終わってはいけないのではないかなというふうに思うわけです。その後、各自主防災会等あるわけですが、その辺との連携はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

古澤議長 佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま佐藤議員からの、洪水ハザードマップ作成完了後の主に自主防災組織との連携等についてのご質問でございます。

当然、議員おっしゃられますように、ハザードマップの作成というのは一つの手段であるわけございまして、その後、それをいかに町民の皆様方に周知を図りながら、自主防災組織等の団体の中で平素より訓練、あるいは意識向上に努めていただくかというのは非常に重要であると、私どもも認識いたしております。

議員からもございましたように、昨年度ハザードマップ、これを配布したというようなことで、一番最初に配布したのが平成24年頃でございましたので、それから、五、六年の年月が経過しているというようなことで、町長と町民の皆さんの語る会でお話ししながら、平成30年度にハザードマップを改めて配布させていただいて、平素より心がけ、そして訓練等をよろしくお願い申し上げますというようなことで、啓蒙に努めてまいったところでございます。

当然今回、洪水ハザードマップを作成するに際しましても、地区ごとに地区民の皆様方といろいろな現状、あるいは予想図も含めまして、課題等々を情報共有しながら、その対応も協議して、ハザードマップを作成するとともに、作成後については、議員おっしゃるように自主防災組織等での訓練等についてもお話し申し上げながら取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 昨年度、土砂災害のハザードマップを配布しているわけです。その土砂災害のハザードマップを配布したときにも、その中にはレッドゾーンとイエローゾーンが表記されているわけです。レッドゾーンとイエローゾーンが表記されておっても、各自治体、自治体というよりも自主防災組織は、それに対しての対応は何もできないわけですね。どうやっていち早くそこから避難しようかというようなことぐらいしか考えられないと。

その辺の改修をしなくちゃいけないんじゃないかなと私は思うんですね。ある程度、特にレッドゾーンなんかはやはり改修していかないと、ただレッドゾーンだけでは、そういう周知だけではうまくないと思います。

それと同時に、今回の洪水エリアマップなんですけれども、これに県のほうで河川流下能力向上緊急対策事業費ということで、8億5,000万予算取っているんですね。その事業内容を見ますと、流下能力向上対策ということで、上流部の氾濫で下流集落が浸水する箇所、主要道路が並行する箇所、本川合流地点において、堆積土、支障木対策を実施していくというようなことがあるわけです。

今回、そういう洪水エリアマップをつくるわけなんですけれども、県のこの緊急対策事業に西川町は入っていらっしゃるのでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま佐藤議員からご指摘がありました、県の事業の関係でございます。

現段階で、私どもとしてはその事業に入って、西川町が該当しているということは確認いたしておりません。今後、そういった事業もなおハザードマップ作成の中でも確認をいたしながら、鋭意チェックしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 先日、12月6日に中学生による模擬議会を行ったわけですね。その中の質問の中にも、やはり寒河江川が心配だというような質問がありました。それは、寒河江ダムの耐用年数と、寒河江ダムが決壊、あるいはあふれたときの対策について質問されているんですね。

それに対して、町長のほうでは、回答的には、常に町は寒河江ダム管理事務所などの関係機関と打合せをやっていると。あるいは、タイムスケジュールを事前に作成して訓練を行っ

ているということで、決壊は心配ないという話をされているわけなんです。

これは、こういうことは、ある程度本当に下流の住民の方々は、その寒河江ダムに対して非常に心配している部分があるのではないかなというふうに思うわけなんですけれども、その辺で、先ほど冒頭でも言いましたように、やはり洪水エリアマップをつくって配布したと。その後、本当にきちんと対応していただいて、各自主防災会、あるいは各町内会ごとに、その対応をどうするんだということを、きちんとこれからもやっていただきたいというふうに思うわけなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 この寒河江ダムの決壊と申しますか、この点につきましては、ちょうど私が町長になって初めのこの議会で、何度か議員の皆さんから寒河江ダムは大丈夫なのかというようなご質問があってお答えしておいたわけでありましたが、その後、ぜひ寒河江ダムの現場を見ていただいて、そして、国交省のほうからのご説明をぜひ受けてほしいというようなこともあって、議会の議員の皆さんに寒河江ダムの内部監査廊も含めてご覧になっていただき、そして、事前のダムの対応策、こういったものを含めて説明していただきまして、それで十分納得されたかは分かりませんが、その後は議員の皆さんの質問等がなかったわけありますので、それなりのご理解を得たんだなと思っていますが、そういった意味で、年に1回、夏のサマーフェスティバルですか、ああいった中でダムの開放を行って、地域住民の皆さん、さらには、まず一番とダムが決壊した場合、決壊と申しますか、緊急放流等も含めてなった場合に、寒河江、河北町の最上川との合流地点が一番と危ないわけでありましたが、そういった意味も含めて、皆さんにぜひとも1日のダムの開放、こういったものを含めて、ご覧になっていただきたいということイベントをやっているわけなのであります。

ですから、そういった意味も含めて、まず町民の皆さんにも、先ほど申しましたようにダムの異常増水等も含めて、国交省、それから県、あと関係機関を含めて、何年かに一度、防災訓練等も含めて、大規模な防災訓練をやっておりますので、そういったものを含めながら、情報を町民の皆さんにも教えながらやっていきたいと思いますが、なかなかこれは一朝一夕にはいきませんので、そういった中で議員からもありましたように、自主防災組織を通して、さらには町長と語る会、これはハザードマップを配布した時点では、それ一本で町長と語る会の案件にして回ったわけありますので、できれば今年、もしそれがそれまでにできれば、それに限って改めてやりたいというようなことも考えておりますので、よろしく願います。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） やはりそういうような土砂災害ハザードマップ、あるいは洪水エリアマップ等はきちんとつくっていただいて、それを町民の方と共有するというでないと、やはり駄目なのではないかなというふうに思いますので、町長からもありましたけれども、ぜひ本当に町民の方が理解できるように、そして、訓練等を通じていざというときに対処できるようにお願いしたいというふうに思います。

2番目の質問になります。

西川町の災害協定は、現在、他自治体との応援協定が3件、事業所等との応援協定が15件、福祉避難所の指定協定が1件あります。他自治体との協定は、山形県広域消防相互応援協定で、締結先は県内市町村及び消防の一部事務組合になっています。2つ目は、大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定で、これも同じようになっています。3つ目は、山形県消防防災ヘリコプター応援協定で、これは県内市町村及び消防の一部事務組合が提携先であるというふうになっています。

ほかの自治体とのその応援協定というのは、もっと積極的に増やしていくべきだと思います。以上の3つは、ほとんどの自治体が同じ協定を結んでいるわけで、町独自ではないわけですが、もう少し他自治体との応援協定を積極的に増やすというふうに考えますけれども、町長の見解をお願いしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第2点目ではありますが、災害応援協定であります、本町では議員ご指摘のとおり、他自治体、事業所等との応援協定並びに福祉避難所の指定協定を締結いたしております。

他自治体との災害応援協定では、平成7年度に大規模災害時の山形県市町村広域総合応援に関する協定を県内市町村間で締結しまして、ブロックごとの応援体制を調整しながら、主に避難所運営や罹災建物調査について互いに応援するほか、県内の市町村及び一部事務組合の間で、山形県広域消防相互応援協定や山形県消防防災ヘリコプター応援協定を締結いたしております。

また、県全域に及ぶ大規模災害を想定しまして、県レベルで大規模災害時等の北海道東北8道県相互応援に関する協定を、北海道から新潟県を含む8道県で提携されております。さらに、平成8年度には、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定が締結されておまして、以上のとおり、広域的な災害発生時の応援体制を整備しておりますが、この

ほかにも、国及び県からのリエゾンやテックフォースと呼ばれる災害対応専門職員、または専門家チームの派遣制度がありまして、災害規模に応じて国及び県が即座に判断し、自動的かつ積極的に派遣する仕組み、いわゆるプッシュ型派遣が構築されております。

事業所との災害応援協定では、食料や生活物資、燃料等の供給などを協定内容としまして、議員ご指摘のように15件、福祉避難所の指定協定では1件、それぞれ締結いたしておりますが、災害応援協定の締結については、今後とも全国の災害状況を考慮しながら、必要に応じて進めてまいりたいと存じております。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 今、全国で多分もっと増えているかと思えますけれども、1,457の自治体がほかの自治体と、要するに友好都市を含めて締結しているということなんですね。山形県の場合は、後でも申し上げますけれども、やはり大規模な災害が起きたときは、県内の、あるいは近隣市町村だけでは対応できないと。当然、県外あるいは全国のから応援をいただかなくちゃいけない部分があるかと思えます。

そのときの、例えばいろんな要因があるわけでしょうけれども、姉妹都市を結ぶというような考え方は今現在ないんでしょうか、それとも、そのように該当する町がないんでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 これまでも姉妹都市につきましては試行錯誤と申しますか、何とかしたいというようなことで、できれば西川町は山でありますので、海岸も含めて、今回の東北震災等も含めてであります。そういったお互いの弱点と申しますか、そういったものを補完できるような、そういったものもあるのではないかとというようなことで模索はしてきて、具体的に話し合いもやった経過もございます。

なかなかそこまで至っておりませんで、ただ、今から10年前ほどですが、災害関係ということで、東京の早稲田商店街との災害協定と申しますか、災害があった場合は西川町で引き受けますよと。西川町であった場合はというようなことでの、そういったバック商品と申しますか、それぞれ協定とまではいかないんですが、考慮をしようというようなことで行った経過もございますが、なかなかこれも理解者はできなかったというもので、あと、仙台の宮町もそうですが、同じようなものでやった経過がございますが、そこからなかなか進まなかったというのがありますが、そういったものを含めて、できれば災害だけでなく、提携できる市町村を今後とも模索はしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） そうですね。応援協定といっても、やはり常日頃は友好都市という感じで、常日頃の交流が大事でしょうから、そういうことを含めたやはり姉妹都市が必要なのではないかなというふうに思いますので、ぜひこれからも積極的にそういう動きをしていただきたいというふうに思います。

ちょっと思ったんですけれども、私、何年か前の一般質問で、friscoはどうなったんですかと町長にお聞きしたときに、町長はそのときに、今ははっきり分からないので後で答えると言ってそのままになっていたような気がするんですけれども、今現時点はどうなっているのでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 friscoとの交流をやって、もう30年ぐらいになろうかと思えます。始めたのは、30年ぐらいになろうかと思えますが、あと、小中学生の交流、何年か続けまして、その後、この20年ほどは全くそういった交流をやっていないような状況と認識しております。

なかなか遠い場所、場所的にも遠いわけではありますが、ただ、そこをどういうふうに今後、まだ交流を終わったというような、そういった意思表示をしておりませんので、そこはどうするかというのは、これからの課題だなと思っています。

特に、今は台湾とやっていますけれども、他の市町村におきましては、外国2つ、3つというような、いろんな場所との交流もやっていますので、そういったものを含めながらと考えております。

特に今30代、40代の青年層には、friscoに交流で訪問した方もおりますので、さらには当時の引率者等もおりますので、そういった方のご意見なども伺いながらかなと思っていますが、なかなかこういった切り口をやっていくか、今後とも研究したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） そうですね。friscoのほうはそうやって何とかつなげるような方法していただきたいと。

昨日、町長の施政方針にもありましたけれども、西川町は英語教育を重視していくと、保小中という考えもあるわけですから、ぜひそういうことで子どもたちを派遣するなどしてやっていければ、もっと有意義にできるかなと思いますので、その辺をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、協定なんですけれども、協定ではいろんなところと協定しているわけですが、例えば、今、電気自動車が非常に一般的になってきているわけですね。電気自動車というのは、太陽光発電のパネルと組み合わせると、これは非常用電源として使えるというようなことをちょっとお聞きしたことがあったんですけれども、例えばそういうふうな電気自動車の活用を含めまして、そういうような自動車会社との協定を結んでいくというようなことはいかがでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま佐藤議員から災害応援協定の具体的な一つとして、電気自動車、これの協定というのも、今おっしゃられたような内容で有効なのではないかというご指摘でございます。

これにつきましては、ちょっとまだ関係する方からそういった形での、いわゆる電気自動車の災害応援協定、こういったものもその会社さんのほうでは検討しているというようなことで話いただいたのが、まだここ3日、4日前でございます。

したがって、現段階では担当のほうでお話を聞きながら、内容の整理等を行っている段階で、役場の中の組織といたしましては、まだ上司のほうに上げておりませんが、そういった形で担当レベルでの話は来ていることは、現段階としてはございます。

そういったことも含めながら、今後とも、先ほど来町長が答弁いたしておりますように、いろんな分野の災害応援協定等も、全国の災害事情等も考慮しながら検討してまいりたいということで考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） そういうふうな話があったということで、ある意味ではタイミングが良かったのかと思いますけれども、ちょっと積極的にいろんなことを考えていただきたいというふうに思います。

次の3番目の質問になるわけですが、今、山形県の主要活断層帯は4つあるわけですね。山形盆地断層帯は、過去の活動時期の違いから、実際は大石田から寒河江市に至る山形盆地断層帯北部というふうになっています。もう一つは、寒河江市から上山に至る山形盆地断層帯南部に分けられます。

私も西川町はこの2つのいずれかということになるわけですが、この断層帯はやっぱり発生すると、マグニチュード7.8の地震が発生する可能性があるというふうにされて

おります。その地震に対して、町はどのように想定しながら対策を立てていらっしゃるのかなというふうに思います。

町の防災計画、地域防災計画中の対策だけでは、やはり不十分じゃないかなというふうにちょっと思われますけれども、その辺町長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 佐藤議員の質問の3番目ではありますが、山形盆地断層帯の地震への対策についてであります。山形盆地断層帯地震の被害想定につきましては、これまで山形県による平成14年12月の発表では、死者数が9人から16人、負傷者数は203人から297人と想定されておりまして、本町では毎年各地区持ち回りで総合防災訓練を実施いたしてありまして、その中で、町民の皆さんの訓練の一つとして、山形盆地断層帯地震を想定した訓練を行っております。

さらに、各自主防災組織の防災訓練におきましては、多くの自主防災組織で大地震に備えた訓練を実施するなどして、訓練を積み重ねていただいております。

また、一番被害が想定されます建築物の倒壊対策につきましては、役場本庁舎や西川交流センターあいべなど、公共施設の耐震化を積極的に実施しておりまして、一般木造住宅についても、耐震診断や耐震工事の助成を行ってまいりました。

今後とも、総合防災訓練や自主防災組織の訓練などを通して、町民の皆さんの地震に対する防災意識の醸成に努めてまいります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） ちょっと年ごとの地震発生回数を若干調べてみたんですけども、近々から言いますと、2019年は10回あるんですね。そのうち先ほど申し上げましたけれども、6月8日に山形県沖で、これは震度6.8でした。その前の年、2018年は11回ありました。ちょっと17年は飛ばしますけれども、2016年は20回発生しています。これは熊本地震があったときですね。マグニチュード7.3という地震でした。2011年は記憶に新しい東日本大震災、これはマグニチュード9.0ということで、これは余震もあるんでしょうけれども、大きいもので37回地震があったというふうになります。

ずっと記憶をたどれば、あともう一つ、阪神淡路大震災が1995年にあったわけですがけれども、このときはマグニチュード7.3ということなんですね。非常に地震はやはり想定していないところでも起こり得るということで、西川町は過去にないから、例がないからいいのかというと、本当にそうではないのではないかなというふうに思います。

先ほど言いましたように、マグニチュード7.8の地震が発生する可能性もあるというふう

に指摘されているわけですから、やはりその辺はしっかりと分析されて、そしてその対策をしっかりと立てるべきでないかなというふうに思います。

先ほどの町長の答弁の中に、総合防災訓練を毎年やっているというような話でした。確かに総合防災訓練、私ども議員も出ておりますけれども、地震マグニチュード何点何の地震を想定したことをやっているということで、実際その地区だけの問題じゃなくて、全町的な問題だと私は思うんですね。

その地区別の、地区ごとの総合防災訓練は、果たしてそのやり方でいいのかなと。やはりもう少し、毎年でなくても、そういう全町的にわたった役場の中の本部の機能したところで行うべきではないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤議員の、ただいまの全町的な地震に備えた防災訓練というご質問でございます。

町長も答弁いたしましたとおり、昨年の台風19号、10月に接近してくるといえるときに、昨年の西川町総合防災訓練、これを中止ということにいたしましたということは、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、昨年度予定しておいた地区会場は、ここ、海味地区でございました。

海味地区ということで、ご案内のとおりこの海味地区には高齢者の福祉施設がこの近辺に2か所あるわけでございますので、昨年の地域防災訓練の総合防災訓練の主たる狙いの一つとして、いわゆる災害時に最も弱いと世間一般的に言われております高齢者、こういった施設の方々と、地域の方々の連携をいかに保って、地震等の備えに対応できるかということを狙いの一つとした経過がございます。

結果的には、残念ながら中止ということにせざるを得ませんでしたけれども、そういった形で総合防災訓練でも毎年いろいろな地震の対する備えについても課題等、これらを検討しながら実施してまいってきたというのがこれまででございます。

また、町長も申し上げましたとおり、各自主防災組織のほうで地震に備えた訓練、あるいは火災等々に備えた訓練というようなことで、通報訓練等も含めて、年に1回程度実施されておるといふふうに認識いたしております。

そういったこと等も踏まえながら、私どもといたしましては、総合防災訓練の中で各自主防災組織が同じ日に実施するなどして、町のいわゆる統一的な訓練ができないか、そういったこと等も検討の材料にしながら、今後鋭意研究、調査してまいりたいというふうに考えて

おりますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 想定される災害の場合は、事前の準備ができるかと思えますけれども、やはり地震に関しては急なものですから、その辺の対応の仕方ですね。それと、先ほど言いましたように、そういう町全体、地震になれば町全体どころか全県的な問題に、あるいは東北地方の問題にもなるというようなこととなりますので、その辺は町で今できることだけでも最低限町民と共有しながら、お願いしたいというふうに思います。

私はまたちょっと今の話を聞いて思い出したことがあったんですけども、東日本大震災のとき、私どもはまだ議員になっておりませんでしたけれども、その後の最初の年の一般質問で、そのことについてちょっと質問したときがあったんですね。

そのときに、もし西川町が地震に見舞われたらどうなんだろうかというふうに町長にお聞きしたんですけども、町長は多分忘れていらっしゃるんだけれども、西川町の住民はほとんどの家庭が漬物を漬けていると。米もあると。3日、4日は絶対大丈夫なんだと。その後、応援が来るというふうに話がされたのを、何か頭にこびりついているんですね。

でも、本当にそういうものかなと改めてちょっと思うわけですけども、その辺もし町長、見解ありましたらお願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今おっしゃられたことは、まさにそのとおり答えたと思います。というのは、私は住民課長をやっております、住民課で消防も担当しております、その当時の災害、今のようなこういった状況でなくて、災害は土砂災害などが考えられたわけでありまして、消防団との話合いの中でも、町の基本的な考えもそうですが、長らくそういった閉じ込めと申しますか、そういったことはないというような想定の基に、作業を先にやってきた経過がございます。

そして、今はアルファ米とか、ああいったものでもし災害があった場合は、それで食いつないでくださいというようなことでありますが、当時はやはりおっしゃったように、大体農家でありますので、1年分の米は十分蓄えてあるはずだと。あとは、漬物もありますし、そういったことで十分な、そういった長いスパンでの避難と申しますか、そういったものはあり得ないというのが当時の考えでありまして、そういったものでずっと進んできまして、あとは、問題は災害対応、要するに土木災害の場合は、土木業者の皆さんからの応援体制、そ

して、当時は土のう。今では土のうは各消防団に配備しておりますが、当時は土のうも消防団に配備なかった、要するに予算的な措置もあったわけですが、それも全て土木業者の皆さんにお願いして、ある程度の蓄えをしてほしいというようなことで、そういった経過もあったんで、当時はあの程度で済んだわけでありましたが、今はそういきませんので、おっしゃったように災害協定、いろんな方との災害協定を結びながら、食料もそうでありますんで、コンビニ等の皆さんにお願いして協定を結んでいるわけでありますので、当時とは大きな違いがあるというふうに認識しておりますので、今後はそのようなことで対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） この件に関してもう1件だけちょっと確認させてください。

今、町長からアルファ米とありましたけれども、そのアルファ米等の食料、あるいは毛布等の備蓄状況どうなっているか、ちょっと急なんですけれども、総務課長、分かればお答えいただきたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま佐藤議員から、災害時の避難所等々における備蓄の関係のご質問がございました。

現段階で私どもが各避難所を中心に配備蓄えておるものは、今、町長からもありましたアルファ米、そういったものが各避難所50食ずつ備えてございます。加えて、間沢の西川交流センターあいべ、こちらは150食ということで配備しておるところでございます。

一方、毛布でございます。毛布につきましては、120人分を町としては蓄えておるところでございます。先ほど来出ております台風19号、昨年10月の大井沢の避難でお世話になったという経過もございまして、大井沢のほうにも一部を置きながら、120の毛布を準備しておるという状況でございますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） そういうふうな備蓄は、最悪のことを考えながら本当に徹底してお願いしたいというのと同時に、やはり各地区にそのことを周知できるようにしていただきたいというふうに思います。

それから、次の4番目の質問に入らせていただきます。

防災行政無線は、今は非常に流れておりますけれども、町民にかなり浸透しているという

ふうに思います。ただ、戸別受信機なんですけれども、よく聞こえないという声がよく聞かれます。原因はということなのかなというふうに思うわけなんですけれども、もし乾電池に原因があるとすれば、特に高齢者世帯の方たちは乾電池の交換がなかなかできないというふうに思います。

このことも含めまして、町はどのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ただいまの防災行政無線の質問であります。本町の行政防災無線につきましては、災害発生の可能性が高まる大雨時や冬季間におきまして、町民の皆さんに確実に情報が伝わるよう、戸別受信機を備え、平成19年4月に供用開始いたしております。

議員ご指摘のとおり、現在も月に数件、戸別受信機の放送内容がよく聞き取れないとのご連絡をいただき、その都度、町が無償でアンテナの調整や機械の修繕等を行って、対応をいたしております。ただし、乾電池の購入は、町民の皆さんのご負担とさせていただいております。

今後、健康状態の確認などを目的に実施しております高齢者世帯訪問などにおいても、戸別受信機についての声かけを行うなどして、きめ細かな対応に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いします。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 私も何件か、高齢者の世帯にお邪魔して乾電池を交換した経験がありますけれども、非常に蓋がきついですね。開けにくいといいますが、あれじゃ高齢者の方は開けられないなというふうに思います。

ですから、乾電池代は当然個人負担で結構なんですけれども、やはり問題はそうやって本当に困っていらっしゃる方がいるんじゃないかなと。その辺をどうしていくのか、各町内会辺りで徹底していけるのか、あるいは消防なのか、その辺をきちんとして対応していただければというふうに思うわけですが、その辺はいかがでしょうか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 防災行政無線の戸別受信機の乾電池の交換の方法等についての、さらなる方法のご質問でございました。

町長からご答弁申し上げましたように、いわゆる高齢者世帯訪問、こういったときには積極的に声をかけながら確認いただくとともに対応してまいりますが、そのほかにもご提案あ

りましたような形で、地元町内会等々の声がけ等々に含めても、今後検討いたしながら対応してまいりたいというふうに思いますし、何かあったときにはすぐ役場のほうにご一報いただければということも、さらに町民の方にも啓蒙啓発に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくご理解ください。

以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 戸別受信機は乾電池の不良だけでなく、今お話も若干ありましたけれども、風でどうしてもその向きが変わってしまうということで、聞こえにくくなるというようなケースも十分考えられると思うんですね。

そういうことというのは、まず町民の方は分かっていないと思います。それを併せて周知できるように。周知ということは、すなわち町民の方はもちろんですけれども、町内会長さんはじめ、区長も、あるいは隣組長もいらっしゃるわけですから、その辺がそういう単位であるならば徹底していただきたいというふうに思うんです。その辺どうでしょうか。風向きに関しての返答をお願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 防災行政無線の戸別受信機の不具合の件のご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、先ほども町長もご答弁いたしましたとおり、当然、乾電池のみならず、そのほかのいわゆるアンテナの関係、あるいはご指摘いただいた風向きとの関係、どうしてこんな感じで今回は駄目なんだろうななんていうことで、不思議なぐらい具合が悪いというようなことで、風向きがあるんじゃないかなんていう話もよくありますけれども、そういった風向きとの関係等々も原因として大きくあるところでございます。

そういったことも含めながら、何か不具合、いわゆるちょっとした具合が悪いときはご一報いただくような体制、連絡についてはなお申し上げましたとおり、今後とも図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） それでは、最後の質問に移りたいというふうに思います。

今年の冬の小雪、これは観光商工関係、あるいは除雪をしている業者の方、あるいは農業関係の方が非常に影響を受けているのではないかなと思いますけれども、その影響とその対策ですね。それに対して、どのように考えていらっしゃるのか。

2月17日の全員協議会で副町長から話がありましたけれども、その辺をその後の話も含めまして、再度説明とその後の動きを教えていただきたいというふうに思います。

また、新型コロナウイルスは、これは全国的に非常に大きな問題になっていますけれども、これは私、通告をつくったのが2月十何日、3日、4日あたりが提出日だったんですけれども、その頃と大きく変わっておりますけれども、その辺の町の対応と、町長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の5番目であります。今、大変な影響を受けておりますが、今冬の小雪、新型コロナウイルスの影響と対策についてであります。まず初めに雪であります。今冬のこれまでの最大積雪時には海味が32センチメートル、本道寺が81センチメートル、大井沢が130センチメートル、志津が306センチメートルと、昨年の最大積雪深と比較いたしましても、海味で51センチ、本道寺118センチ、大井沢で114センチ、志津で161センチ、それぞれ少ない状況になっています。

スキー場や冬季イベント関係者並びに除雪関係者などの方に大きな影響が生じておまして、また、この小雪が今後の気候変動と、それに伴う農作物などへの影響も心配されまして、注視してまいりたいと存じます。

町道除雪では、除雪機の稼働時間が2月15日時点で過去5年間平均の18%から29%少ない状況であり、経済的負担が大きくなっておりまして、そのため、除雪稼働時間の最低保障時間を設定することとしまして、除雪車1台当たりの過去5年間の稼働時間の30%、時間にしてドーザーは100時間、ロータリは60時間まで、それぞれに保障することといたしました。

観光関係では、これまで2回にわたる小雪に関する観光対策連絡会議を開催しまして、小雪による影響や情報の共有を図るとともに、月山スキー場のオープンを当初予定の4月17日から4月3日へ2週間前倒しすることを決定いたしましたところであります。

今後も、観光対策連絡会議を開催しまして、月山夏スキーが早期に終了することなどが予想されることから、観光客減少の影響緩和対策などについても検討することといたしております。

町のイベント関係では、昨日の行政報告の中で報告いたしましたとおり、2月9日の第34回間沢スラローム大会、2月22日の第48回町民スキー競技大会及び西川小学校スキー記録会などを中止いたしております。

次に、新型コロナウイルスについてであります。中国武漢市で確認されました新型コロ

ナウイルスによる肺炎は、日本国内にも感染者が増え、世界各国に今、広がりを見せており、予防に用いるワクチンや治療に用いる特效薬の開発にはまだまだ時間を要すると言われていたことから、全世界で不安が広がっている状況にあります。

現在、国及び都道府県では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法などの関係法令に基づき、国内における新型コロナウイルスの動向や、さらに、原因調査、情報公表、患者の入院治療、そしてワクチンや特效薬の開発などに全力で当たっていると認識しております。

本町では、国や山形県の動向を踏まえまして、予防対策等の町民の皆さんへの周知を第一に、1日朝夕2回の防災行政無線での広報、町ホームページやお知らせ版に掲載しての広報を行っているほか、民生児童委員に対して個別に予防対策等の周知を行い、特に、高齢者の不安解消に対応していただいております。さらに、月山志津温泉、雪旅籠の灯りの会場でも注意喚起を行ったところであります。

具体的には、アルコール液での手指消毒、いわゆる手洗いの徹底、咳エチケットの徹底、感染が疑われる症状の方の受診方法の指導、指示などについて、インフルエンザ予防対策と併せて呼びかけているところであります。

また、役場や町立病院、保健センター、大井沢支所、大井沢自然博物館、自然と匠の伝承館、西川交流センターあいべ及び水道管理センターの玄関口には、アルコール消毒液を置いて対応しているところであります。

町立病院では、県が2月7日に新型コロナウイルス感染症医療連絡会議を開催いたしまして対応に当たっていることから、2人の職員を出席させて情報の共有に努めております。また、院内感染を防止する観点から、風邪の症状や37度5分以上の発熱が4日以上続く方、強いだるさ、倦怠感や息苦しさのある方は、町立病院に入らずに、村山保健所内帰国者・接触者相談センターに連絡してくださるよう、玄関口に掲示しながら適宜対応いたしております。感染症患者の入院治療は、県内では県立病院などの感染症指定医療機関が当たることと、感染症法では規定されております。

西川小学校及び西川中学校では、インフルエンザ予防対策と併せて手洗いやうがいを奨励し、さらに、西川小学校では毎日体温を測りながら健康観察を行っております。

商工観光関係では、2月10日に宿泊事業者や主な飲食店に聞き取り調査を実施していただきましたところ、50人程度のキャンセルがあった旨の回答を得ております。本町では町内事業者、金融機関が融資し町が利子を補給する町事業性評価融資制度の利用者対象について、新

型コロナウイルスの感染拡大や、小雪で観光客減少の影響を受ける事業者の方にも拡大いたしましたところであります。

今後とも、町民の皆さんの不安をおおることがないように配慮しつつ、情報対策に万全を尽くしながら、状況の変化に迅速的確に対応してまいります。

小学校の関係の今の状況につきまして、教育長のほうから答弁させます。

古澤議長 追加答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 先ほども荒木議員の質問の中で若干申し上げましたけれども、首相の要請に従って、西川町教育委員会として今現在対応しているところを、時系列を追って説明申し上げたいと思います。

まず、27日夕方6時半の首相の要請がありました。本町教育委員会では、2月、次の日の翌日28日朝、教育委員会事務局は7時半に集合しまして、対策を考えたところです。そして9時に、両校長、西川小、西川中の校長とともに校長会等を開きまして、まず、休校期間として、3月2日から小学校は4月5日まで、中学校が3月2日から4月6日まで、入学式の前日までというふうに決めております。

また、休校期間中の対応ですけれども、西川小に関しましては通知表配布は家庭訪問で行う。西川中に関しては卒業式の前日、13日のみ一時的に臨時登校としまして、通知表配布及びいろんな文集等の配布物を行うという予定になっております。

次に、卒業式ですけれども、小中とも参加は卒業生、保護者、教職員のみで、在校生、来賓等は参加しないという方針であります。同時に、入学式のほうも今後の状況によりますけれども、予定どおり行いますが、来賓等は参加しないという方針であります。

また、休校に伴いまして、留守中の子どもたちは自宅待機のような形になるわけですけれども、放課後子どもプランで平日午前7時半から午後6時半まで対応いたします。今まで登録制だったんですけれども、登録者以外でも希望があれば受け入れる体制でございます。

図書館利用につきましては、小学校の図書館ということもありまして、土日に限り保護者同伴での貸出しは可としまして、閲覧は避けるというふうにしております。ただ、やっぱり電話等いろんな要望等がございまして、受験生に限り、自宅だけでの学習はちょっと、もっと頑張って勉強したいというような声がありましたので、今日の午後から、受験生に限り図書館を利用して学習したい人はいいいというふうに、制限をちょっと緩めたいと思っております。あと、一般利用に関しては変更はございません。

そのほかの事項ですけれども、休校期間中は部活動やスポ少の活動は取りやめる、先生方

を送る離任式は行わないと、一応そのようなところで対応しております。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） ちょっと予定しているやつが質問できなくなるぐらいの時間で、間もなくなくなっちゃうんですけれども、2つほどちょっと確認しておきます。

まず今、教育長からお話ありましたように、学校関係の対策というか、対応についてお話がありました。これは2月28日の10時時点での確認事項ということなんですけれども、町では感染症の対策本部ということで、ほかの市町村、かなりのところにつくっていらっしゃるんですけれども、その対策本部は設置したのかどうか。もし設置したとすれば、いつで、どういうふうなメンバーだったのか。

それから、今の状況、新型コロナウイルスの感染状況について、あるいは小中学校の一斉休校を含めまして、それは先ほど来の防災行政無線でやはり言ってもいいのではないかなと思うんですけれども、今コロナの手洗い等は放送されておりますけれども、そういうような町の今現在の状況、例えば対策本部はつくったかどうか分かりませんが、こうやって設置した、それで、その結果こうなったというようなことも含めまして、どうなのかとひとつお聞きしたいというふうに思います。

それからもう一つは、非常に先日の新聞について唐突に感じたのは、2月28日に町長が、そのときに東京に出張に行ったらっしゃると思うんですよね。この28日が、今言ったこの感染対応についての話合いが午前中多分なされたと思うんです。これは西川町教育委員会名で出ている対応ということですので、町長がどこまでどういうふうに関わって、東京に行かれたのか。

これは町長の判断ですから、それに対してどうのこうのじゃないんですけれども、非常にある意味では大事なときだったのではないかなと思うんです。私、ちょっとひもといってみました。

古澤議長 時間でございますので、短めにお願いします。

7番（佐藤耕二議員） ひもといってみますと、そのときの東京出張は、最上川、赤川の何か本部の意見交換会みたいなものがあったんですね。ほかの市町村の町の首長もその予定があったんですけども、新聞には町長の名前しかありませんでしたので、非常にちょっと気になった部分でした。そこを時間がありませんけれども、明確に少し簡潔に回答いただければというふうに思います。

古澤議長 最後の答弁は、本当に簡潔に。

佐藤総務課長。

佐藤総務課長 1つ目の、今回の新型コロナウイルスの対策の会議等の関係でございます。

本町では、新型コロナウイルス対策連絡本部というものを2月27日の日に設置いたしております。しかしながら、この前段といたしまして、1月中旬に山形県のほうから、先ほど来申し上げておりますように、県の動向等を踏まえながら対応してまいったというところがございます。1月中旬から庁内の会議、幹部庁議という職員の会議がございますので、その中で現在の状況、あるいは、それぞれの課、公所として取るべき対応等について、会議を重ねながら対応してまいったというところがございます。なお、連絡対策本部のメンバーについては、課長、公所長ということで構成いたしておるところでございます。

あと、そういった防災行政無線の使い方等については、議員からご発言あったようなことにつきまして、原課のほうとも十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

古澤議長 追加答弁は小川町長。

小川町長 28日の日程の関係であります。大変町民の皆さん、山新の日程につきまして非常に詳しくご覧になっておられますが、28日は会議が中止になりまして、私は出張しておりません。

ただ、山新に対する連絡が遅れたと申しますか、大変混乱しておりまして、そういった意味で、ですから庄内も含めて一緒の同じような扱いで、その後、新庄河川事務所のほうで意見交換につきましては、テレビ電話での意見交換ということになりまして、私はどうしても行けなくて副町長に出席していただきまして、その対応を行ったところがございますので、よろしく申し上げます。

7番（佐藤耕二議員） 以上で終わります。

古澤議長 以上で、7番、佐藤耕二議員の一般質問を終わります。

佐 藤 仁 議 員

古澤議長 続いて、2番、佐藤仁議員。

〔2番 佐藤 仁議員 質問席へ移動〕

2番（佐藤 仁議員） 2番、佐藤仁です。ちょっと時間が中途半端ですけども、よろし

くお願いします。せっかくスーツを新調して今日、一般質問のために着てきましたので、頑張りますので、よろしくお願いします。

皆さんの顔の筋肉がほぐれたところで、第1番目の質問に入りたいと思います。

1番目ですけれども、西川町が目指す今後の観光産業についてということで質問します。当町にとって観光は大きな町の産業の一つであります。官と民が一体となって取り組んでいるわけですけれども、それを踏まえて次の質問をしたいと思います。

まず質問1ですが、町長を初め、月山は西川町の観光のシンボルと位置づけまして、施設等の整備を行いまして事業を展開しているわけですけれども、今後、春及び夏のスキーを含め、どのような展望を描いて拡大していくのかお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 佐藤議員の西川町が目指す今後の観光産業とのことではありますが、観光産業の振興につきましては、第6次西川町総合計画後期計画におきまして、交流人口100万人、観光消費額38億5,000万円を目指しまして、最優先事業には体験型滞在プログラムとモデルツアーの造成、通年観光の推進、観光イベントの見直しを掲げまして、観光産業が他産業に大きな波及効果を及ぼし、経済発展に大きく貢献できる、まちづくりを代表する産業であると捉え、これまでの総合計画におきましても、観光からの総合産業化を目指してまいりました。

また、昨年3月に策定いたしました西川町観光ビジョンは、第6次総合計画に即し、観光協会役員会等でも十分な検討を行いまして、その後行政との協働により策定したものであることから、官民一体となり今後の方向性を示したものであると考えております。具体的な取組につきましては、議員ご指摘のとおり、今後とも官民一体となった推進が肝要であると考えております。

第1点目の質問であります。今後の観光産業の展望についてであります。議員ご指摘のとおり、月山は西川町の観光のシンボルであります。本町におきましてはこのシンボル月山のほかに、朝日連峰や周辺の自然環境、生活文化、出羽三山の精神文化、また、育んできた独自の食文化としての山菜料理等がありまして、そして、最大の資源と捉えておりますのが、日本一の雪であります。

観光振興のためには、日本一の「月山」雪国宣言で提唱し発信しております。豊富な雪を活用した滞在型体験プログラムの整理や開発、組合せによる商品づくり、プロモーションによる誘客拡大を図り、併せて、通年観光を確立してまいりたいと考えております。

具体的には、月山の春、夏スキー、各種トレッキングを推進してまいります。特に、1つ目としては、仙台100万都市との交流を拡大し、本町独自の食文化としての月山山菜そばの消費拡大により外貨を獲得することで、観光産業を含めた地域経済の好循環を目指してまいります。

2つ目としては、これまで誘客が見込めなかった冬季間に、最大の資源、「月山の雪」を活用しまして外貨を獲得する仕組みづくりを行うことで、通年観光を確立してまいります。近年、活況を呈しております弓張平公園でのスノーシューや雪遊びなど、月山スノーシューパークの取組を志津地区やその他の観光拠点に拡大してまいります。

これらの主要な取組を起点とした総合的な取組を推進し、観光事業者の所得向上、そして経営発展を目指してまいりたいと考えております。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

いろいろ今、今後のことで町長から話あったわけですが、私をもっと大きく言えば、月山といえば春と夏のスキー、あとは登山があります。町内外にも、また全国的にも知っているわけですが、月山のスキー客は去年で12万7,000人ぐらい、あと、月山登山が6万6,000人ぐらい、合計約20万人近く。10年間の統計を見ても、大体10、20万ぐらいで推計しているということで、非常に月山のペアリフトというのが非常に重要というか、なってきたと思います。

そこで去年、ただ、その月山のペアリフトも、昭和44年にスキー場が開設になってリフトもできた。その後、63年に今のペアリフトが新設になったということですが、ペアリフトが去年はやっぱりモーターの故障で400万ぐらいかかっていると。あと、おとしはちょっとポストが傾いたというようなことで、幸い修理の期間が短くて、被害は少なかったわけですが、ただ、これがちょっと大事になれば、それを想像しただけでもちょっと鳥肌が立つぐらい、観光に非常に大きい影響を及ぼすのではないかなというふうに思うわけです。

月山観光協会の31年度事業計画の案にも、あと、2月14日に行われた町の総合政策審議会、これも令和2年度の政策方針の商工観光ということで、月山のペアリフトの更新の支援を検討するというようなことで載っています。また、あと今年度の予算でも、新設可能調査委託料ということで52万8,000円ほど載っていますので、これはちょっと事務的なことなのかもしれませんが、課長でいいのか、今後このペアリフトの新設を考えているの

か、または現状の維持で手直しをしながら、月山ペアリフトをやっていくのか、これは民間ですけれども、町でも知らないというわけにいかないのか、町ではもう当然予算も組んでいるわけですので、そういう方向はどのようなふうになっているのか、商工観光課長でよろしいのであればお聞きします。

古澤議長 答弁は志田商工観光課長。

志田商工観光課長 月山のペアリフトの、今後の考え方というようなところのご質問かと存じます。

議員ご指摘のとおり、年間の町の観光客総数に占める月山の誘客につきましては、3割強というぐらいに考えておりました、その主なものにつきましてはスキー、それからトレッキング等々の登山というようなところというふうに認識しております。

そういったその大きな2つのアクティビティーを支えるのが、やはり月山のペアリフトだというふうな認識をしております。ペアリフトの建設の経過につきましては、議員ご指摘のとおりでございます、昭和63年からの運行で、もうそれは32年ほど経過をしているというようなところでございまして、近年、支柱の傾き、去年は電気系統の故障などにより、一時運休というようなところで、多大な迷惑なども与えたというふうな状況を認識しております。

また、一般の観光客の方々からは、姥沢の駐車場からペアリフトの下駅まで、非常に距離が長いと。最後のほうにつきましては、急な上り坂になっていて大変だというようなところで、それを解消してほしいというような声も聞いているところであります。

そういったことから、昨年、今年度の予算の中でありまして、昨年7月から9月にかけて、環境省さん、それから林野庁さん、それから県のみどり自然課などの担当者の方々にも立会いをいただく中で、ペアリフトのリニューアルの可能性調査を実施をしたところであります。

調査の狙いといたしましては、今申し上げたとおり姥沢駐車場から月山のペアリフト下駅までの移動手段の改善、それから既存施設の老朽化に対応するためというようなところであります、姥沢駐車場からペアリフトの上駅まで一気に結ぶ索道施設ができないかという、そういった可能性調査ををさせていただいたところであります。

内容につきましては、機種選定等で、ゴンドラとか、ロープウエーとか、引き続きリフト、この3つの方法での可能性を、それぞれ機械のその設備の使用とか、工事費の比較とか、それから類似施設のその他の観光地での調査なども行いながら、総合的な評価を行ったところ

であります。

評価の結果につきましては、今申し上げた3つの中で最適であるというふうに評価したのは、事業費的にはかなりの規模、経費がかかるわけでありませぬけれども、1回で60人程度が輸送できるとか、それから、維持管理の面でも比較的楽だというふうなところから考えまして、ロープウエーが最適だというふうな調査結果を一応出したところであります。

ただ、膨大な経費に対しまして、どれほどの経済効果が見込めるのかとか、それから、その財源が実際に確保できるのか、事業主体はどこであるべきなのかと。もしくは、今申し上げた方法以外に改善する方法はないのかというふうなところで、様々な課題についても浮き彫りにされたところであります。

引き続き、町としては丁寧な検討を月山観光開発株式会社とともにやっていくというふうなところを確認はしているところでありまして、次年度から、新年度につきましては予算はなかなか見えておりませぬけれども、関係者の検討会などを設置をしながら、十分に今後も検討をしていきたいというふうに思っているところであります。

古澤議長 ここで、昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） じゃ、後半もよろしくをお願いします。途中抜けたので、45分か47分ぐらいまでということなので、よろしくをお願いします。

最初は課長のほうから、最初からもうロープウエーという話が出まして、私も昨日いろいろつながりを考えてきたんですけれども、ちょっとシナリオが狂ったので、ちょっと一方的に話になるかもしれません。最後に町長のちょっと考えをお聞きしますので、ちょっとだけお付き合い願いたいと思います。

月山観光開発さんですね、やっぱり。今年、支柱が倒れたということで光ファイバー、県の予算をもらって入れて、事務所で管理できると。あと、今年はモーター、4,000万ほどか

けて、これは自腹だそうです。民間なのでそうなんでしょうけれども、モーターを交換するというようなことで、いずれにしても、32歳のリフトですので、いずれは取り替えなきゃならない、もしくは補修をして使っていくというような格好になるうかと思えます。

それで、先ほどロープウエーという話が出ました。ロープウエーというと、身近にあるのは蔵王に2か所あります。私もあの蔵王の温泉街で、二、三のホテルの仕事をやったときがあります。その上のドッコ沼のところの1,200メートル以上のところで、ホテル、四、五年前に解体されてなくなったんですけども、400人ぐらいのホテルに従事したこともあります。ですから、蔵王の厳しさというのは実感しています。

その後、つたや、ごめんなさいね、個人名出したらあれですけども、志津温泉でホテルをやったことがあります。あそこは大体700メートルちょっとです。蔵王温泉街は920メートルぐらいですね。200メートルぐらい標高差が違うんですけども、志津のほうはもう雪が降る時期も早いと。雪の量も蔵王の、これもあの比じゃなく深いということで、非常に気象条件が悪いんですけども、ロープウエーに関してちょっと比較をしますと、2つあって101人乗りのロープウエー、これは鳥兜駅があるわけですけども、蔵王の温泉が900メートルちょっととすると、標高が1,387メートルです。標高差が524メートルで、全長が1,787メートルです。

奥のほうの53人乗りのゴンドラ、ロープウエーですけども、これは山頂までありますけれども、途中の駅が1,331メートルです。標高差が464メートル。山頂駅あります。あそこが1,661メートルです。山頂までが329メートルの標高差があるということで、片や、月山のペアリフトですけども、姥沢駐車場が大体1,160メートルです。上駅が1,520メートルぐらいです。標高差が大体360メートルあります。

そうしますと、標高1,600メートルの高原のゲレンデとしては、蔵王と同じぐらいのゲレンデになるということなので、こういうことを考えていくと、まんざらロープウエーもというような感じがしないでもないわけです。

ただ、それを実施していく場合の問題点がやっぱり幾つかあります。私なりに考えると、一つは国立公園になっています。蔵王は国定公園ですから、ゲレンデやなんかに車道もありますし、林道もあります。片や、月山のほうは国立公園なので、かなり厳しい規制がかかっています。車1台行くにも行けないような状態です。

そういう面を考えると、許可を受けたり、いろいろ作業すると、かなりの労力が必要になってくると。あと、費用対効果が当然出てきます。民間にしる、役所でやるにしる、これが

ネックになってくるわけですがけれども、蔵王みたいに冬の営業ができないというのはネックです、月山のほうは。現在は、大体4月から10月まで6か月半ぐらいの営業になると。

ただ、ロープウエーにしますと、リフトと違って、外したりつけたりしなくてもいいと。駅にしまっておけばいいわけですので、雪が降ったなとなればすぐ運転できる。人さえいればね。そうしますと、冬スキーということで11月もできる、例えば。あと、年越して春スキー、4月からですがけれども、例えば3月からできると。ただ、志津からの輸送の問題はあります、当然。ただし、営業としてはできる可能性があるということで、6か月半に対して大体9か月ぐらい稼働ができるんじゃないのかなというふうに思うわけです。

あとは、やっぱり何といっても財源になります。先ほど課長からも話あったように、リフトとロープウエーでは何倍になるのか、何十倍になるのか。上駅、下駅をつくるだけでも大したお金がかかる。当然、別な場所に建てなきゃならない。さっきの国立公園の問題も出てくるということで、財源が大変になってくるわけですがけれども、やっぱり町としてできるのは、今までいろいろ話し合ったのかどうか分かりませんが、まずは県・国の補助金とかあるのかどうか。もう片っ端から調べてみると。

あと、もう一つはふるさと納税があります。町のふるさと納税をちょっと調べてみたら、過去10年間ぐらいで大体3億5,300万ぐらい。これは本当の民間、個人になるわけですがけれども、ただ、オカ経費が大体4割ぐらいかかるので、一般財源からそのオカ経費出ていますので、実際は使えるお金というのは2億1,000万ぐらいにしかならないだろう、私の判断ではね。町の予算では、来年度は4,000万ぐらいしか見込めないということで、オカ経費を引けば2,400万ぐらいしか残らないと。当然少ない。

あとは、企業版のふるさと納税があります。今までですと6割控除で4割負担と。それじゃ使い道がないということで、今度からは9割補助で1割の、企業が1割しか負担することでないというふうになります。

あともう一つの、今までですと募ってやって、許可を受けてやって、そして、仕事が終わって確定した段階で寄附をもらうということなので、1年前に1回いいよと言った企業が、今度できたらあれは駄目ですとなる可能性もあったということで、非常に使いづらいと。今度からは前もってお金を寄附してもらえというような制度に変わるということなので、非常に企業版のふるさと納税というのは使いやすくなるし、企業側もある程度1割しか負担することがなくなるので、しやすいんだろうというふうに思います。

そうすると、やっぱり問題は、いかに町をPRして、全国にPRをして、ああ、西川町と

いうのはいろいろ問題意識を持ってやっているんだと。ひとつ寄附でもしてみるかという
ような体制に持っていく。あともう一つは、個人的に品物をいっぱい増やして、寒河江市な
んかは40億とかと言っていましたので、半分でも20億ですから、そこまではいかないにして
も、そういう努力をする必要があるのかなというふうに思います。

そして、施政方針の演説ではないので、ここら辺で町長のそこら辺、今後の、今のことを
加味して、大体どういう考えかをお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、月山の観光であります。これは前から申し上げますように、西川町合併
以来になります。月山のあの雄大な自然を生かして観光立町というのは、初代町長からの
ずっと一貫した考えでありまして、まさに私もそのとおりだと思いますので、特に西川町は
前から申し上げますように、なかなか農業では生計を立てることができないと申します
のは、非常に耕地面積が少ないというようなことでもって、観光面ではいろんな面でほかの
市町村から見れば資源が非常に裕福だということでもあります。

その一つが、やっぱり月山でありますので、そういった意味で、その月山をいかに今、議
員からありましたように、全国に、そして世界に発信しながら誘客をして、観光での収益を
上げるかだと思っています。

そのようなことで、なかなかこれまで月山は夏スキーというようなことでこれまでやって
きたわけでありまして、若者のスキー離れ等々もありまして、非常にスキー客が減ってきた
ということでありまして、しかし、近年では自然志向と申しますか、要するに体験型の観光
が非常に注目されつつあるわけでありまして、そこをどういうふうにするかということも併
せて、夏のフラワートレッキング、あと、それからやっぱり冬の収入の得られなかった、お
客さんの来なかった冬季間の観光、これをどういうふうにも有機的に結びつけるかだと思っ
ていまして、ここに力を入れていきたいということでもあります。

特に、月山を全国、さらには世界各地にPRするという意味では、西川町だけではなかな
かできないということもあって、月山フォーラム、その中でジオパークなども検討したん
ですが、なかなか難しかったんですが、5つの市町村、月山を取り巻く5つの市町村が一
緒になって、まずは月山をPRしよう。そして、その中の西川町が持つ特別なと申します
か、観光施設と申しますか、要するに自然、こういったもの。あと、鶴岡は出羽三山であ
りますので、それぞれの特徴ある部分を、それぞれが融合して発信しようというような
ことで、今まで進んでおりますし、これからも進んでまいりたいと思っています。

特に、日本遺産、これにつきましても今、鶴岡、庄内、西川であります、これに戸沢、あと大蔵も一緒に追加認定なども考えたらどうだというようなことも言っておりまして、そういった意味で、まず月山を全国に名を広める、そういった意味での今回の雪国宣言の日本一宣言でありますし、そういったいろんな面で今後ともやっていきたいというふうに思っております。

そういった、まず町としては、全国的な西川町の価値を高めると申しますか、そういったもので今後頑張っていきたい。ただ、議員がおっしゃいますように、まずはリフト等々につきましては、これは月山観光等との関係もありますので、ただ、これまでいろんな皆さんからのご意見があって、さっき前に観光課長からも説明ありましたように、姥沢の駐車場からリフトの下駅までが非常に大変だというような、そういった意見もありますので、それらも含めて、ただ大変だ、大変だでなくて、具体的にこういったものを想定できるのか、そういったものを含めて、今のリフト、ゴンドラ、ロープウエーも含めて何がベターなのか、こういったものを含めて、今回の調査費を計上したということでもありますので、その結果を見ながら、ただ、できるかどうかはさっきありましたように財源の問題でありますので、どこで財源を充当するか、こういったものを含めて、これからの検討だとは思いますが、まず、ただ、いろんな皆さんからいろいろご意見があるように、ただ、どうなんだでなくて具体的なもので議論できるような、そういったものをまず持ちたいというのが現在の状況でありますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） ちょっとばいっと言われて、はい、分かりましたとはいかないので、あまりいい返事はもらえなかったので、次の質問にいきます。

質問の2番目です。

寒河江ダムあります。そして、その月山湖もあります。現在ある施設を含めて、貴重な観光資源だと思うんですが、今後の方向性をどう描いているのかお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 2点目のご質問であります、寒河江ダム、月山湖の今後の方向性についてであります、昨日の施政方針でも申し上げましたとおり、第6次西川町総合計画及び後期基本計画では、中核的な公園の再整備、利用促進、寒河江ダム周辺の一体的な公園整備の検討を掲げますとともに、豊かな自然環境や生活文化などの地域資源を生かした体験型滞在プログラムと、モデルツアーの造成による通年観光を推進していきたいと思っております。

そして、ダムの上下流を含む森林や河川環境の向上と、施設利用の促進及び水源地域の豊かな自然や文化を通用した地域振興を図るため、平成17年3月に策定されました寒河江ダム水源地域ビジョンを再確認し、昨年9月24日に、地元区、月山朝日観光協会、月山朝日ガイド協会、西川町カヌー協会の代表者や、最上川ダム統合管理事務所、山形県河川課などの関係者によりまして、寒河江ダム水源地域ビジョン推進会議を共同で設置していただきまして、ビジョン実現のための重点施策として、湖面の利用と、寒河江ダム周辺及び寒河江川上下流流域施設の利活用の促進について協議をいただいております。

一方、国土交通省では、河川の維持、河川環境の保全などの河川の管理につながる活動を自発的に行っている民間団体等を、河川協力団体として法律上位置づけまして、河川管理者と河川協力団体が充実したコミュニケーションを図り、互いの信頼関係を構築することで、河川管理者は、洪水などの災害の防止、河川の適正利用、河川環境の整備と保全など、河川関係協力団体は、河川効果を利用した活動、環境学習等々、地域の実情に応じた河川管理の充実を図る取組を行っております。

寒河江ダム統合管理事務所や関係機関など、これまで取り組んでまいりました月山湖サマーフェスタの継続等も含めて、通年観光の新たな体験プログラムとしまして、まず、町も大いに期待しているところであります。

今後、1,000メートルコースのカヌースプリントコースや、関連施設の整備のほかに、既存のダム周辺施設の利活用、再整備などを検討しておりまして、さらなる取組を進めていきたい。

今後このような取組を進めるため、令和2年度においては、新たに町の地域資源であります、既存の寒河江ダム及び周辺並びに上流の大井沢河川公園、下流の寒河江ダムスポーツ広場、本道寺、月岡の河川を都市公園として設置することや、現在、都市公園として設置しております睦合河川公園につきましては、河川敷やこれまでグランドゴルフ場として利用してきた部分についても、都市公園として指定の拡大など、寒河江ダム及び周辺、さらには上下流を含む水源地域として、魅力の周知とPRの強化を図るとともに、地域資源の利活用を促進しまして、本町の自立的、持続的な活性化を目指していきたいと考えているところであります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 月山湖ですけれども、これは一級河川になっていまして、寒河江川というような認識でよろしいのでしょうか。

古澤議長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 寒河江川でございますが、ダムは直轄で管理を行うというような形になっております。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 現在、噴水とか、1,000メートルのコースの整備をやっています。カヌー競技場があるわけですけれども、これは国から無償で借りているということによろしいんでしょうか。

古澤議長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 現在のところ、無償で占用させていただいている状況にあります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 112メートルの噴水とか、あとはカヌー競技、水の文化館、あと、ソフトクリームを食べながら見れる展望台、いろいろあります。あと、仁田山放牧場もありますし、先ほど言いました寒河江ダムのスポーツ広場もあります。

どう見ても観光地、公園というような認識に立ってしまうんですけれども、先ほど都市公園化という話がありました。お隣、秋田県との青森県にまたがる十和田湖あります。これが1800年代で、廃藩置県で県境がはっきりしなくなった。これが2008年にいろいろなサミットがあって、秋田県が4割、青森県が6割ということで県境が決まったということで、その後、数千万の交付金が入ってきたというような経緯もありますので、当然、国から委託じゃないですけれども借りていて、いろいろなことをやっている。しかも、町でいろいろなお金をかけて設備をやっているということと考えると、当然、都市公園としての許可を得られるんじゃないかなというふうに私なりに思うんですが、ちょっと先ほどもあったように、いろいろ極秘になるのかどうかは分かりませんが、都市公園化について進めているという話も聞きますので、現状話せる範囲内で結構ですので、政策推進課長の答弁をお願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 現在の取組の状況でございますが、これまで様々な形で施設のほうを整備されてきた状況でございます。大井沢につきましては、山形県のおらだの川事業、あと陸合公園の河川敷低水位の部分についても同じ整備となっております。

こういった形で、現況的に公園として利用している部分がございますので、そういった大井沢の河川公園、あとは寒河江ダムとその周辺、そして、その堤体下にあります寒河江ダム

スポーツ広場、さらには本道寺地区の釣り道場などをやっている河川、そして睦合公園の拡大の部分ですね。こういったところを指定されていない状況で現状管理も行っていますし、利用もいただいているというふうな状況でありますので、現状からしても、都市公園区域内でございますので、都市公園に指定をして公告を行うことで設置をするというふうな方向で対応ができないかということで先ほど来ご説明しておりますけれども、公園の指定について、関係機関と協議を進めているというふうな状況でございます。

可能性としては、関係者の間では大体の確認ができていますという状況ですので、詳細の部分について今後さらに検討を進めて、設置に向けた取組を進めたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） そうしますと、交付金、都市公園になれば交付金が入ってくるというような形になるかと思えます。例えば月山湖、あんまり数字的なこと、独り歩きするとうまくないので、詳しくは言いませんけれども、大体面積からいけば東京ドームの30倍では利かないだろうと。金額にすれば、単価が毎年変わるのであれですけれども、当初予算の1%枠にならないのかなというような思いはする。これは分かりません。

そういうふうになれば、非常に町として、ですから、予算的にも非常にうまくいくというので、にこにこになるわけですけれども、ただ、予定として例えば今年そういう手続をやる。今年度予算を見ても、図面化とか、あと書類とかというので、300万ちょっとぐらいの予算をかけているようですけれども、もらえるお金からすれば、微々たるものだと思うんですけれども、例えばこの年ちょうどやったと。それで、早くて来年の申請で、今年申請して来年許可が下りるので、交付金対象になるのが例えば令和4年からだというような、早くてそういう工程になるのかなというふうに思うんですけれども、そうしますと、非常に夢が膨らんでくるのかなと思うんですよね。月山湖を周辺に。月山湖だけで考えてもですね。

例えば、今でもいろいろな建物があるわけですけれども、例えばいろいろな施設というか、補助金を、例えば河川の協力団体制度とか、そういうものを利用して、コンピューターで調査しながら、ビデオを撮ってホームページにアップして人を寄せるとか、あとは、長井でやっている水陸両用のバスとか、そういうもので観光を呼び込むというようなこと、あとは、寒河江ダムの内部ですね。先ほど話もありましたけれども、見学なんかは非常に子どもも喜ぶ、もちろん大人もみんな喜ぶ。そういうものを合体してツアーを組んで、やっぱり外貨を獲得するというような方向になれば、お金をもらいながら、観光に役立つというようなこと

で、非常に今後町としていいのかなというふうに思うわけです。

もう一つですけれども、平成2年に月山湖ができたわけです。今年30周年になるわけですね。やっぱりその一つの区切りとして、町としてはこういうものを記念としてやる、それを町の町民に今はこういうことを進めているんだと。例えば来年認可が下りれば、満30周年ということで万歳をすとかね。例えば、そういういろいろな企画も出てくる。

いろいろ都市公園云々、月山湖の利用を、町長とか副町長の指示でやっているのかどうか分かりませんが、私推測するに、やっぱり役場の職員の担当者がいろいろ頭をひねって、いろいろ企画をして、いろいろ調べて一生懸命やっている、それが今もやっている、やってきた。やっている。こういういろいろなものができてきたんだろうと思います。企業は人なりと言いますけれども、役場もしかりですね。組織のトップからすれば、いい職員でうれしいなというような、涙が出るほどうれしいのかなと思うんですが、そこら辺のやっぱり感想も含めて、ちょっと考えがあれば、町長の感想も含めてお聞きしたいなと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、都市公園につきましては以前に中学校の河川敷等につきまして、都市公園の区画に認定していただいて、交付税の基礎数値の単位としてなりまして、そして交付税もいただいておりますというようなことも含めて、今回も、特に先ほど言いましたように、寒河江ダムの水源地域ビジョン、こういったものでの担当者の会議等も持ちながらありますが、その中での検討も含めて、担当者のほうでも頑張って、これまでもそういったことは想定をしておいたと思いますが、なかなかそこまで踏み切れなかった部分もあったと思いますが、今回そこまで行ったということでありまして、先ほど担当のほうからありましたように、担当者間ではある程度了解が進んでいるということでもありますので、特に今ダム関係は、数年前といたしますか、ダムは必要ないというような、そういった国の大きな流れがありまして、その後、政権が変わって、さらに近年の災害であります、その災害もダムがあの水を抑えたというようなことで、ダムの効用が非常に大きくなってきておりますし、そういったものを含めて、国交省のほうではダムの湖面利用というのが非常に大きな課題になっております。

そういった意味で、全国のダム所在市町村、集まっているんな事例報告などをしますが、私も事例報告をやってきましたんですが、西川町ほど湖面利用をやっているダムはないと確信しておりまして、そういった意味では、今回のこの都市公園につきましても、まさに今後のいろいろな面での全国の先進事例になるのかなと思っています。

以上です。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） まさにその湖面利用がやっぱり大切だと思うんです。町として、去年もカヌーの1,000メートルコースを1億数千万かけてやっているわけですね。やっぱり賛否両論あったわけです。ただ、そういうふうには町として、湖面に対して、活用に対して、町としても投資をしてやっているんだというようなことを、やっぱり町民にも理解してもらって、なおかつ都市公園としての理由づけが非常にインパクトがあるということなので、恐らく国としては、褒めてくれても駄目だというような理由づけにはならないのかなということで、やっぱりそれを今までカヌーを含めた投資というのは、そういうものにも生きてきているんだというようなことは大いにアピールをして、皆さんで都市公園になったときには、喜んで活用をしていくというところで今、そういうことも含めて、政策推進課長は一生懸命やっているんだろうというふうに思いますので、あとで褒めてください。

いろいろ先ほどから月山のロープウエーもあります。今言った湖面の利用もあります。やっぱり夢がないと駄目なの。やっぱり夢があるとわくわくすると。5,000人対策、これは現実的にはしようがないと思います。でも、5,000人きっと町おかしくなるのでねかとね。だから、今の時期に寒河江とか、山形市とかにいないとも限らない。

そういうものはやっぱり現実として受け止めざるを得ないんですけども、例えば今言ったロープウエーと月山湖とか、そういうふうな夢を提供して、そうするとやっぱりわくわく感が出てくる。だとすると、西川町にとどまろう、ほかの町からも来てやろうかとかと、やっぱり苦勞が苦勞でなくなるということなので、やっぱり常に町民に対していいものを提供して、議会も執行部も一緒になって、そして、やっぱりそういう夢を提供していかないと、非常に活性化がならないというふうに私は思いますので、そこら辺お互いにみんなでこう、次から次へとわくわくするようなものを提供していくというようなことは大事なのかなというふうに思います。

時間も押してきていますので、次の質問に移ります。3番目です。

月山朝日観光協会の平成31年度の計画案に、行政と観光協会の役割分担と連携とあります。これまで町としてどう対応してきたのか、今後どういうふうに対応していくのかをお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第3番目ではありますが、行政と観光協会の役割分担と連携についてであります。行政と観光協会の役割分担につきましては、これまでも議論されてきたところであ

りますが、昨年3月に、観光協会との協働により策定いたしました西川町観光ビジョンにおいて、行政の役割については、基本的な観光インフラ及び条件整備と観光からの他産業への連携システム整備、いわゆる観光からの総合産業化としまして、観光協会の役割については、観光誘客企画及び営業と会員の意識啓発及び観光による地域マネジメントといたしております。

まず、役割分担を推進しまして、観光振興を図るためには、観光協会が法人格を取得し、営業及び商品造成、企画再考ができる体制整備が求められることから、昨年9月5日に一般社団法人を取得し、12月3日には旅行業登録を完了したところであります。

この体制整備によりまして現在、段階的に独自のツアー再考等を開始しておりますが、一般社団法人取得の最大の目的は、これまでの誘客方法に加えて、観光協会の直接的かつ積極的な営業により、これまで以上の誘客拡大を図ることで、町内観光事業者の所得向上と、経営の安定を図ることであると考えておるところでありますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） ちょっと時間がなくなってきたので、ちょっとピックアップして質問しますけれども、昨年9月に任意団体から一般社団法人になったということで、一般社団法人になった、したという一番の目的は旅行業を取って、それである程度利益を生んで、事業費にも足していくというような目的だとは思いますが、一つはNPOの社団法人も一つの方法だったのかなというふうに思われるわけですが、NPOだといろいろ所得利用の手続、維持管理も非常に難しい、人員もいっぱい要ると。社団法人だと意外とお金はかかります。資産も100万円以上ないと駄目だということで、今年度の予算でもその予算を町で計上していますよね。それを評価されて、定款をつくって、認定を受けるというようなことだと思ってしまうけれども、そこまでして一般社団法人になったということは、民間企業になっているわけですよ、任意団体からです。町からは約2,000万近くお金が流れております。給料も含めてですけれども。

そうした場合に、もう手っ取り早く言えば、もう民間ということで、営利目的にシフトをしたわけですので、やっぱり会員がおられます。130社ぐらいですね。そのほかに、事業負担金を各数社から組合から受けてもらっています。町が420万ぐらいやっています。やっぱり営利目的にシフトしたという以上は、少なくとも会費以外に負担金ぐらいは稼いで、協会にあまり負担を、会員の方々に負担をかけないというような考えでいってもらわないと困るというようなことだろうと思えます。

それで、あと一つは、事務所が2階にあります。これは政策提言でもちょっと2階にあるのはおかしいんじゃないかということで、去年の末に話があります。それで、やっぱり私が思うに、ただでというか、民間企業が事務所、役場の2階にいるというのもちょっとおかしな話なんですけれども、一つはやっぱり、現場が見えないところで観光協会の事務所があるのはいかがなものかなと。

観光の来た人は、役場の2階に来ないですね。やっぱりこう春夏秋冬、観光の動向がじかに見える、観光に来た人の話がじかに聞ける、そういう肌でじかに感じて、そしてそれを企画して、事業を展開していくというのは、本来あるべき姿なのかなというふうに思うわけですので、あの2階に、別に俺、観光協会にけんか売るわけじゃないんですけれども、本来はやっぱり生で自分たちで目で感じて、肌で感じる場所において、それを事業に展開していくというのが本来の姿だと思うんですけれども、どうでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、観光協会の自立であります。これは以前からの大きな課題でありまして、今から10年前ほどですが、産業振興課長をやっていた時代に、この自立に向けて調査検討して、そして、先ほど申し上げましたように、観光協会と法人と町の役割分担、こういったもの、そして、その事業内容も詳細にわたって分類しましてやった経過がありましていたんですが、なかなか観光協会のほうでの自立に向けて困難だというようなことで、これまでは持ち越したところであります。

そのやはり一つは財源でありますし、それと人材であります。今、人材につきましては、観光協会職員もおりますが、その半分ぐらいは町の役場の商工観光課の職員がやっているというような状況で、まずこれを事務所を、議員おっしゃったように分割して、例えば商工会と一緒に建物にやったらどうか、いろんな検討もしたんですが、なかなかそこまで現実にはいかなかった。今回やっと法人化して、ある程度の財源は自分たちで目指そうというような、そういった機運になっていきますので、そこから出発しながらではないかなというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番(佐藤 仁議員) やっぱりちょっとした個人の店をやるわけじゃなくて、会社組織、法人としてやっぱり相当な心構えで法人化というものをしてもらわないと、生半かなものではやっぱり駄目だと。普通の人であれば、その会社を興すということはかなりの練りに練ってやっているわけで、やっぱり補助金をもらいながらやるというにしても心構え、自分たち

独立して実施やっていくんだというような、やっぱり気持ちになってもらわないと、それにはやっぱりじかに事務所も構えてやっていく方向がベターなのかなということで、ちょっと時間があれるので、これはこのぐらいにしておきます。

最後の質問ですけれども、睦合公園があります。私も2回ほど、ちょっと時間がなくて尻切れトンぼになって、今日もそういうふうになりそうなんですけど、話をしました。

昨年の末にも、行政評価のほうで、町の玄関口として地元区と広く町民の意見を聞き、進めるべきだというふうな点、事務評価もありますので、今後、睦合公園が6次総合計画のときに初年度から図面とともに提出になってきているわけですけれども、今後、進行状況をゼロベースなのか、極端に言うと。それとも、いろいろ構想があるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 睦合公園の整備につきましては、これまでも一般質問等でも質問が何回かございましたのですが、これまで庁舎関係課内でも検討し、さらに、第6次総合計画の重点事業推進会議等々も含めて、先進事例の視察も行いながらやって、リニューアルに向けて協議を進めてきたわけでありましたが、平成29年9月及び30年1月に睦合区に対し、構想実現のためには事業費が大きいというようなことから、構想を尊重しつつも、最小限の整備で事業費を縮小した案を説明し協議をいただいたところでありますが、睦合区からはジョギングや、ウォーキングコース、駐車場の確保、整備後の維持管理が安易な施設整備などについて、意見や要望をいただいているところでありますが、まだまだ検討すべき点もありますし、その利用、こういったものも含めてであります。さらに継続して検討をお互いに進めることといたしておりますので、今後、政策推進、さらには建設水道も含めて、今後区との協議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

あと、1分少々しかございませんので、よろしくお願いします。

2番（佐藤 仁議員） はい。今までの経緯は今町長から話があったように、そのとおりです。当初の案からまた変更して、いろいろ概算のお金もはじいているということでお聞きしております。

それで、都市公園、今整備を進めているという睦合公園は2万2,300平米ぐらいあります。これは河川敷が入っていません。河川敷は西川町の西川公園を見ますと、河川敷と、川と、あと向かい側の海味も全部入っている。睦合の場合は、河川敷も川も入っていないと。これ

から川と河川敷を申請した場合に、今の2.5倍ぐらいになるんです、面積が。ということは、交付金も2.5倍ぐらい来ると。

維持費は、それで賄える、お釣り来るぐらい。ただ、イニシャルコスト掛ける財源、直す財源はゼロからスタートになるということで、ちょっと時間はしょって、また怒られそうですけれども、都市公園が例えば2年、今からもう一回図面とか何か精査すれば一、二年、睦合公園もかかると。月山湖あります。あれがうまくいけば2年後に国税の対象になる。交付金の対象になる。

例えばの話で、ものは相談です。ランニングコストは交付金で回るんじゃないか。イニシャルコスト、例えば1年目の月山湖の交付金、ウン千万をそれに充てて、睦合公園の造る施工費に充てて、そして整備をした、そういうふうなことは、おまえ何考えてんだと言われそうですけれども、あってもいいのかなと。

今現在、今年から来年にかけて、弓張平とか、月山の整備をやっております。西部地区ね。今度は西川町の入り口、睦合のほう、ちょっとシフトしてもらって、整備をしてもらうというようなことで、町長、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。最後に、簡潔にお願いします。

小川町長 これまでありましたような過程で進めばと思いますが、今日は取らぬタヌキの皮算用ということもありますが、まず今日は議員のおっしゃることを念頭に、頭に入れまして、今後検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

2番（佐藤 仁議員） 以上で終わります。ありがとうございました。

古澤議長 以上で、2番、佐藤仁議員の一般質問を終わります。

菅 野 邦比克 議員

古澤議長 続いて、4番、菅野邦比克議員。

〔4番 菅野邦比克議員 質問席へ移動〕

4番（菅野邦比克議員） 4番、菅野邦比克です。どうぞよろしくお願いします。

私は、前回の12月の定例議会で、元西部中学校の無償譲渡について質問いたしました。時間がなくて、いろいろと質問したいことはあったわけですが、再度ここで再検証という意味合いで今回質問をさせていただきます。

質問の趣旨については、なぜケーシースチール（株）に無償譲渡が必要だったか。また、今後どう処理しようとしているのか。平成24年12月の一般質問の中に、建物はケーシースチールと協議で無償譲渡になった。倒産もあるが企業を支援していくとなった場合も、町はきちっと対応していくというふうに答弁しています。これらの事務手続、それから議決に至った経緯について、いろいろともう一度検証をしてみたいと思います。

まず質問1にいく前に、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。質問1の平成26年とありますけれども、これは25年に訂正をよろしくお願いしたいと思います。

最初に、現在のケーシースチール、今はケーシーフレームですけれども、どういう状況になっているのか、町長はどういうふうにケーシースチールを今認識しているのか、ご所見をお願いしたいと思います。

古澤議長 菅野議員、1番の通告内容とちょっと違います。

4番（菅野邦比克議員） この前の一般質問の中で、次の日に答弁あったわけですけれども、私は登記課税だと思ったんですが、1月1日付の所有者課税を取っているということで、課税漏れはないというふうに答弁したわけですけれども、この点について間違いないと答えるか、どういうふうに。もう一度所見をお願いしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 菅野議員の、旧西部中体育館の無償譲渡の再検証ということでありまして、冒頭にありましたこれまでの経過、認識等につきましては、前回の議会で一般質問でお答えしているところでありますので、今回はこの質問1の質問であります。課税の関係であります。当時のケーシースチール株式会社への固定資産税の課税につきましては、さきの令和元年第4回12月定例会でお答えした内容と同様となります。納税義務者は第一義的には固定資産の所有者でありまして、所有者とは、基本的には登記簿等に登記または登録されている者であります。あくまでも登記簿上の所有者に課するという建前を取れば、現に存在し、また、それを現に所有している者があっても、これに課税できないと不合理であるため、賦課期日現在において、現にこれを所有している現実の所有者を納税義務者といたしております。

旧西部中学校体育館の課税につきましては、平成24年第4回12月定例会において、無償譲渡の議案が議決されまして、25年1月18日付で契約が締結されていることから、ただいま申し上げました現実の所有者として、26年1月1日の賦課期日から課税いたしているものであ

ります。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 所有者課税で1月1日付の課税方式を取っているというふうなのは、この前認識いたしましたんですが、実は平成24年の一般質問のずっと流れを見ていきますと、12月の定例議会にこの無償譲渡等について提案があって、いろいろと議会でも質問で出まして、この前も申し上げたんですけれども、来年度から固定資産税が入ると、従業員からは住民税が入るといような話を質問でされているわけです。

住民、1月1日課税であれば、職員の方は1月1日課税というのはもう皆さん知っているでしょうから、なぜその18日間遅れて1年間税金が先延ばしになったんですかというのが、非常に私は疑問だと思っております。

通常であれば、町長自らこれは議会を通ったからもう判こを、ケーススチールと提携だというふうにして急いで契約すれば、25年から課税されるべきでなかったかなというふうには思っておりますので、町長の答弁をちょっとお願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 その辺は事務的な手続上の問題であろうかと思いますが、ちょっと私もそこまでは認識いたしておりませんで、分かる範囲であれば町民税務課長のほうから説明させますので。

古澤議長 追加答弁を飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 ただいまの菅野議員のご質問でございますが、おっしゃいますとおり、諸般の事情があったとは思いますが、事務の手続などから12月中に締結まで至らなかったというようなことで、翌1月18日の契約日をもって課税ということになったということでございますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 私質問しているのは、1月18日の契約書は分かりました。でも、なぜ急がせなかったんだか。だから、1年間税金を猶予をしたんでないですかと私は思っているわけですよ。

町民の方はこの契約日については分からないと思いますけれども、調べていくと1月18日に、これを18日間前倒しすると。12月にしておけば、何ら課税して、幾らか税金は分かりま

せんけれども、守秘義務で教えてもらえないということですから、なぜそうなったのかを私は聞きたいわけです。お願いします。

古澤議長 答弁は高橋副町長。

高橋副町長 ただいま菅野邦比克議員の、12月議会で財産の処分をして、18日になぜ行ったかということのご質問でございますけれども、ちょっと当時の資料を見ないと分かりませんが、あの当時、たしか電気の配線というか、これは体育館と学校と同一の建物というか、接続になっている部分もございましたので、私の記憶ではその体育館と校舎を分離する電気もそこで分ける、そういうような作業があったかと思えます。

多分これは前の書類を見ないと分かりませんが、そういうような手続があって、1月18日になったというふうなことだろうと記憶しています。前の書類をしっかりと調べないと、私ももう前の話ですからよく分からないんですけれども、そういうこともございました。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 分離したというのは登記、後でちょっとまた質問しますが、一般的に考えて、もらえるものは早くもらえるんでないかと。判こさえもらえれば、12月議会で議決したのは24年12月7日ですので、もう当然もらえるはずなんです。それが、いわゆる税務課にこの譲渡書類が回れば、1月1日で課税扱いは書類、税務課にはできるわけですよ。

だけれども、税務課には下りていないわけでしょう。どっかで止まっているというようなことだろうと思うので、その辺がちょっと私から言うとおかしいんでないかというような気がして質問しているんです。もう一度お答えいただきたい。

古澤議長 答弁は高橋副町長。

高橋副町長 これについては、前のこの24年から25年にかけての当時の書類を、一応また調べさせていただきたいと思えます。これは相手方もございまして、こちらの譲渡する物件、向こうで譲り受ける物件、そういう中で進んでおります。

建物そのものについては、処分上については、その面積なり、建物の構造なりはありますけれども、校舎と分離する作業、そういうものがあつたのかなというふうに思っております。なお、詳しいことについてはしっかりと調べて、回答を差し上げたいというふうに思いますが、ちょっと現段階でまだそこまで確実には申し上げられませんけれども、そういうのが、事情があつたのかなというふうには思っております。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 税金が幾らになるかは分かりませんが、大切な町民の方の税金を有効活用するには、やはり早い段階で契約してもらっておけばよかったのではないかとこのように思っております。

詳しく分らなければ、何度質問しても同じだとは思いますが、その税金について、多分29年度分から税金は滞納していると思います。30年2月頃いなくなったわけですから。税金の徴収については、5年間しかできないわけですね。あと、もらえないわけでしょう。国税徴収法でね。ですから、この29年度分5年間たつと、もうもらえない。あと、ずっともらえないという形になるので、それで何もしないでいいんですかということをお私に思っておりますけれども、いかがですか。

古澤議長 答弁は飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 税金に関する質問でございますが、5年という時効の関係はございますけれども、催告などを行いまして、さらに延長していくというようなことで、対応のほうをしているわけでございます。

現在もケーシーフレームさんのほうに催告などを行いまして、税金のほうの処理のほうを進めているというような状況でありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 督促については5年で、いわゆる5円でも10円でももらえなければ、それでも消えるというようなこととなりますので、もう何とか督促をして1万円でも2万円でも、もらってもらえれば結構なわけですが、現状としてはなかなか難しいので、29年からだから、平成でいうと34年ですか。だから、令和3年あたりにはもう第1回目の分が無効になるというようなことですので、その辺もあって、税金に対する、いわゆる督促管理について、どういう形で今行っているのか。単なる海味の本社に郵便出しても、当然いないわけでございますので、どういう対応をなさっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

古澤議長 答弁は飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 現在の状況でございますけれども、海味のほうの、本社のほうには郵便のほうはたまる一方でございますので、代表取締役社長の方の自宅のほうに郵送で催告書のほうを送付しているものであります。

なお、自宅のほう等も訪問しておりますが、郵便のほうは転送になっているというような

状況でございます、郵便局のほうにも転送先等々の住所については、個人情報というようなことで教えてもらえないというようなことで、10月の催告の時点でも現在、所在のほう不明というようなことになっております。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 代表者も行方不明ということなんですけれども、弁護士から受任通知来ていますよね。相手の弁護士は分かるわけで、相手の弁護士から聞けばどこに住んでいるかは分かるはずなんですけれども、そこまで調べたことはございますか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま菅野議員からございました、ケーシーフレーム株式会社の代表取締役の現在の場所でございますけれども、おっしゃるとおり、関係のほうで連絡取れるような方等はいらっしゃるものと推測できますけれども、ただいま飯野町民税務課長がお答えいたしましたとおり、昨今は個人情報の保護、そういった面からの法的な縛りもございます。

ましてや弁護士といえば、業務上知り得た秘密を守秘を守らなければいけないという守秘義務が課せられております。そういったこと等も考慮しながら、遠方の弁護士でございますので、電話等の連絡はいたしておりますけれども、あえて電話でそういった個人の情報聞き取るということは、いたしていないというのが現状でございます。よろしくご理解ください。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 個人情報で聞けないのは分かりますけれども、向こうの弁護士に連絡して、こちらで行くというふうなことはできないわけですか。要は、税金はもらえないのでそのままというふうな流し方だけでは、町民の理解は得られないんでないかと。

ですから、町のほうで誰が行って、本人に会えるのであれば、どうすんだというぐらいの積極さが税金の回収については必要なのではないかなというふうに思っておりますので、どうですか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいまのご質問でございますけれども、ただいま質問をお聞きしながら、先方は、先ほど来ありますように弁護士という立場の方でもございます。そういった方に対して、いわゆる議員ご指摘の町税の滞納分の切り口としてお聞きできないかと、こういうことでございますけれども、そういった点につきましては、専門的なお立場にいらっしゃる方

でございますので、法的な解釈からいって可能かどうか、そこら辺りの分析をさらに進めながら、確信を持って当たるべきかなというふうに考えておるところでございます。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） お願いしたいと思います。積極的にやっぱり税金は頂かなくちゃいけないんだというふうなものは、もう町民の方は皆思っていますので、その辺の交渉の後押しは町長もお願いしたいと思いますけれども、一言お願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 事務的な処理につきましては、極力税金でもありますし、全身全霊をもって当たるというようなことで、そういった意味を含めて、西川町の税の収納の状況も非常にいいというわけでありますので、その辺も含めて今後とも指導してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） これからも税金の管理については、よろしくお願いしたいと思います。

次に、債権回収について、差押えを町では体育館にしておりますね。体育館と第2工場をしていますが、同じところにあるんだけど、本社にはしていないと。本社のほうは、静岡県のある地方自治体が先に差押えをして、平成30年7月20日、いわゆるいなくなっしてから、これは静岡県のある地方自治体が差押えしています。西川町は、30年12月26日に参加差押えというふうにして押さえていますけれども、地元でありながら何でこんなに5か月も遅れたんだというふうなことは非常に疑問だと思いますけれども、私もよくこの5か月遅れたのは分かりませんが、町長の判断でどれくらい認識していらっしゃったんでしょうか、遅れたということについて。

古澤議長 答弁は飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 ただいまの差押えの件でございますけれども、滞納手続の進め方といたしましては、一つは滞納が生じたときに督促状を送付いたし、その後、納付ならないようなときは催告書を送ると。それでも駄目なときには、財産調査をして差押えというような手続になっておるわけでございます。

最初の体育館の差押えにつきましては、一つは滞納があったために、所在もちょっとつかめないというようなことで、その分ということで最初に体育館のほうを差し押さえたという

ような状況があるかと思います。

続きまして、4月に入りまして、弁護士のほうからも金融機関を通じてですが、弁護士さんのほうから手続関係が来ているというようなこともございまして、弁護士さんとも相談しながら進めてきたところでございますが、その後、町のほうにも相手方の弁護士さんのほうから連絡等々もなかったということもございまして、その後、先に他の自治体のほうが差押えしておりましたが、参加差押えというような形で参加差押えのほうを12月に行ったというような経緯でございますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 要は、遅れたということ、なぜ遅れたんだかということ私は聞きたかったんですけども、普通であれば、債権、税金の分の充てるために差押えをするというのであれば、財産であればほぼ一緒に差押えするのではないかなと思っておったんですが、この本社だけが目の前にありながら差押えしなかったというか、漏れたとは言いづらいですね。目の前にあるわけですから。

だから、その辺が要は債権管理自体について、前から指摘あったようにリスク管理が甘いんでないかというふうなものは、議会からも随分出ましたですね。だから、その辺が取れなければもう未収というふうなことで、税金流すというようなことになると思うので、その辺はちょっと手続上まずかったんでないかというふうなことを思いますけれども、町長、どう考えますか。

古澤議長 答弁は飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 ただいまの質問でございますけれども、当初の差押え分につきましては、対価的に体育館のほうの価格と、町税の滞納分というようなことで、一旦押さえたというふうなことであります。

その後も滞納が続いているというようなところから、さらに参加差押えというような手続に至るというようなところでありますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） あまりよく理解していないんですけども、要は債権管理について、もうちょっと厳しくしていかないと、もらえないときはもらえないというだけでは困るということなんです。

ですから、これからもいろいろあるかと思いますが、そういった点については、税金に対しては、100%完納を目指したいというふうに言っているわけですので、進出企業だから、いないので、もらえないので駄目ですというだけでは、町民に対しての答えにはならないということですから、要は、町当局も一生懸命やっている。向こうの弁護士とも会って、何とか会わせてくれというふうに努力しているというようなものがあれば、これは町民だって、ああ、そこまでやっているのかというふうなことは、思っているはずなんです。

ですから、平成30年12月の一般質問でも、町民に対してこの件について説明したらどうだというふうな質問あったわけですが、私も12月にそれを言ったんだけど、1年以上たっても何ら説明もないので、町民の方は何やっているんだと、どういうふうに動いているんだというふうなことがありますので、町長、これからその辺の経緯について説明しますか、流れについて。町民が分かるように、今こういうふうに行って、ここまでやっているというふうなものが分かれば、町民の方は分かるわけですので、よろしく願います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、町民の皆さんに分かるようにということではありますが、非常にこのケースも複雑でありまして、なかなか私も法律的にも乏しいものですから、なかなか明快な答弁もできないままでありますが、そういった意味で、町民に分かるようにということではありますが、まずは現在の状況をもう少し踏まえて、ある程度の視界が明るくなった時点と申しますか、そういったものを含めてやっていきたいと思っていますので、どの程度の説明ができるか分かりませんが、どの時点でということもありますが、これは今後の検討課題とさせていただきますので、よろしく願います。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 見通し、何か月ぐらいですか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 いや、これもこの現在の、要するに弁護士とのやり取りも行っておりますし、さらに、今申し上げましたように、税金の徴収の関係等々も整理する必要がありますし、何か月というのはお答えはできませんが、ある程度の固まった時点というふうにしか今はございません。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） なるべく早く、町民の方はあそこを車通るたび、みんな何やった、何やったと言っていますので早めに、全部解決してからでなくて、経緯を説明すれば町民の方だって、西川町の町民は立派な人ばかりですので、そんなに問題ないでしょうけれども、経緯をきちっとした説明しておけば、難しさとかなんかも説明していただければ理解できるのではないかなと。何も無いからみんないろいろと出てきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。まず、問1の質問についてはこの辺で終了したいと思ひます。

設問の2、譲渡契約書の11条ですね。損害賠償に、この契約に定める義務を履行しない場合は、その損害に相当する金額を損害賠償として町に支払うことがあるとありますけれども、いや、相手はいないので、町はこれ、どういうふうに解釈すればいいんでしょうか。もらえないわけですけども、11条で、損害賠償金。町長、いかがですか。どういうふうにしてもらう予定なんですか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 損害賠償ということではありますが、現在のケーシーフレームにつきましては、平成29年度からの固定資産税のほうからの滞納がありますが、催告や不動産の差押え、金融機関への預貯金の調査などを実施いたしておりますが、現在においても法人の代表者の居所について不明なため、先ほど来ありますように連絡がつかない状況にあります。

また、法人の破産手続もないことから、法人自体は休業中であることにはなりますが、現時点では固定資産税等の滞納はありますが、それ以外の損害、こういったものについてはないものであるというふうに認識しているところであります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 今の説明で、固定資産税だけで事業税はないというようなことでしょうけれども、これはまだ先の話ですけども、12年間登記変更なければ、会社は閉鎖というのは国から命令来るわけですけども、それまでは何もできないという解釈ですか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま菅野議員からございました、いわゆる相手方法人に対しての今後の対応と、こういうことになろうかと思ひますけれども、ただいま町長が答弁申し上げました答弁の中で、今現在は休業中ということでお答えいたしてございます。

これまでも、この場での一般質問の答弁やら、あるいは議会全員協議会での説明の中でも申し上げておりますけれども、破産手続の開始のいわゆる受任通知、これは先ほど議員からご指摘ありましたように、発出はなっておるわけでございます。それで、その代理人たる

弁護士連絡先等も、こちらのほうで整理しておるといふようなことでございます。

そういった中で、その破産手続の進捗状況がいかにと、こういうことになりまして、この宣言開始が宣告されなければ、いわゆる休業中、倒産状態にあると、いろいろな表現はあるかと思えますけれども、ご案内のとおり、日本全国はそういったケースというのではないわけではございませんし、これは議員ご案内のとおり多くあるわけでございます。

しかしながら、私どもといたしましては、この法人の破産手続の進み具合を何とかして早くしていただきたいと、こういうことをまず第一に今現在考えておるわけでございます。

他の法に従っての、いわゆる国からの宣告、それは今のところ眼中にはございません。法に従って法人破産の手続、それをいわゆる進めるんだという形で文書を発出している以上、その破産の手続を一刻も早く進めていただきたいと、このような考え方が強くございまして、先ほども申し上げましたけれども、相手方の居場所の住所は、これは法的なちゃんとした整理をした上でないと、幾ら町税といえども聞けないという考え方でありますが、今現在はどうかと、その破産手続ですね。そういったことというのは確認はいたしております。代表取締役がちょっと体調も害された時期もあったということですが、回復しつつあるというようなことがあって、破産手続を進めつつあるというような、その弁護士からの回答も得ておるところでございますので、私どもとしては折につけ、その弁護士にも電話等で連絡を申し上げながら話を進めてまいりたいというふうに考えておりました。一義的には法人の破産をされるのであれば、その手続を一刻も早く進めていただきたいという、基本的なスタンスでいるということをお願いさせていただきます。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） そうしますと、向こうの弁護士等の話によれば、破産で進めるということによろしいわけですね。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま申し上げましたとおり、私どもは今現在ではその方向で進められるものというふうに理解しておるところでございます。

以上であります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） これまでも、前回の12月についても、譲渡契約についてはいろいろ問いただしまして、今日も一応11条で終わるわけですが、要は、この譲渡契約につ

いて、いざ経営者がいなくなったら、この譲渡契約では何もできないということなんですよ、言ってみるとね。

これで法的でいろいろ手続できれば何も問題ないわけですけども、何もできない。いわゆる、これして悪い、あれして悪いとあるんだけども、言ってみると紳士協定みたいなもので、町にとっては、12月の定例議会で言ったんだけども、体育館登記されてしまった以上は、もうほとんど手つけられないという状態ですので、これは本当に紳士協定みたいな感じなんですよね。そういう認識で持たれていいんですか。町長、どうなんですか。

古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいまの菅野議員の、いわゆるこの建物の無償の譲渡契約の考え方ということでございますけれども、当然、全ての契約がそうでありましょうけれども、契約書そのものは、この場合ですと2者、いわゆる西川町と相手方法人、当時のケーシースチール株式会社で締結しておるということでございます。

したがって、この契約が第三者に対して、いわゆる対抗できるかと言われると、そこは私も専門家ではございませんので断言はできませんけれども、法的には非常に厳しいんじゃないかという形で、西川町と当時のケーシースチールとの間の取決めはこの契約書、これが全てでありますし、これ以上のものはないという認識であります。

これで第三者に対抗できるかという、ちょっとここはなかなか厳しいところはありますけれども、所有権につきましては、法律でもって登記という制度が定められてございますので、所有権の移転登記、いわゆる登記上現在のケーシーフレーム株式会社に登記がなされていると、こういうこともございますので、そういった面から登記が、当然これは第三者に対しては効力をなしてまいりますので、そういった認識であるところでございます。

したがって、この契約書を盾に契約を破棄してよこせとか、そういったものはなかなかこれはでき得ないというのは、前からのやり取りの中で出ているところでございます。

以上のような形です。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） この契約書、今説明いろいろお伺いしましたんですが、この契約書では万が一の場合は何もできないということが分かったわけでございます。

24年12月の定例議会で、リスク管理についても結構出ておりました。リスク管理が甘いんでねえかと。もうちょっとちゃんとしないと駄目だとかと、様々な方がいろんな意見を言っております。

そのときの答弁で、大丈夫だと。町長は毎年企業訪問していると。だから、そのときに会社の状況を聞いているから大丈夫だというふうに答弁されております。

しかし、平成30年12月の定例議会の質疑の中で、何回行ったんですかと言ったら、設立と26年の2回だと。その後は行っていなくて、職員が行っているということなんですが、その後の会社の経営については、行ってみなければ分からないわけですよ。答弁の中に、いろいろ会社がおかしくなったとしても、経営支援はしていくというふうに答弁されております。経営支援をしていくというのは、どういう形で経営支援をしていくという答弁をされたんでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 大分前の答弁でありますので、私も当時のことを思い出せない部分もありますが、役場、町としてできる範囲内での支援はしていきたいというような答弁だと思いますが、ただ、具体的にどのようなことというのは、企業支援につきましては、今ある制度では融資とか、商工会を通じてあるわけではありますが、そういったできる範囲内での支援といえますか、協力はしていくべきだというようなことで多分答弁したと思いますので、ただ、今、じゃ、具体的にどうだというのはちょっと分かりませんが、そのようなことでご理解をお願いしたいと思っています。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 当時の資料では、具体的には載っておりませんが、議員の質問に対して、そのリスク管理について、町長は毎月行っているから大丈夫だと言うけれども、2回しか行ってない。その後が、会社がいろんな不渡り出した、何したとかという状況があったわけで、そういう形で行かなくなったのか。

要は、本来はそういうときでも行っていれば、会社の状況というのは分かるわけですよ。どうですか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 年に1回企業訪問というので、全て企業ではないんですが、今回もこの2月に企業訪問をやりましたが、全てをやるわけではありませんが、ただ、私がじかに訪問しなくても、職員のほうからの報告等も受ける場合もありますので、それも含めてだご理解をお願いしたいと思います。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 私推測するに、企業を支援するなんていうというのは、そんなに

たやすいものでないので、行けば感觸的に分かるものもあります。あれ、ちょっとおかしいなという。だから、そういうところで、いろいろ経営者と話したり、事務担当と話すれば、何らかのアクションは取れたのではないかなという気がしておりますので、非常に難しいですけれどね。でも、聞いてみると何か、どういうふうなものは経営支援するというのは、具体的にはないということですが、盛んに町長が言っているのです、大丈夫だという答弁が何回かしているわけです、当時の総務課長はね。

だから、その辺が議員としても、本当に大丈夫なんだかという疑問が随分上がっていたのは事実なんです。だけど、結果としてこういうふうになっちゃったら、実際は何も手つけられないというのが現実で、税金も取れない。どこにいるのかも分からないということでは、ちょっと議会に対してもまずいのではないかなというふうな気がしているわけです。

それは、そういうことですので、今後もいろんなケース出てくるとは思いますけれども、その辺の税金の徴収とか、リスク管理については、きちっとやっぱりやっていただきたいというふうな私からのお願いです。

もう一つ、3番にいく前に、一般公募についてちょっとお聞きいたします。

一般公募をするということで、平成24年8月24日から10月1日までですか。一般公募をするということでしたんですけれども、なぜ無償譲渡になったかという、いろんなひもとしていくと、無償譲渡については、ケーシーフレームの社長と町長が何回も会って、そこで無償譲渡については決まったんだというような答弁をしているわけですが、一般公募でそういう形って取れるんですか。私ちょっと分かりません。

通常であれば、一般公募だから内容なんていうのはあまり打ち合わせていけないような気がしますけれども、どうだったか、記憶あれば教えてください。

古澤議長 通告には一般公募はございませんけれども、答えられますか。

答弁は小川町長。

小川町長 一般公募は事務的にやったものでありまして、私は直接社長とは会っておりません。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 答弁には出ておりますので、後で確認してみてください。前のやつだから記憶ないかもしれませんが、出ておりますので、私も何回も確認しましたので、そういうことになっておりましたから、一般公募の在り方について、どうだったかなというふうな気がしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次、3番目に移ります。

破産した場合、先ほど破産のように、破産を進めているというふうな話だったんですが、破産した場合に、今度はそれを弁護士から買取りするのか、無償で来るのかは分かりません。これは仮定の話ですからあれですけども、来たとしても、町ではいわゆる建物の解体とか、中の残物の処理、それから固定資産税の未収分、相当金かかるわけですよ。

これを町民にどういうふうに理解、いわゆる、ただであげたのに金がかかるというようなことになるので、これは町民にどういうふうに説明、町長、されますか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今後の対応についてだと思いますが、これまで議会でも申し上げましたとおり、このケーシーチールにつきましては、町内経済の活性化、そして町内企業の育成、雇用の確保、こういったもので当時のケーシーチールに無償譲渡したという経過がございますが、その契約をやってから、ケーシーチールにおきましては、災害公営住宅建設に向けた住宅周りの製作というようなことで、人手も6名ほど増員しまして、さらに20名ほど募集しているというようなことで、一時期は無償譲渡の目的に沿った経営状態であったと認識いたしているところであります。しかしながら、現在は休業中でありまして、残念であります、これは経営の問題だと考えております。

これまで体育館、学校校舎解体処分をいたしますが、いずれも財源として、一部として過疎債を発行いたしておりますが、西部中学校の体育館につきましては、現在ケーシーフレーム株式会社としての所有権が登記されておきまして、同社から売却等を含めた処分の連絡がありませんが、また、他の法人や機関等から売買等の問合せもありませんが、町では状況を注視しているところでありまして、今後、ケーシーフレーム株式会社の動向を注視しながら、状況に応じて体育館の取扱いを検討すべきだというふうに考えているところであります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 今回は、過疎債については一旦無償譲渡していますので、使えないということになるので、一般の税金を使うことしかないのではないかとというふうに考えておりますけれども、町民から、ここにも書いてあるように、議会と語る会でも、1円たりとも使っては駄目だというふうな厳しい声も上がっていますので、先ほど私が言った形で、やっぱり早めにどういう形でこの今現在あるのか、それで、どういう形でこれを解決しようとしているのか、費用についてはどうだとか、そういうものを町民に早めに知らせておけば、何の問題はないわけですよ。

問題はないというわけでないでしょうけれども、だから、町民は分かんないのよ。何するんだ、これが廃屋なのか、何になるのかというのは分からないので、先ほどもこれから言うことの町長の答弁でしたけれども、この辺が町民の方が税金使ってどうするんだというようなものを知りたがっているというか、知りたいわけですよ。あそこ、何になるんだ、何になるんだというようなことですので、私としては、向こうの社長と会って、町長、向こうの社長と会えるのであれば会って、金出してくれというぐらいの気持ちありませんか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 いや、ちょっと向こうの住所等、居所がはっきりすれば、私も出向いてそのようなことで対応したいと思います。先ほど来申し上げましたように、どこにいるか分からない。そして、弁護士は十分それは承知していると思いますが、なかなか守秘義務等もあって教えてもらえないという状況でありますので、分かった時点では私も直接会いたいと思っております。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） ぜひ会う機会を、向こうが会わないというものであれば分かりませんが、ぜひこちらから積極的に行って、やっぱり問題を解決していかないと、こういうものをいつまでもずるずる引き延ばししても、なかなか大変だ。でも、解決するには時間もかかると思いますけれども、やはり積極的に動いていただくことが問題の解決にはなるのではないかと。

弁護士なら弁護士をぎりぎりこう使って、まだ連絡が来ない、来ないでなくて、連絡をぎりぎりやって、どうなってんだというふうな、もう積極的に動いてもらえばありがたいなというような気がします。

最後になりますけれども、このケーシーフレームの件について、24年12月の議会の提案からずっとこう見ていくと、当初からいろいろありまして、契約書は見せない。何も議会に見せる必要はないというようなことがあったり、私が前回質問した、契約書に登記したらすぐ所有権、物件譲渡したらすぐ登記してくださいといっても1年半もかかる。差押えについても、他の自治体よりも後になるとか、リスク管理をちゃんとやっていると言うけれども、町長は2回しか後は行ってないというようなことで、何か回収といいますか、この案件については分からないことが結構あるわけですよ、いろいろ中身ひもといっていくとね。

だから、それを町民にやっぱりこうだというようなものを、はっきり説明する必要があると思うんです。だから、今の状況について、町長は責任をどう感じているのか。議会で議決

したからそれで後は知らないというのか、責任は感じているのか、その辺、町長の答弁をお聞きしたいなというふうに思っております。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 議員ご指摘のように、事務的に大変詳細にご指摘あったわけではありますが、そういったこともあるかとは思いますが、ただ、これまでのこの事務、ケーススチールにつきましては、先ほど来申し上げていますように、まずは町内の雇用、こういったものを含めて、経済の活性化等も含めて、当時はベストであろうというようなことで進めてきたわけでありまして、いろんな法律等も研究しながら、職員も頑張ってきたわけではありますが、ただ、残念ながら破産、そしてまだ破産まではいかないんですが、まだ具体的な方向性が決まっていないというような状況の中で、町としての今後の対応、こういったものにつきましては、なかなか町民の皆さんに具体的に報告できるようなものでもないと思っておりますが、今後とも、先ほど議員からご指摘ありましたように、弁護士を通じてさらに力強く、方向性を定めるというものをいただけるように頑張っていきたいです。

そして、先ほどありましたように、向こうの社長が、そういった居所が分かれば私も、私は2度ほどしか会っていません。要するに、あそこの起工式と合わせてですが、そういったことで、ぜひ会って直談判をやっていきたいと思っておりますので、今後とも、議員もいろんな経済面での流通、経済面でのそういった経験が非常に豊富な議員でありますので、ただ、ご指摘だけでなく、ご指導などもいただければというふうに思っておりますので、よろしく願います。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。あと1分少々でございます。

4番（菅野邦比克議員） これからもいろんなケースはあるかと思っておりますけれども、対応については迅速にさせていただければ、いろんな解決策も出てくると思っておりますので、あまりこういうものを長くかからないような形でしていただければというふうに思います。

これからだってこういう問題は出てくると思っておりますので、これを参考にし、ひとつぜひ善処していただければと思います。よろしく願います。

これで終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 伊藤議員。

9番（伊藤哲治議員） 今の菅野議員の一般質問について、議会運営委員会の、ぜひちょっと町側の答弁で保留しているものもございまして、その件について、今日の一般質問終了

後、議会運営委員会を招集していただきたいのですが、よろしくお願いします。

古澤議長 はい。この一般質問の終了後、今日、議会運営委員会を開きますので、議会委員の方、よろしくお願いします。

ここで休憩いたします。

再開は3時といたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時00分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

大 泉 奈 美 議 員

古澤議長 続いて、5番、大泉奈美議員。

〔5番 大泉奈美議員 質問席へ移動〕

5番（大泉奈美議員） 5番、大泉奈美でございます。

今日午後で5人目で、皆様朝から大変お疲れのこととは思いますが、最後の質問になりますけれども、どうぞよろしくお願いします。

最初に、協働のまちづくりのさらなる推進ということで、町は第6次総合計画で7つのプロジェクトを掲げ、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、多様な在り方を相互に認め合える、全員参加型の社会の実現に向けて取り組んでいますが、さらなる実現に向けて、次の質問をいたします。

質問の1番ですが、NETWORK 1月号に掲載されました西川町の人の動きによれば、出生が15人、前年は17人ですね。それで、60歳以上が2,736人でした。私も60歳以上、このエリアに入るようにはなりましたが、今後さらにこの人数の比較からいきますと、高齢化が進む中で、自助、共助、公助、実はこの3つの言葉は防災で使う言葉です。自分を助け、共に助け合い、公のところに助けていただくというこのネットワークなんです。まさに今、西川はこの言葉がとても当てはまるようになってきたかなというふうに思っているところで

す。

このネットワークの充実を促進するために、福祉を担当とする健康福祉課と、社会福祉協議会の具体的な業務内容の分担について、まずはお伺いいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 大泉議員の、協働のまちづくりのさらなる推進ということではありますが、初めに、社会福祉協議会につきまして申し上げますが、社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置されている、営利を目的としない民間組織でありまして、設置目的は、民間の社会福祉事業などの事業の推進と活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることとされております。

その目的を推進するため、西川町社会福祉協議会では、活動の基本となる西川町地域福祉活動計画を作成しておりまして、現在は第4期の計画期間中であります。地域福祉活動計画では、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを使命に、住民主体の支え合いの体制をつくり、地域の皆さんが安全・安心して暮らせるネットワークづくりと、福祉に関心を持つ意識づくりを目的としまして、地域社会の活性化を推進していくこととしております。

第1点目ではありますが、健康福祉課と社会福祉協議会の具体的な業務内容の分担とのことではありますが、健康福祉課では、法律に基づいた制度、施策をベースに、地域福祉の基礎整備、地域福祉活動を担う団体や人材育成の支援、災害時要援護者支援体制の強化など、地域福祉全般の支援を行っております。

一方、社会福祉協議会では、地域の課題を解決するために、公の制度によらない、地域住民とともに考えた福祉活動を行っております。

本町における地域福祉の課題として、1人暮らし世帯の増加や、高齢者夫婦のみの世帯の増加で、地域社会を維持することが困難な地域が発生しようとしていますが、以前に比べ、近所付き合いが希薄になってきておりまして、安心して地域で暮らせるためには何をしなければいけないのか、課題を見つけて解決に向けて行動しなければなりません。

そのために、社会福祉協議会では、地域において要支援者への見回りや、声かけ等の支援体制をつくる活動を行っているところであります。

そのほかには、町内12地区での地域福祉推進座談会の開催、老人福祉センターの運営として、いきいきサロンなどでの利用促進、海味温泉うなぎ湯利用による健康維持活動の向上、町の各種団体の自立支援として、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、遺族会の支援を

行いながら、また、困りごと相談所として、毎月2回の生活相談の相談所の開設や、年2回の弁護士による法律相談、生活困窮者に対する福祉援助活動として、生活福祉資金の貸出しなど、様々な活動を通して地域福祉の推進に寄与しているところであります。

以上のとおりであります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 私が最初に健康福祉課と社会福祉協議会、端的に言えば仕事のすみ分けといいますか、高齢化が進む中で、老人世帯やいろいろな福祉を求めている人たちのための組織であるというふうには考えておりますが、実は昨年、議会で秋田県藤里町に行政視察に行っまいりました。それで社会福祉協議会の活動を見まして、社会福祉協議会とは何でもできるというふうに、よそを見て、じゃ、うちが同じくできるといったら、そうじゃないというふうには思いますが、そこで、実は町のホームページに記載されています社会福祉協議会についてちょっと調べてみましたら、1974年9月2日に法人登録をしております。

活動分野としては、子ども、障がい者、福祉、保健・医療、学校支援、地域・まちづくり、スポーツ振興、災害救護、地域安全、人権・平和、就労支援・労働問題、助成活動という項目があり、まず、実績としては、社会福祉を目的とする事業の企画及び実務、2つ目は社会福祉に関する活動の住民参加のための援助、これが10番目まであるんですが、今は具体的に見えてくるのは、共同募金事業への協力ですね。あとは、心配ごとに関する事業、老人福祉センターの運営、ボランティア活動の振興、その他、この法人の目的達成のための必要な事業というふうになっておりまして、その活動分野で、社会福祉協議会というのは高齢者のためといいますか、大体65歳以上の方が社会福祉協議会に行っ、いろいろな形で相談をする場所というふうに、私の中ではそういった形で認識をしておりました。

しかしながら、社会福祉協議会には、子どもでもいいし、スポーツ振興でもいいし、要は、誰でもいいし、秋田県藤里町のことを言えば、こみっとという場所をつくって、就労支援、ひきこもりの人をなるべく外に出そうという活動、あとは、来ればうどん屋さんとかも開いていまして、要は、若い人から年寄りまで、いつ行ってもいろんなことができるという場所でありました。

昨日、健康福祉課の課長のほうから介護保険などについて説明を受けましたが、確かに65歳以上の方への支援はとてすばらしいと思いました。いざ、ここで倒れたら、こういったことで、町でいろいろな形で支援していただけるというふうに思ったところです。

それで、実は別に社会福祉協議会がどうのというわけではなく、いろいろな形の活動があっ

ていいのかなと思うんです。要は、今の西川町の社会福祉協議会は、西川スタイルという形で、今その事業としては、老人福祉センターの運営、南三陸町ボランティア、地域福祉座談会の開催、困りごと生活相談の開催、社会福祉団体の支援事業、ふれあいサロンなど、たまり場の支援、家族介護者交流サービス事業とか、こういった形で活動をされていると思いますが、もう一步ちょっと幅を広げても活動的にいいのかなと思ったところもありまして、この件について町長は、今後の社会福祉協議会の活動の幅を広げるということに対して、ご意見を伺います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 福祉関係、社会福祉協議会もそうであります。私も事務担当者として12年ほど福祉、社会福祉協議会も含めて担当しまして、第1回目の地域福祉活動計画を策定した記憶がございます。

まずは、行政サービスと民間サービス、地域福祉の違いであります。行政サービスは基本的にですよ、これは。基本的に、あくまでも法律上のサービス、これをどういうふうに関、住民のために施すかと。そして、もし足りなければ、町の条例等も整備しながら、制度も整備しながら、それにおいて支援を行うというのが行政サービス。

そして、社会福祉協議会の地域福祉につきましては、ボランティアも含めて、地域の人の力をお借りしながら、そして、隣近所も含めて、全体の福祉向上のために協働でやっという、そういった先導的な組織だというふうに理解しまして、第1回の地域福祉活動計画をつくった経緯がございます。

ですから、そうやって、そこは言えば叱られる場面もありますが、行政はあくまでも制度上のサービス、そして、制度上でないものについては、社会福祉協議会が支えてあげますよ。その財源的なものについては、行政の支援の差もあろうかと思いますが、そういったもので、地域の皆さんがいかに自分たちで支え合うかというのが地域福祉ですから、今おっしゃいますように、秋田県ではいろんなサービス、社会協議会に行けばいろんなものがあると、まさにそのとおりだと思っています。

特に、山形県もそうですが、秋田県につきましては、非常に全国的にも社会福祉協議会の活動が先進的な、先駆的な、そういった地域でありまして、私も2回ほどその社会福祉協議会へ視察させていただきましたが、その施設視察先の事務局長は女性であったり、非常に活発な、そして、女性ですから非常にきめ細かなと申しますが、そういった部分もあります。

ですから、そういった面も含めて、それには人材と申しますが、スタッフの配置もありま

すが、そういった意味では、これからも含めて地域福祉というのは非常に重要だというふう
に考えておりました、福祉町内会というようなことで30年ほどなりますが、なかなかその活
動が見えてこない部分もあります、要するに、福祉町内会というのはそれぞれの町内会の
皆さんが一緒になって、それぞれ助け合おうというのが福祉町内会でありまして、それを社
会福祉協議会が支援すると。ですから、あくまでも地域の皆さんの行動を支援する、そして、
その足りない部分を町でも支援するというような、そういった本来の姿はそうだというふう
に認識しています。

以上です。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 地域をつくっていく、法律に定めないところで地域の皆さんが支え
合うというのが福祉協議会の役割であるという説明がありました。

ちょっと先ほど、うちの福祉協議会の役割として、老人福祉センターの管理というのがあ
りましたが、私が記憶するところによりますと、前は老人センターにヘルパーさんがいて、
福祉協議会の事務局長さんがいて、あそこからいろんな住民のためのサービスが出ていたの
かなというふうに思うんですが、今は保健センターの中に協議会の方いらっしゃいますが、
例えばどういったわけでヘルパーさんは、今ケアハイツのほうに何かおられるようなんで
すが、ちょっと社会福祉協議会と離れてしまった経過がお分かりになれば、ちょっと教えてい
ただきたいんですが。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 もともとヘルパーさんにつきましては、社会福祉協議会で専属でありまして、以
前は2名ほどだったんですが、介護保険制度ができてから人員を増員したというような経過
がございます。

そして、介護保険制度ができた段階で、特に在宅福祉、在宅介護を重点的にやろうという
ようなこともあって、社会福祉協議会にそのまま在籍してもらって、それと併せて、下駄履
きヘルパーというような制度をつくらうという計画をしたんです。

これは何かといいますと、要は、下駄履きヘルパーというのは、今町内会50ありますので、
町内会から2人ずつヘルパーの資格を取っていただいて、そして、それぞれの町内会の在宅
介護、要するに、いつでもその町内会には、わざわざ役場に行かなくてもすぐ対応できる、
時間的にも、そういった制度をつくらうというふうなことで、ヘルパー20名ほど、あの頃お
願いしてやったんですが、なかなかこの下駄履きヘルパーも、なかなか地域の皆さんからは

理解が得られなくて、要するにあまり身近すぎるとおむつ取替えもはずかしいというような、そういったことであります。できれば、全然知らない人のほうが介護されやすいというような、そういった声もあって、途中で断念した経過がございます。

そういったことでその辺から、先ほど言いましたようにヘルパー制度というのは、これは介護保険制度の中でありますので、要するに行政サービス、制度上のサービスでありますので、在宅も施設も一緒になって、特にあの頃ヘルパーの賃金が非常に安かったということもあって、ケアハイツの職員となってもらって、それなりの給料は頂くような、そういった形にしよう。そして、在宅も、施設も、あとデイサービスもありましたので、一貫したサービスをやりたいというようなことで、今の状態になったということでもあります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 実は、社会福祉協議会ということで、ちょっとインターネットでいろいろと調べをしたところなんですけど、実は別に秋田県まで行かなくても、隣の河北町の社会福祉協議会、ホームページを見ただけで、先ほど佐藤議員が夢のあると言っていましたけど、非常にインターネットのホームページを見ただけで夢があるというふうに実は感じたところでした。

何も60歳以上、65歳以上の方たちだけが助けを求めているというか、いろんな相談に乗ってもらいたいわけではなく、町民でいえば20歳から59歳の人たちだって、いろんなやっぱり問題といたしますけど、ただ、じゃ、この人たちに何かあったらどこに聞きに行けばいいのかといたら、子どもがいれば支援センター、じいちゃん、ばあちゃんがいれば保健センター、あと、自分が年取ったら社会福祉協議会といった形で、まずはどこに、人の相談しているいろいろ種類がありまして、どこに行ったらいいかというのがまず分からない。

とにかく人に聞いてもらいたいとか、いろいろあるわけなんですけど、そういった形で社会福祉協議会の役割を持っていただけたらいいのかなというふうに考えたところで、この20歳から60歳の世代を助けてじゃないですけども、いつでもいいですよといった形で社会福祉協議会のところに行くと、いろんな話を聞いてくれるなという場所になってくればいいなというふうに思ったところで、今後、町長としては社会福祉協議会の活動の幅を広げるお考えはありますか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、社会福祉協議会の幅を広げるということではありますが、これは当然さらに幅を広げてというか、充実をしたいというのはこれ当然でありまして、ただ、先ほど来申し

上げていますように、人が今は3名プラス臨時職員といいますが、4名体制でやっておりますが、先ほど来ありましたような、どこに行っても相談したらいいかというようなことで、これはワンストップサービスということで、要するに福祉保健の関係があれば、相談があれば、保健センターに行けば社会福祉協議会も、要するにいろんな民間のサービス、こういったものを含めて、あとは、行政サービスは健康福祉課で、お互い協力し合って相談を受けられるというような体制にあると思っております。

そして、もしいろんな問題があれば、ケース検討会と申しまして、単なる担当者だけでなく、町の職員だけじゃなくて、極端なことを言えばいじめ等がありますので、そういった場合は警察も、学校の先生も一緒になって、保健センターでケース検討会を行うという体制にはなっていると思っておりますし、そうあるべきだと思っております。

特に、相談業務につきましては、やはりいろんな相談窓口はあるんですが、人権相談とかはありますが、要するに住民の皆さんは、どの人に、こういった役職の方に相談をすれば分からないということもあるわけでありまして、今は月1回か2回相談の日、設けておりますが、以前は人権は人権擁護委員の相談日、あとは行政相談員、行政相談の相談日、民生委員は民生委員の相談日と、ばらばらやっていたんですが、そうでなくて一緒になって、その日に行けばそこで相談の内容を振り分けていただける、そして相談に乗ってもらえる、そういった今は体制になっておるところです。

ですから、いかに1か所でいろんなサービスを受ける、相談が受けられるか、そしてサービスを受けられる、これがこれからの行政だと思っております。

特に、介護の関係もそうですが、実は介護保険制度をつくる段階で、訪問介護支援センター構想が介護保険の中で、制度の中でできてきたわけでありましたが、当時、厚生省のほうでは民間の、要するにケアハイツとかそういった施設にそのセンターを作るようにというような案があったんですが、西川町では反対しまして、それは行政と一体となってやるべきだと。そして、ケースの抱え込み、要するに民間になりますと、どうしてもケースを抱え込んで、自分の施設に入れてしまうというようなこともあって、行政と一体となった相談があるべきだというようなことで保健センターを開所しまして、それが今、国の大きな流れになっているところでもあります。

ですから、まずは町民の皆さんのいかに相談しやすいか、町民目線で考えるべきだと思っておりますし、まさに社会福祉協議会もそのとおりでありますので、ぜひ拡大するには先ほど言いましたように、人員の増とか、そういったものはあるわけですが、内容的に充実してい

きたい。まずは、と思っています。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） 質問のちょっと2番目に移りたいと思います。

実は、今日質問させていただきたいということは、私はボランティア活動についてですね。ボランティア活動、住民活動の推進に向けての拠点ですね。名前はちょっと、仮称という形で町民活躍サポートセンターとか、西川ボランティアセンターとかという、名前はいいんですが、こういった場所ですね。特に、ボランティア活動をどう推進していくか、ボランティアが人材育成につながるとは思っていますが、こういった形のものを設置してはどうですかという、2番目の質問です。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 仮称ではありますが、町民活動サポートセンターとなるかと思いますが、設置についてであります。町内のボランティア団体の登録状況につきましては、現在12団体に登録をいただいております。

民謡や踊り、手づくりの紙芝居や、本の読み聞かせのほか、地域の方を対象としましたサロンや生活支援、見守り活動を行っている団体や、最近では福祉施設入所者などと会話するボランティア、いわゆる傾聴ボランティアの団体なども結成されまして、登録されております。

会の独自活動のほかにも、地区介護予防教室や敬老会など、地域に密着した活動をされておりますが、そのほかにも各地区で結成していただいている除雪ボランティアの組織も、本町においてはなくてはならない組織であると認識いたしております。

また、近年では、特別の知識や技術を身につけていなくても、何らかの形で地域のためにボランティア活動を行いたいと考えている方、議員ご指摘の住民活動にも当てはまるとは思います。そういった方の取りまとめなどにも力を注ぐ必要があると感じております。

さて、仮称の町民活動サポートセンターの設置であります。現状ではボランティアサポートを行う社会福祉協議会が、保健センターで機能を果たしているものと考えておりますが、今後の体制などについて、2月26日にボランティア団体との意見交換を行っております。今後とも意見交換会を継続して開催しながら、社会福祉協議会ともさらなる協議を進めてまいります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） ボランティア活動の拠点、先日2月26日に集まりがあったというこ

とで、ちょっと私もボランティア団体登録名簿というのをもらってきてまして、輝秀会、未広会、一松会とか、ギター演奏とか、西川ドリームクラブとか、ボランティアサークルぴーつく、この登録団体に対しては、歳末助け合いのほうから5,000円の支援金を頂けるといいう、そのほかに町内会長を通じまして、各町内会、あとは寄附してくれた人数分掛ける幾らかのお金という形で、その歳末助け合いのお金が配分されているかとは思いますが、西川町のボランティアは、多分今言ったように地区を含めた福祉関係のボランティア、あとは、芸術文化関係のボランティア、あと、ただ芸術文化は、大体生涯学習課にいてお話をするという。子育て関係といえは、保育園の支援センターに行く。読み語りとかといえは、図書館のほうに行って、いろんな形でお話をするという。

つまりは、ネットワークといいますが、それぞれ芸術文化の方は一応ボランティア団体には登録はしていますが、結局、芸術文化関係の人は生涯学習課に行ってやるし、あと、子育て関係のボランティアの方は支援センターと、全然点になって、そのボランティアさんたちのつながりがないかなと。

登録の方たちのお話合いはされているようですが、前に、生涯学習課の担当ではありましたが、高校生ボランティアくれよんというのがありました。やはり高校生がいても、一緒にお話ししてくれること担当の方が異動になってしまいますと、やはりそこはどんどんと希薄になっていくという、担当そのときはしてくれるんですが、ちょっとだんだんと変わっていくと、なかなか続かなかったかなというのがあります。

ただ、先ほど来申し上げているように、社会福祉協議会というのは、職員さんはずっと変わらずそこにいてくださいますので、そういった形で、やっぱり高校生のボランティアはこれからもやっぱり要請といいますが、人材づくりということで、じいちゃん、ばあちゃんから、父ちゃん、母ちゃんみたいな年の世代の人と一緒に何かやれるというのをでき上がっていければ、やはりそれが人材育成になって、そこから何かができ上がっていくという、ちょっと話をして、じゃ、それがいいんじゃないと言いながら、できるのかなと思いました。

これにつきましては、いってみっぺの代表の方も、福祉協議会のほうにちょっとこういったボランティア団体の何かネットワークみたいな、できたらいいんじゃないかなという話もありまして、前いらっしゃったちょっと担当の方に相談したことがあるんだという話もしていたんですね。

そのほかに、手話でボランティアを、ボランティアって2人ぐらいでも大丈夫、1人でももちろん大丈夫なんですけど、だから、そういった形で町内にいる方たちを集めたものが、大

きくなっていけばいいかなというふうに思います。

これが一つで、あとは、やはり実は活動すればするほど使用料というのが実は見えてきます。あいべは、減免をしている団体はあります。芸文協に所属していれば、一定の金額を払って、あと、使用料は半分という形。でも、芸文協に入るといろいろそういった別な会合に出なくてはいけないということもあり、なかなかそちらまでは回らないのでという形で、使用する場所をできたら無料といいますか、無料がいいかなと思うんですが、寒河江のハートフルセンターはボランティアセンターになっていますので、ボランティア活動をして、登録している人はただなんです。

実は、ぴーつくという読み聞かせのサークルに入っておりまして、今回、西村山地区の連合の交流会がありまして、西川町、当番なんです、場所どうするという話になりまして、あいべを使うとお金がかかるよねと。それは使用料を折半でやるんだそうです。

ですので、じゃ、みんなに負担してもらうのは大変だし、活動はもちろん夜なんですね、夜。結局、寒河江のハートフルセンターをお借りして、だと無料だから、みんながその費用を負担しなくてもいいという形で、今回は進めた形になりました。

やっぱり集まる回数があればあるほど、その費用というのが非常に見えてきますので、例えば空き家でもいいんですけれども、老人福祉センターの名前を変えて、もうちょっと若々しい名前で、老人福祉センターなんて老人しか行けないという固定概念を捨て去るような名前をつけて若い人から集まってもらうとか、そういった形で、今ラブラブの活動もしていますが、夜の会議はあいべの図書館で今はやっていますが、基本的には6時までですね。ただ、仕事が終わった人たちの集まりですので、その後、スタッフの中にあいべの職員の方もいらっしゃるし、夜使えるのかなと。だから、みんな夜は使えないんだよねと思いながら、でも、今回は使えるんだという形で使わせてもらっていますが、午前中に荒木議員もおっしゃったように、何気なく集まれる場所、そういったところを構築していくというか、もう形にしていってほしいというふうに思うんですが、この点についてお願いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 いろんな事例を捉えてご質問いただきまして、ありがとうございます。

ボランティアというのはいろんなボランティアがございまして、除雪ボランティア、または川掃除、1年に1回ありますが、あれも県のほうでお願いするボランティア、それから川の河川の草刈り、木を切る、こういったものを県のほうからの要請でボランティアもありますし、いろんなボランティアがございまして、我々がボランティアと言った場合は、要する

に生活の要支援者に対して、どういうふうに有償無償を含めて支援するか、お手伝いするか、こういったものはボランティアだというふうに捉えているのが一般的だと思います。

ですから、区分なんて言うのはあれなんです、やはりどうしても生活支援、こういったものに特化と申しますか、そこに集中しながらというか、そういったことで設置していかないと、あまりにも裾野が広過ぎるということを考えているところです。

ですから、まず社会福祉協議会では、障害者のいろんなものに対してより充実、先ほど言いました充実した内容の支援、それをどうするか、そこで社会福祉協議会として、どうしてもできない、大変だというような場合は、行政をお願いして、行政からの支援、要するに財政的な支援も含めて、そして行政として制度をつかって、そしてサービスする、そういった体制がこれからだと思いますし、そういった意味で、先ほど言いましたように、福祉に枠を絞ったボランティア組織と申しますか、町内の組織、そういったものもあろうかと思いますので、これについてはさっき言いましたように、2月26日に町内の福祉関係のボランティア団体が集まりまして、意思統一をやったやに聞いていますので、その辺は担当課長のほうからの状況、もし分かれば説明させますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 答弁は奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 ただいまのボランティア団体の意見交換会につきまして、2月26日に開催をしております。議員ご指摘の登録されている団体、12団体を対象といたしまして、例年1回の意見交換会を行っておりますが、今回につきましては、様々なボランティア団体、特に個人でされている方などもいらっしゃる。そういった場合の受皿、要望の取りまとめ等、そういった部分などについても、ばらばらになっているというような部分もございます。

そういった窓口の一本化なども含めまして、社会福祉協議会のほうから一つの提案として町内のいろんな団体に参加を呼びかけて、一つの連絡協議会のような形を、今後話合いを持っていきたいということで、令和2年度、社会福祉協議会のほうでいろんな団体のご意見を伺いながら、今後どうあるべきかというようなこと、それから、センターの在り方など等も、その先にあるかとは思いますが、そういった部分について社会福祉協議会のほうで進めていくというような確認をしていただいているところでございます。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番(大泉奈美議員) ボランティア団体のお話の様子を聞いて、ちょっと一歩進んだかなというふうに思いました。ちなみに、ボランティア団体名簿に登録しています、図書館ボラ

ンティアサークルぴーつくは、保育園、小学校向けの読み聞かせサークルになっておりまして、福祉とはちょっと違うかなという形でございます。

それでは、今後の社会福祉協議会の活動に期待をしまして、2つ目の質問に移りたいというふうに思います。

デマンド交通対策の取組はということで、住んでいたいまちづくりのために、デマンド交通については多くの町民もですが、昨年6月、一般質問でも質問があり、議員の政策提言でも町長のほうに申し上げ、全員協議会のほうでお答えをいただいているところではありますが、その対応を踏まえまして、早急な対策に向けて次の質問をしたいと思います。

デマンドタクシーの実現に向けては、あらゆる面から運行システムづくりが必要であると思うが、今後の取組についてどのように考えていらっしゃるか、お尋ねをいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 デマンド交通対策の取組状況と今後というようなことでありますが、まず初めに、現在のデマンド交通の運行形態等につきまして、一般的なものにつきまして申し上げますが、まず、運行形態につきましては大きく分けて3種類あります。

1つ目は、路線定期運行であります。決められた時間、時刻に決められたルートを走行しまして、所定のバス停で乗降するものですが、バス停がルートから離れたところにあるときには迂回ルートも設定して、予約があった場合のみ乗り入れするというものが一つ。

2つ目は、路線不定期運行でありまして、決められたルートを走行して、所定のバス停の乗降になりますが、事前に予約のあった便のみ、区間のみを運行する。

3つ目でありまして、区域運行で運行ルートやバス停を設けずに、指定エリア内で予約のあったところを巡回する、この3つがございます。

本町の路線バスにつきましては、町民利用者の利便性や効率的な運行のために、定時性を確保できない区域運行以外のデマンド運行を行ってきているほか、フリー乗降区間の設定やスクールバス混乗なども実施してきております。

次に、道路運送法による自動車輸送事業の区分については2つの区分がありまして、1つは、事業用自動車による有償運送で、青ナンバーと言われるもの。もう一つは、自家用自動車による有償運送で、白ナンバーと言われているものであります。

いわゆるデマンド乗合タクシーと言われているものについては、近隣市町村でも民間交通事業者による区域運行の方法が取られているものがありますが、青ナンバーの車両や運転手に余裕があるためと考えられますが、しかしながら、本町の民間交通事業者では対応は難し

いと思われるところがあります。

質問の内容であります。今後のデマンド交通対策の取組についてであります。生活交通確保のために、自ら行う町路線バス運行の一つの形態としまして、白ナンバーの車両となる自家用自動車による区域変更、いわゆるデマンド乗合タクシーの導入について、令和2年度に実証実験を行うべく、本定例会に上程しておりますが、一般会計予算に車両購入費や運行委託経費を計上いたしているところであります。

試行に当たりましては、区域や期間、条件などについて関係機関と協議の上、今後の路線バスの在り方や、財政的な持続性などを検討しながら、地域の実情に合った、使いやすく効率的な交通体系の構築を図っていくことが必要であると考えております。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） デマンドタクシー、乗合については今年度予算をつけて、西部地区について試験運転を行うというお答えがありまして、やはり非常に期待しているところです。実際、医者どうしようか、歯医者どうしようかというところで困っている人はおりますので、ただ、運行システムづくりなんです。西川町の地形を考えますと、道が1本で寒河江川の反対側、こっち側、山のほうに入り組んでという形もあり、結局やったんだけども利用者が少なかったということがないように、やはり地域の人、区長さんやら町内会長さんを通じてでもなんですが、実際に使う方のご意見を伺いながら進めていってほしいなというふうに思いますが、今後、地域等の話合いというのをお考えであるか、ちょっとお尋ねをいたします。

古澤議長 答弁は飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 ただいまの地域との話合い等々でありますけれども、まだ詳細につきましては決まっておりますが、試行につきましては地元のほうと協議する内容のほうを決めて、提示したいというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番（大泉奈美議員） ぜひ今後新しく始めるデマンドタクシーについては、意見を伺いながら、なるべく早くやっていただきたいなというふうに思ひますが、町長のお考えとしては、具体的に大体これくらいというのがありましたらお願ひいたします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 なかなか時期的にいつ、どういった形でということであろうかと思ひますが、今

担当のほうからご説明申し上げましたように、まず地域の人の意見なども十分参酌しながら
と思っていますので、できる限り、先ほどケーススチール関係でもありましたが、間違
いのないように早めにやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番(大泉奈美議員) 今回、西部地区を対象に試験的に行うということではありますが、
やはり東部地区といえますか、海味、吉川、睦合のほうも、やっぱり海味は1町内から4町
内まで大きいわけですね。そこを移動するというのもなかなか大変なことになってきてお
りますので、今後そういった形を進めるのであれば、やはり今回試験をする西部地区だけ
ではなく、東部地区の皆さんのご意見もやはりも伺って、その車の例えば手配ができましたら、
ゴーですぐいけるという体制をつくっていただければというふうに思います。

あと、デマンドタクシーの話をしました。今具体的にデマンド交通ということで、町営
バスも動いておりますが、どのバスがスクールバスで、どのバスが町営バスかというのがち
ょっと分からない、前から来たら、あっ、スクールバスだから乗っちゃいけないとか、町営
バスだから大丈夫というのはありますので、例えばスクールバスは赤バスにすると、雪と
緑と太陽とからいえば赤バスにして、町営バスについては緑バスという、そうですと、あっ、
今度は緑バスが来たから大丈夫とか、赤バスだから子どもたちが乗っているとか、すぐ分
かるように、車にちょっと目印なんかあれば、とてもいいかなと思います。

通り過ぎて行ってしまったとか、そういったことのないように、そういった取組もしてい
ただければというふうに思いますが、ちょっと最後の質問になりますが、よろしくお願いします。

古澤議長 答弁は飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 ただいまのご意見であります。現在、路線バスとスクールバス、同じ
ようなデザインになっておりまして、緑基調でやっております。一部、上のほうのラインが
赤のラインもございますが、その反映の関係につきましても、教育委員会等と相談しなが
ら、今後研究を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします
と思います。

以上であります。

古澤議長 5番、大泉奈美議員。

5番(大泉奈美議員) やはり夢のあるという、こういった対策、目で見て分かるように夢
のあるということも非常に大事であるかなというふうに思いますので、今後の政策に期待を

申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
古澤議長 以上で、5番、大泉奈美議員の一般質問を終わります。

散会の宣告

古澤議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時56分

令和 2 年 3 月 4 日

令和2年第1回西川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和2年3月4日(水)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（1名）

6番 大江広康 議員

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
会計管理者 兼 出納室長	片倉正幸	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	荒木真也	君

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これより令和2年西川町議会第1回定例会を開会します。

なお、6番、大江・康議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

佐藤光康議員

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

〔3番 佐藤光康議員 質問席へ移動〕

3番（佐藤光康議員） 3番、佐藤光康です。おはようございます。

最初に、国民健康保険税について質問させていただきます。

議長の許可を得まして、資料を配付させていただきました。これは県で公表しているものです。

前回の定例会では十分な議論ができませんでしたので、再度質問いたします。

町の国民健康保険税は年々上がり続け、平成24年度の1人当たり保険税6万9,526円が平成30年度には8万6,946円と2万円近く値上がりし、被保険者にとっては大きな負担になっています。

一方、今年度の町の国民健康保険基金は1億6,533万2,000円になり、1人当たりにした額

13万7,961円は県平均の1人当たりの保有額6万5,389円よりもはるかに高い額になっています。これは資料にもあるとおりで、県内で5番目に基金の1人当たりが多い額になっています。

近年、この基金を活用し、被保険者の負担軽減を図る動きが出ています。西川町もこの基金を活用して、被保険者の負担の軽減を図るべきではないでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

ただいまの佐藤議員のご質問にお答えしますが、初めに、国民健康保険制度の都道府県単位化につきまして申し上げます。

国民健康保険制度につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、制度創設以来の大きな改革によりまして、平成30年度から都道府県単位化が実施されました。

安定的な財政運営を担い、制度を安定化させるために、財政運営の責任主体は県の役割となりまして、町の役割としては事業費納付金を県に納め、住民との身近な関係の中で資格管理や保険税の賦課、徴収、保険給付や保健事業を行うこととなったものであります。

制度改革の中で、国民健康保険税につきましては政府の納付金算定ガイドラインにおいて、将来的には県統一の保険料水準を目指すと言われていたこともあり、座談会などで町民の皆さんに説明をしながら、平成27年度から5年間をかけて県平均保険税との3万円ほどの差を埋めるために段階的に保険税を引き上げてきた経過があります。

また、課税方式についても、今年度からは資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式に変更してきたところであります。

西川町国民健康保険基金については、平成30年度から西川町国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止しまして、新たに西川町国民健康保険基金条例を設定いたしました。

新条例では、保険給付に要した費用額等の平均年額の3割に相当する額の積立て規定がなくなり、積立金の現在高は、平成30年度末で1億6,541万5,000円となっております。

処分についても、国民健康保険事業費納付金に要する費用に不足が生じた場合、保健事業の経費に充てる場合のほか、その他、町長が財政上必要と認める場合も追加いたしましたところであります。

それでは、まず、第1点目の佐藤議員のご質問であります。国民健康保険税の被保険者負担の軽減についてであります。

ただいま申し上げましたとおり、スタートした国民健康保険制度であります。医療費推計が当初と比較し上振れしたことによりまして、県では財政安定基金の取崩しが生じて再積立ての拠出金を保険者納付金に加算する事態が生じるなど、現状ではまだ制度が安定していないところもありまして、保険税を据え置いているところであります。

また、納付金算定ガイドラインの県統一の保険料水準を目指す点につきましても、平成29年度に策定されました山形県国民健康保険運営方針策定に係る協議の中で明記することに慎重な意見があったことから、運営方針に明記していないところであります。依然として県が想定している主な論点の中に、保険料水準の統一があります。30年度から令和5年度までの運営方針の中間年に当たる2年度の見直しの中でも協議されるものと考えております。

以上のような現状を考慮し、今後の本町の国民健康保険の運営に当たっては、県や他市町村の動向も含めて情報収集等に努め、保険税や基金の活用についても十分な協議を進めてまいりたいと考えております。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 西川町の平成30年度の国民健康保険の被保険者数は1,199人、世帯数で言いますと736世帯になります。町の世帯数が1,854世帯ですから、大体4割の世帯が国保の世帯ということになります。

特に、西川町は被保険者数の中で高齢者の割合が非常に多い。65歳から74歳までの高齢者の国保の被保険者数は679人、6割近くが高齢者ということになります。

かつて国保は7割が農林水産業と自営業で占められていました。ところが、今では全国的に43%が年金生活者など無職の方々、そして、34%が非正規雇用などの被用者です。国民健康保険実態調査2015年によりますと、国保加入世帯の中で所得なし世帯が28.4%、4世帯のうち1世帯以上が所得なしの状況になっています。ですから、国保は生きていくための最後のセーフティーネットと言われております。

ところが、加入者の所得が低いのに保険料が一番高いのが国民健康保険の人たちです。中小企業に勤める労働者とその家族が加入している協会けんぽの1.3倍、大企業に勤める労働者とその家族が加入する組合健保の1.7倍にもなります。残念ながら、西川町の国民健康保険税は、ここ五、六年で大幅に引き上げられ、町民にとっては大変大きな負担になっていま

す。

これは、2018年の国保の都道府県化に合わせたものですが、西川町の国保は町の努力で県内でも一番安いところにありました。ところが、平成30年には、資料にもありますように、朝日町、大江町よりも1万円以上高くなっているというのが現実です。

平成30年度の西川町国民健康保険特別会計決算書では、歳入歳出差引残額が6,681万円、平成30年度の単年度収支でも残額が2,459万円です。これだけ町内の被保険者から集めて、これだけ余計にお金が集まっているということです。これは、当然余ったわけですから、国保加入者に返すべきではないでしょうか。町の国保加入者は約1,200人です。平成30年度の余計に集めた分だけでも1人当たり2万円ずつ返せば朝日町や大江町と同じような保険税になりますが、町長いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 この国民健康保険の基金取崩しに関しましては、従来より議員のほうからの一般質問等での質問もありましたのですが、先ほど申しましたように、新条例が今回の県統一化に合わせて従前のものを廃止し、新たに基金条例を設定したわけではありますが、従前の基金条例は医療給付費の30%を積み立てるとというのが基本的な原則でありました。それに従って西川町でも30%の線を守るといようなことで積み立ててきたんですが、この県の統一に、県一本化になる時点で、これは平成20年度の頃からそれぞれの市町村のその意向を県のほうで取りまとめておったんですが、町ではまず3点ほど県のほうに統一するに当たっての意見を申し上げてきたわけでありまして。

これは、1つは、今、それぞれの市町村が持っている基金、これにつきましては、県が統一、一本化になっても、これはあくまでも町村の、町の財産でありますので、これは県のほうでの関与はしないこと、それから、徴収率、税の徴収率であります、税の徴収率につきましても十分な考慮をしてほしい。ということは、西川町は100%に近い徴収率でありまして、大都市、山形市も含めてですが、90%か、要するに80、90%すれすれの徴収率であります。

ですから、言ってみれば、西川町は、今、国民健康保険が1億円でありまして、これが90%台になりますと1,000万円の減収になります。1,000万円ということは、今、議員からありましたように、国民健康保険の被保険者が約1,200名、ですから、90%台の徴収率でいけば、今、1万円、それぞれ1人当たり1万円の増税になるわけではありますが、皆様のご協力、また、町の徴収員がしっかりお願いして、回って、99%の徴収率があるということもあって、そういった、要するに、徴収率の格差があるわけでありまして、それと一緒に税率

では困るということ、それから、もう一点が、保健事業、要するに、保健事業というのは人間ドックとか、要するに、健康づくり、こういった事業についての努力であります。

こういったものがあって、初めて医療費が下がるわけでありますので、そういった意味で、保健事業をいかに下げようと努力をするか、こういったもの、この3点についてそれぞれの市町村の事業がありますので、これを是非、守ってほしいということで最後まで県のほうに申し上げて、現在は、これは守るということと併せて、特に保健事業の努力、こういったものに対して、今、国のほうでも十分な配慮をしております、今回の国の速報値では山形県の、要するに、保健事業の努力した成果に対する交付金が全国で1番になっています。

要するに、山形県はそれほど努力しておりますが、その中でも特に西川町は人間ドック等につきまして1泊2日等も含めてやっております。そういった意味も含めてであります、先ほど言いましたように、基金も30%確保したと、ただ、今回の第1期の5か年分の中で資金をどう取り崩すか、資金をどう使うか、これについてはまだ十分な検討がなされていないし、非常に不透明な部分があったということもあって、今回そのままにしているわけでありまして、ただ、私も前から、私も国民健康保険、10年間やりましたので、十分その内訳は分かっていますが、果たして、基金の積立て額が医療費の30%でいいのかどうかというのは非常に疑問を持ってきたわけであります。もう少し下げてもいいのではないかと、その辺は今回の計画の中でも十分に議論したいと思っています。

決して、多く持っていていいというわけではございませんので、そのようにご理解をお願いしたいと思っています。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今、町長が基金の積立ても検討していくというお話をされました。町も一生懸命努力されてきたということは非常によく分かります。そして、町民も、今、徴収率の話がありましたけれども、西川町民は非常に真面目に国民健康保険税を出していただき、非常に、多分、県内で一番徴収率が高いんじゃないかと思います。そういう真面目な町民のために、今、非常に厳しくなっている状況の中で、できるだけ何とか軽減できないかということで、もう一つ質問させていただきます。

特に、国民健康保険税は大きな問題を抱えています。税金は、普通は所得にかかるのが税ですけれども、国保は平等割というのがあります。世帯一つ一つに平等割という税金が、今、西川町は1万3,500円かかります。それから、もう一つ、均等税というのがあります。要するに、昔の歴史で人頭税というのがありました。1人生きていればそれに税金をかけるとい

う人頭税がありましたけれども、同じようなものが均等割ということになりまして、今、西川町では医療分2万6,000円、後期高齢者支援金分8,600円、合わせて1人当たり年額3万4,600円を負担しています。これは、子どもでも支払う。子ども1人いれば3万4,600円、2人いれば6万9,200円、3人いればとどんどん増えていくわけです。

ですから、少子化対策が今、行われていますけれども、国保は全く逆行するものになっているわけです。そういうこの均等割という子どもにまでかける税金、それが問題だということで、今、日本全国でそれを何とかしようということの動きが広がっています。

岩手県の宮古市や福島県の白河市、そして、昨年12月には秋田県の湯沢市が18歳未満の子どもの均等割の全額免除を行っています。お金はどうするかということですが、さっきも町長が言われましたように、基金を取り崩してやっているところが非常に多いということがあります。

平成30年度の西川町の国保加入者は4歳までが9人、5歳から19歳までが42人で、合わせて、19歳までの人数は51人しかいません。1人当たり1万円の負担を軽減しても51万円ということになります。ということで、是非、この均等割の減免を検討してもらえないでしょうかという意見ですが、町長、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、国民健康保険の財政安定化というようなことで、これまでずっと国のほうに、まず、国の負担金の増額を望んできておりますし、現在でもそうですが、今、議員からありましたように、子どもへの医療費助成と申しますか、要するに、そういったものを含めてであります。子どもの数で賦課が高くなる、そういったものを含めていろいろ、補助金も含めて、今、西川町では高校生まで医療費の無料化をやっていますが、これまで医療費の無料化をやった場合、国のほうではむしろその分、市町村は財政的にゆとりがあるというようなことでペナルティーを加えておったわけではありますが、これは全国町村会でもずっと要望してきて、近年、それがなくなったということでありまして、さらに、議員が申し上げていますような、そういった子どもへの医療費の関係につきましても、今、全国町村会でもさらに追求して、そして、全国的な運動に盛り上げながらやろうというようなことで言われていますので、そこはまだ、町単独でということはまだまだ、ちょっとこれからの緊急課題だと思いますが、そういった意味で、国、地方で要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今、町長が言われましたように、大本には国の政策の問題が大きいわけです。これほど国保が高いのは、かつて、国が自治体に出していたお金を削ってきたのが原因ということになります。

かつて、国保の総収入の約50%が国庫支出金でした。ところが、1984年からどんどん国がお金を削り続けて、現在は20%台になっています。ですから、全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国町村議長会などが2012年、13年、14年と国保の額をせめて協会けんぽの保険料並みにしてくれということで、そのためには1兆円が必要だということで国庫負担の上げを国に要求してきました。

私の所属する日本共産党は、全国知事会が要求している1兆円があれば、先ほどの均等割と平等割をなくすることができるということで全国的な運動を展開してきました。酒田市は3月議会で国保1人当たり1万円の減額を議会に提案しています。26億円の基金を毎年約2億3,000万円活用するということになっています。

ですから、是非、先ほど町長が基金をどうするかということは今検討しているというお話でしたので、是非、検討していただいて、西川町町民の国保の軽減のために是非、努力していただきたいと強くお願いしたいと思います。

次、学校教育の問題に移ります。

質問にありませんけれども、新型コロナウイルスのことで昨日、教育長に要望しました。今、高校入試が3月10日にあります。一番大事な時期に受験生が家に閉じ込められて、全く学校の指導も受けられなくて非常に不安がっています。今、山形市では学習塾を日中、生徒に開放して勉強させているという情報もあります。

西川町はそういう環境にはありません。せめて、今、多分、3月10日に受験する西川中の生徒は20人ぐらいかなと思いますけれども、せめて、学校を開放していただいてゆったりとした空間で自習させてもらえないかという要望を昨日、教育長にさせていただきました。是非、よろしくお願いしたいと思います。

では、質問に移ります。

1つ目です。山形県は「さんさん」プランとして少人数学級を進めていますが、西川町は該当せず、西川小学校・中学校も1クラス40人近い学級のクラスが少なくありません。西川町は子どもの数が減って、丁寧に子ども一人一人を教育できる環境が整っているはずだと思うわけですが、現実には逆行している状況があるわけですね。町は、県に対して少人数学級を求める要望などはしているのでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ただいまの西川町の学校教育につきまして佐藤議員からご質問ありましたが、まず、少人数学級などの要望についてであります。初めに、山形県の「さんさん」プランについて若干ご説明申し上げておきますが、県の施策であります「さんさん」プランでは、学年で2学級以上ある場合のみ33人以下の学級編制が適用されますので、1学年1学級しかない単学級では「さんさん」プランでうたっております33人以下の適用は受けられないこととなります。

実際、西川小学校の6年生は40人ですが、国の基準である1学級40人以下の基準に該当しまして、1学級となっております。

ただし、「さんさん」プランでは単学級で34人から40人までの学級については、基準によって非常勤講師を配置するとしておりまして、西川小学校では「さんさん」プランの基準に基づき非常勤講師が1名配置されています。

本町では、議員ご指摘のとおり、「さんさん」プランの33人以下の学級編制の適用は受けられない状況になっておりまして、それに対しては、小規模校の学校も含め、全ての学校で「さんさん」プランによる少人数学級編制が適用されるよう、山形県町村会、山形県市町村教育委員会協議会、山形県町村教育長会等で県に対して要望を行っているところであります。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 言われましたように、国では1クラスの人数を40人を最大限にしまして、それを超えたら分ける。41人になれば21人と20人、2クラスに分けるという編制をしています。山形県では1クラス40人はあまりにも多い。せめて33人までにしようということ。33人、「さんさん」プランということになります。一人一人をきめ細かに指導できて、学力も向上する、いじめや不登校もなくなるということで「さんさん」プランを実施しているということです。

ところが、西川町はそれに該当しないということになります。西川町の1クラスの人数は、小学校、中学校、非常に多くなっています。普通学級の人数ですが、小6は1クラス40人、西川中学は、中1が40人、中2は2クラスです、中3が35人です。今、小学校5年生は42人ですから、半分に分けて21人の2クラスになっています。ところが、42人で今から2人転校すればもう1クラス、40人クラスになってしまいます。

西川町は子どもたちが非常に少ない。よほど一人一人の面倒見がいい教育を受けられるんだろうと思うわけです。ところが、全く逆の状況になっているんじゃないかというふうに恐

れるわけです。

西川小の6年生の子どもに聞きました。どうだい、40人クラス、大丈夫と聞きましたら、もう机と机の間に図書袋とかいっぱいありまして、なかなか通るのが大変だという話があります。

あと、中学校3年生は、どうだと聞きましたら、2つ机をくっつけてやっている、ですから、昔、私たち、小学校のときに低学年で2人1つの机で座っていましたが、ああいう状況に工夫してやっているそうです。

私、昨年まで高校の教員をしていましたので、私の高校は大体30人クラスでした。ところが、1つだけ40人クラスがありました。40人クラスで、間に入って行って、どんどん生徒の声を聞きながら授業展開をするわけですけれども、40人だと入れないと、もう諦めました。

ですから、40人学級では一人一人に声をかけるというのが非常に難しい、大変だという現実があります。それから、学校の授業のやり方もどんどん変わってきています。先生が黒板に書いたものをノートに写して、そこから試験に出しますよというパターンは、多分、皆さん方、私たちも受けてきましたけれども、こういう授業のやり方は、今、北朝鮮か日本だけだという話もあります。

ところが、こういう一方的な先生の授業というのは、生徒が何人いてもできるわけです。ただ、先生がぱっとしゃべってきて、それをただ聞いているだけと。これでは今からの子どもたちにはまずいのではないかということで山形県が「さんさん」プランを出しました。

山形県の「さんさん」プランの説明では、人間関係を豊かに、自己表現力をつけさせる、コミュニケーション能力の育成をしていくということを狙いにして「さんさん」プラン、33人学級を山形市街地あたりでやっています。西川町はできない。

さて、こういう40人学級の中で自己表現力やコミュニケーション能力をどうつけるか、こういう点では町はどんな工夫をされているのでしょうか。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 まず、最初に中3の受験生の対応ですけれども、昨日要望をいただきまして、その前にもちょっと図書館の使用について、私、日曜日に回ったときにどういう状況かということ聞いてみまして、様子を見たところでありますけれども、現在、小・中学生に関しては図書館の利用もコロナウイルス対策の趣旨から控えるようにしておりますけれども、今回の要望と、あるいは、図書館の実態等を鑑みまして、受験生に限り、個人で図書館を利用してもらうのに対しては構わないということ昨日、中学校を通して連絡しましたので、

そういうふうを活用できて受験勉強できるのかなというふうに思っております。

さて、今の佐藤光康議員のご質問ですけれども、本町の実情については、議員がおっしゃるとおりでございます。人数の、定数法によって学級が決まっておりますので、それに従ってやっているわけです。「さんさん」プランの適用になるのは、やっぱり、今の5年生以上でして、それ以下の学年になりますと、今度、逆に、「さんさん」プランを適用するまでもなく27人とか20人とかになっていきますので、文字どおりの少人数学級になってしまいます。ですから、いわゆる少人数ということでは理想的な授業ができるのかと思います。

やっぱり、その移行期が40人前後ですといろいろ大変なのかなというふうに思います。例えば、6年生、先ほど大変狭いというふうにありますけれども、今、6年生、5年生も6年生もそうなんですけれども、教室でなくて多目的ホールを活用して、教室はいろんなグループ学習とか、20人前後に分かれての学習に使っています。ですから、多目的ホールを電灯等、照明等を工夫して広く使えるようにして、ふだんは、一斉の授業では多目的ホールを使って、あるいは、グループ学習なりのときは教室を使ってというふうなことをやっております。

また、教科によっては、担任の先生が、教務の先生とかいろいろ手分けして教科担任みたいにして算数とか主要教科についてはできる限り分けて、20人前後に分けて授業ができるような工夫もしております。それは中学校も同様でございます。できるだけ、中学校はもともと教科担任ですけれども、TTなり、チームティーチングですね、TTなり、少人数に、40人のところは20人前後に分けて授業をしているというような工夫をしております。

あと、授業の形態ですけれども、議員がおっしゃるような、昔風の一斉授業というのは、県のほうでも方針を出してしまして、できるだけそういうものではなくて、今、皆さん、ご存じでしょうけれども、探究型学習の形態で授業に取り組むというふうにやっております。したがって、昔のような、黒板のほうを向いて、先生が書いたものをただ写すとか、一斉にどうのこうのするというよりも、自分自身で課題を見つけて、友達というか、グループの中で話し合ってそれぞれ課題を解いていくというような授業形態になっておりますし、その中でも効率的に進むように教員の間では授業研究等頑張ってお研修しているところであります。

以上です。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 新型コロナウイルスのことで、図書館を受験生は使っていいということでしたけれども、図書館、私も毎週土曜日、学習支援で使っていますけれども、非常に密閉したところで、換気もなかなか大変そうで、あそこに押し込めるよりは広い学校を使っ

たほうがいいんじゃないかというような気がします。

そして、先生方もおられて、先生方にも声をかけられたら、あと1週間でもう受験ですから、何か生徒も安心して受けられるんじゃないでしょうか。今日の山新の報道によりますと、米沢市内の小学校、中学校、学校を開放しまして計80人の児童・生徒を受け入れているということが新聞に出ていました。是非、ご検討、よろしくお願いいたします。

先ほどの話になりますけれども、さっき、町長が言われましたけれども、非常勤講師をつけてチームティーチングをやるとか、いろんな工夫をされています。西川中学校の生徒に聞きましたら、各教科で、例えば、数学なんかは3名つきます。非常に個別にやりますから、効果があると思います。

一番厳しいのは、国語とか理科が、他の先生がつかないで1人で担当しているそうです。40名クラスで国語でいかに自己表現力をつけるか、コミュニケーション力をつけるか、非常に厳しいことが、先生方も非常に厳しい状況があると思います。

実は、「さんさん」プランが適用にならない地域は西川町だけではありません。山形市内の中心部の小学校が、今、少子化の中で子どもたちが減ってきています。40人近いクラスの小学校が山形市内にも増えてきつつあります。

やっぱり、県内でせつかく山形県が「さんさん」プランとって少人数学級でやっていこうと、学力をつけて、いじめをなくそうとやっている中で、33人学級までだとか、こっちは40人だとか、それがそもそも問題なわけです。岩手県や長野県あたりは一律35人学級にしています。是非、町としても強力に西川の子どもたちのために働きかけてもらい、お願いしたいと強く思います。

町長は、特に吉村県知事とは仲がよさそうですので、是非、よろしくお願いいたします。町長いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 この件に関しては、県内市町村それぞれの悩みであります。特に、市はあれですが、町村につきましては、ほとんどが中山間地域を抱えていますので、そういった悩みが共通しておりまして、県の町村会の要望となったわけありますので、さらに県のほうにも要望してまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 2番に移ります。

政府は、学力テストで子どもたちを競争させて学力を上げようとしてきました。学校現場

はテスト対策の授業を強いられ、子どもたちはテストのための勉強、そして、宿題の多さに悲鳴を上げています。画一的な学力テスト競争に惑わされないで西川町は一人一人の学び、進路を実現していく教育を行っていくべきだと考えますが、どのように考えられますか。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 一人一人の学び、そして、進路を実現していく教育についてであります。

全国学力・学習状況調査の目的につきましては、次の3点が挙げられております。

1つ目は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析しながら教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることです。

2つ目は、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることです。

3つ目は、そのような取組を通して教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することです。

学力テストの結果については、本町では、この目的にあるように、児童・生徒への指導の充実や授業改善に役立てております。議員ご指摘のように、学力テストの結果に一喜一憂するのではなく、学力テストの目的をしっかりと見据えた上で活用し、今、進めております西川学園構想の具現化を進めてまいりたいと考えております。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 学力テストの結果に一喜一憂しないという答弁がありましたけれども、恐らく教育長も学力テストの平均点の発表、西川町はどうなんだということで大きなプレッシャーを感じているときがあるんじゃないかというふうに想像しています。

今、全国学力テストは小学校6年と中学校3年生を対象に毎年春に実施されています。全国学力テストの平均点が新聞でも公表されていますけれども、学校の先生方はもとより、市町村長や知事まで大きな圧力を感じながらやられているように思います。吉村山形県知事は、全国平均を少しでも上回るようにということでハッパをかけているような感じがいたします。

しかし、全国学力テストの平均点を1点でも上げようと頑張ることが西川町の子どもたちの一人一人を支え、大事にして成長させていくことにつながるのかどうかという問題です。

3点指摘させていただきます。

1つ目は、学力テストは小学校、中学校とも国語と算数、数学、そして、去年から中学校は英語が加わりました。3年に1回、理科があります。国数英だけで日本全国の学校が競争

しているというのをおかしくないかということです。一人一人の子どもには社会が得意な生徒、美術や音楽が好きだ、勉強が苦手だけれども、すごく心が優しい、いろんな子どもたちがいます。子どもたちを丸ごと認めて、一人一人を伸ばしていく視点が学校から抜けてしまうのではないかという非常に恐れを感じています。

2つ目です。学校から本来の学びが奪われていくんじゃないかという問題です。

実は、少なくない学校がこの全国学力テストの順位をいかに上げるかということで年間の学力向上プランを立てています。今、公表は県の平均点を出していますが、恐らく、各中学校、小学校の校長先生にも全て渡ってきます。ですから、そこでいかに上げていくのかということが非常に大きな、今、圧力となって学校現場に働いています。

私は、30代の頃に山形市内で学習塾をやっていましたが、高校入試の対策で一番いいのは何かといいますと、山形県の過去の入試問題をさせることです。実は、全国でも学力テスト対策ということで、過去問を繰り返し子どもたちにやらせているところが増えていきます。これが一番簡単なやり道だからです。

成績上位のある県の教職員組合が調査した結果、昨年4月18日の全国学力テストに向けて、過去問を含む事前対策をやった小学校は90%、中学校は65%あったそうです。始業式からテスト前日の4月17日まで毎日のように過去問をやっていた小学校もあったそうです。

私は、旧水沢小学校を借りて中学生に勉強を教えています。感じることは、学校から面白い授業、楽しい授業、興味がわく授業、そういうのがなかなか少なくなったんじゃないかということを実感しています。やはり、目先の点数を上げるためにはプリントでばんばん、ばんばんやるのが一番簡単な道です。ところが、本当の学びというのはそれでいいのかどうかということです。

ずっと前に塾で卒業した生徒たちが塾でこんな会話をしていました。たくさんのプリントの宿題が、今、生徒、子どもたちが持ってきますけれども、ある生徒が、勉強が分からない生徒は宿題があっても、結局、答えを写すしかないわけです。明日まで持ってこいとなると、やっぱり、書かなくちゃ駄目だと、あとは答えを写すしかない。ある生徒は、私たちさ、分からないから答え写しているんじゃない、夜中2時、3時までさ、やっていて何やっているんだと涙が出てくるよねと、こういうことをしゃべっていました。非常に衝撃でした。

ですから、本当の学びからだんだん遠くなっていくということ、例えば、去年ノーベル賞をもらった吉野彰さんが次のような話をしていました。子どもの頃に誰かにきっかけを与えられて自分の将来を決める時期があるよね。私は、「ロウソクの科学」だった。有名になり

ました。小学校3年、4年の頃、担任の女の先生におもしろいよと言われて読んだと、ろうそくはなぜ燃えるのか、なぜ炎は黄色いのか、なぜ、なぜ、これが学ぶ力になるわけです。

ですから、こういうところから一番遠いところにあるのが学力テストになってくるんじゃないかというふうに思っています。

実は、この全国学力テストは大きな問題を全国にも引き起こしています。資料として配りました、お配りしたのは、国民健康保険と、裏のほうに福井県の県議会が出した意見書です。福井県は全国学力1位ということで全国学力テストでもいつも上位のところに位置していました。実は、そこで、平成29年ですね、中学校で自殺問題がありました。なぜ、自殺したのかということなのです。

アンダーラインを引っ張っていますけれども、学力日本一を維持することが本県全域において教育現場に無言のプレッシャーを与えて、教員、生徒双方のストレスの要因となっていると考える。下のほうにいきますけれども、義務教育課程においては、発達の段階において子どもたちが自ら学ぶ楽しさを知り、人生を生き抜くために必要な力を身につけることが目的であることを再確認し、過度な学力偏重は避けていくということ、避けていくべきだということ、福井県の教育行政に福井県議会としてこの意見書を提出しています。

ですから、西川町はどんどん少子化の中で子どもが少なくなっています。一人一人を大事にする、一人一人の真の実現のために町の力で支えていく、それがあればあるほど大きくなってから西川町を誇りに思い、帰ってきたいと思うのではないのでしょうか。

ぶれないで、西川町の教育目標である「ふるさとを愛し 高い志をもち ぶなのようにたくましく ともに学ぶ子ども」、そういうのに徹していくべきだと考えますが、町長、いかがでしょうか。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、議員がおっしゃられたとおりだと思いますが、教育現場のほうに関しましては、教育長のほうから答弁させますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 追加答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 今、佐藤議員、おっしゃるとおりだと思います。

それで、本教育委員会としましても、学力テストに関していたずらにプレッシャーを与えるようなことはもちろんやっておりません。結局は、今、西川学園構想を進めておりますけれども、西川学園構想の大きな特徴と申しますのは、保・小・中一貫教育、保育園から小学校、中学校まで一貫した児童感、生徒感をもって系統的な教育をしていくというものです。

その中でも最も大事にしたいと思っているのは、体験的な学習を充実していくことです。その具体的なものとして、分かりやすいものとしては、例えば、小学校のふるさと楽行とかになるわけですがけれども、結局は、机上の勉強ばかりでなくて、地域に出て、地域の人や自然、文化に触れて、それを体験して自分のものにしていくという学習の方法です。

もちろん、中学校もいろんな地域の方を先生に招いて体験的な学習をやっております。それと付随してコミュニケーションをとるためにということもあります。英語が話せるだけでなく、異文化と触れ合い、コミュニケーション能力を高めるということでも英語の学習を充実しているところです。

そういうことを支えるものとして、本町では4年前からコミュニティスクールを設置しまして、地域の方々のご意見等を伺って、学校経営に反映させるものにしていきます。そのコミュニティスクールの中で熟議というものをやっているんですけども、西川町の子どもたち、どんな子どもたちに、例えば、育てたいかというようなことを運営委員の方から話し合っていて、もちろん、その中の話合いでは、今、議員がおっしゃられたように、テストの勉強ばかりでなくて、本当に心優しく、いろんな困難にも立ち向かっていく、いろんな協議を出された中で、それを各校長が学校経営に取り入れているというところです。

私自身も町の全所員研修会というところがあるんですけども、その中では、西川らしい教育に頑張ってくださいとはっきり申し上げております。もっと言うならば、点数にこだわりませんと、そういうふうに申し上げておりますので、そういうことで、先生方は子どもの教育に当たっていてもらっているのかなというふうに思っております。

以上です。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） はい、今、教育長が言われたように、是非、西川町らしい教育をお願いしたいと考えます。

次、3つ目です。最後ですけども、子どもたちの学力の向上、成長のためには先生方の働く環境が大事になってきます。教員が子どもとしっかりと向き合い、授業の準備をする時間の確保が必要です。昨年末、通常の勤務時間を延長し、代わりに夏休みなどの勤務時間を縮めて1年単位の変形労働制を導入することができるよう公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特例措置法の一部が改正が行われました。

この変形労働時間制は、自治体の条例で導入されるかどうかが決まりますが、町はどのように考えているのでしょうか。

古澤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 教員の変形労働時間制についてであります。

平成28年の文部科学省の調査では、小学校教員の約3割、中学校教員の約6割が過労死ラインを超えて仕事をしているという教員の厳しい勤務実態が明らかになりました。

そこで、文部科学省は、平成31年公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを通知しました。このガイドラインでは、超過勤務時間について、1か月45時間を超えないこと等の上限時間を示した上で、服務監督者である教育委員会が公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を作成することを求めています。

これを受けて、山形県教育委員会では、令和元年12月に山形県公立学校における働き方改革プランを策定しています。本町でもこれに基づいて働き方改革に取り組んでいるところであります。

さて、変形労働時間制については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律により、かつて行われていた夏休みのまとめどりのように集中して休日確保すること等が可能となるよう、公立学校の教師については地方公共団体の判断により1年単位の変形労働時間制の適用を可能とするとなっております。

この法律の施行は令和3年4月1日からでありますけれども、本町の学校の、西川小、西川中ですけれども、令和2年度の年間教育計画を、例えば、見てみた場合、それで検討したところ、夏休みは学校閉庁日と土日を含めると連続9日間休みにしておりまして、これ以上の時間外勤務の減少につながらないことなどからも、現在のところ、教員に対して変形労働時間制を適用する考えはありません。

古澤議長 3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 今、教育長が言われましたように、この変形労働時間制というのは、通常の学級は8時間労働が原則ですが、9時間、10時間に延ばしてもいいと、そして、その分、夏休みに休ませればいいという国の発想になっています。

しかし、日常の勤務が、教員が9時間、10時間になれば、認められればどうなるかという問題です。例えば、現在の退勤定時午後4時45分ならそれが6時、7時になり、これまで4時45分までに会議を終わらすはずなのが6時、7時まで可能になってくるということになります。これはますます長時間労働が固定化し、助長するということになると思います。

町では当面導入するということがないようですが、先生方の長時間労働をどのようにしていくのかということが子どもたちにとって大きな問題です。子どもたちと関わる時間が十分

にとれるのか、先生方が授業の準備をする時間が十分にとれているのか、是非、学校側と十分に話し合ってもらい、努力されますことを期待しまして質問を終わります。

古澤議長 以上で、3番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

伊藤哲治議員

古澤議長 続いて、9番、伊藤哲治議員。

〔9番 伊藤哲治議員 質問席へ移動〕

9番（伊藤哲治議員） 9番、伊藤哲治です。

私は、平成31年度と言ったらいいのか、令和元年度と言ったらいいのか、ちょっと分かりませんが、令和元年度の西川町にとって第6次西川町総合計画の後期基本計画の初年度に当たり、どのようなまちづくりを行っていくのか大いに期待もし、議会としても政策提言等を行ってきたところです。

まず、具体論に入る前に、町長の5年先、あるいは、10年先を見据えた政治姿勢、町長としてのビジョンについて伺います。

西川町は、第1次産業に乏しいばかりか、新しい産業や雇用を創出することは至難の業と言わざるを得ません。生活の基本となる働く場の乏しさに加え、急激な人口減少と少子高齢化が進み、今まで経験したことのない厳しい現実と社会環境に見舞われている現実を直視する限り、今後の町の行く末に危機意識を私は持たざるを得ません。町長は今後の町の行く末についてどのような考えをお持ちか、所見をお伺いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 伊藤議員、今のは質問1でいいんですよね。

9番（伊藤哲治議員） 質問1に入る前にということで、質問要旨ということで私、書かせていただいたんですが、それにお答えが、併せて、では、質問1をさせていただきますけれども、まず、国が掲げた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」も第1期目が平成26年から始まり、終わりますけれども、令和2年度からは第2期に入りますが、町にとって第1期の地方創生「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は一体何だったのか、どんな成果があり、どのように町としてそれを総括なさったのか、まず、お尋ねをしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 後期基本計画の初年度を振り返っての今後の対応ということでありますが、まず初めに、西川町「まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきまして申し上げますが、第1期の西川町版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、本庁の将来の人口及び世帯数を推計しておりますが、平成25年12月に策定いたしました第6次西川町総合計画の基本構想の中では、令和5年時に最低確保したい人口を5,000人、最低確保したい世帯数を1,600戸、年間交流人口100万人と設定しまして、「“キラリ 月山”健康元気にしかわ！」をテーマ、キャッチフレーズに掲げまして、計画の実現に向けた様々な施策に取り組んでまいったところがあります。

さらに、3つの町民運動、7つの重点事業、12地区の地域づくり計画を掲げまして、推進してきたところでありますが、このうち行政が主体的に取り組むこととしております健康長寿のまちづくり以下、7つの重点事業を、今後10年間で、特に重点的に対応するリーディングプロジェクトとして展開してまいりました。

国の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正しまして、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本を維持することに、国を挙げて取り組むとの地方創生の考え方は、まさに第6次総合計画の基本計画の内容と合致するものであることから、第6次総合計画を基本としまして、7つのリーディングプロジェクトで掲げております事業を柱としまして、それぞれの分野において具体的な施策として取り組んできたところであります。

また、総合戦略を推進するため、7つの重点事業推進会議のほか、キラリ 月山にしかわ創生塾によります研修を通じた実践力の向上や、人材育成などとともに、町の諮問・指導機関であります総合政策審議会を「キラリ 月山にしかわ創生会議」と位置づけまして、町民の皆様を初め、産業界、金融機関、教育機関、行政機関等の様々な立場から参画いただき、

町一丸となり、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間としまして、総合戦略の推進に取り組んでまいったところであります。そして、今後とも取り組んでまいりたいと。

この7つの重点事業では、10年後の令和5年度までに実現する数値目標を基に、効果を客観的に検証できる重要業績評価指標を K P I であります。を設定しますとともに、総合戦略の進捗管理等は第6次総合計画と併せ、評価・検証内容に応じて見直し、後期基本計画の策定にも反映させているところであります。

それでは、議員のご質問であります。まず最初に、冒頭にありましたように、危機意識を持たざるを得ない、そして、今後のまちづくりにどういうふうな考えかというようなことであります。まず、いかにこの西川町を持続させるかだと思っておりますし、その基本は、やはり町もそうであります。それぞれの地域が元気で活性化することをまずは望んでおりまして、それぞれの地域があって西川町があるわけですが、今の地方創生はまさに、各市町村、自治体があって国がなると。そのための地方を活性化するという、まさに、これは、西川町がこれまで取り組んできたそれぞれの地域づくり計画の基に、今後とも進めていく。

それを支援するのが町だということですが、ただ、まちづくりの基本は、やはりいかに所得を得るかでありまして、その所得を得るためにいろんな支援を含めてであります。そのためには、西川町の資源をいかに生かして、この西川町ゆえの資源、自然、それから、伝統・文化、こういったものを生かしながらまちづくりを進めるべきだと思っております。

その横で、農業、観光、そして、農業観光の成果が出れば、その還元がそれぞれの商工業に入っていくということになりますので、そういった総合的な経済の流れをつくれれば、今後とも町は持続するとは思っております。そういうふうにしたいというのが私の考えでありますので、そういった考えの基に、今後とも進めてまいりたいということになります。そのための人材育成、こういったものを含めて、先ほど申しましたように、7つのリーディングプロジェクトの中で、それぞれの役割分担をしながらやっていきたいということになります。

それで、質問の第1点目、地方創生の成果についてであります。地方創生関連事業としましては、地方再生計画の策定などを行いながら、平成27年度に26年度繰越分として西川町版総合戦略策定事業に240万円など、26年度の繰越分としてですが、5事業、総額で2,633万円、27年度分としてインバウンドジオツアー展開連携事業3,000万円を含めて4件、8,034万円、地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金、これは地方創生先行型であります。これを活用しますとともに、27年度の繰越分としまして、月山のめぐみ総合産業活性化事業に

1,563万円、含めて3事業、2,446万円の活用を行って、それぞれ活性化を図ってきたところ
であります。

また、地方創生推進交付金としまして、平成29年度から令和2年度までの4年間で山形県
連携によります関連協働、地域連携による住民主体の地域づくり推進事業659万3,000円等も
含めまして、それぞれこれは寒河江市との連携事業、さらに、雪旅籠の灯り、そして、移
住・定住人口人材確保戦略展開事業など、山形県とも連携しながら、これまで事業を行って
まいったところであります。

そのような中で、平成30年度までは、実績であります、今年度以降につきましては合計
金額となっておりますが、いろんな事業を展開してきたところであります。

なお、総合戦略の全体的な取組成果としましては、先日の議会議員全員協議会で第2期
「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定についてご説明申し上げましたが、策定途中で
あります総合戦略案の第1期総合戦略の検証にもありますとおり、町民体育館や、サービス
つき高齢者住宅向けなどの事業を展開してまいりまして、この中には、観光ビジョンの策定
を基にしました観光、通年観光への取組、さらには農産物では啓翁桜等の生産拡大等も含め
てであります、それぞれの分野で一定の成果があったものと捉えております。

しかし、最重要目標としております最低自治体定住人口の確保につきましては、令和2年
2月1日現在の住民基本台帳における人口は5,225人、世帯数は1,851世帯でありまして、現
状のまま推移しますと、目標達成は非常に厳しい状況になると捉えています。

そのため、今後策定いたします第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、これま
での取組の評価を踏まえまして、これまで以上により効果的な取組を行っていく必要がある
と考えておりまして、議員の皆さんにもいろんなこれからのご指導もお願いしたいと思っ
ておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 今、町長から説明がありましたけれども、町の人口は、町長からも
ありましたように、平成26年11月に6,000人を割った後、その後も急速な人口減少が続いて
おり、先ほどあったように、令和2年2月現在では、5,225人、1,851世帯ということで、も
う目の前に5,000人を割るとするのは確実だという状況にあるというふうに私は認識をして
います。

それで、第2期の地方創生「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の2期目について、最重
要課題として5,000人、1,600世帯を割らないという目標を、修正をかけて、現実を見つめな

がら、どういうまちづくりをしていくのかということを考える気持ちがあるのかなのか、町長の考えを、まず、お聞きしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 議員、おっしゃるように、このままでは非常に厳しい状況であります。ただ、こういった計画をつくるのに、夢、希望も含めて計画に織り込むことではあります。是非とも5,000人は大きな目標にしたいということには変わりございませんので、現時点ではまだそこまでいっていませんが、事務的には議員がおっしゃるように、そういった非常に危機的な状況を踏まえながら、いろいろな事業展開を進めるべきだと思っておりますので、よろしくをお願いします。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 目標を掲げる、夢を持つというのはいいんですけども、現実問題として、夢が夢じゃなく、破綻する夢になっちゃうような気が私自身はしています。

5,000人にこだわるというのは、何のためにこだわるのか、そこがよく見えないと、なぜその5,000人を西川町は確保しなきゃいけないのか、1,600世帯なんだというのが町民には分からないと思うんです。

経済を活性化していくためには、やはり5,000人を切らないような人口規模でないと大変だなというように、一つ一つこういうことで西川町は5,000人を守っていきたいんだということを書いていくべきだというふうに私は思います。

令和元年の出生数は13人ということで、20人を割り込んでいる。合計特殊出生率も1.19ということで、1.20を割り込んでおります。国が目指す希望出生率1.8には、本当にもう程遠いというふうに、町長自身、施政方針演説の中でもお話をされています。

町民は、5,000人を割り込むのは、誰しものが今、現実問題だというふうに捉えているというふうに、私は認識をしています。なぜその5,000人にこだわるのか、その辺の状況を町民にどう説明をしていくのか、町長の考えがあったらお尋ねをしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 この目標の設定につきましては、いろんな議論もあろうかと思いますが、この人口推計段階では、5,000人を切るであろうというような国の予測もあったわけではあります。いろんな状況を見ながら、5,000人につきましては、ちょうど町が推計した上限値が5,000人ぎりぎりだということもあって、そういうのもあって希望と申しますか、ここは守りたいというようなことでの5,000人ではありますので、5,100人とか4,900人とか切りの悪い数字でな

くて、5,000人ということは、これは大きな目標でありますので、そこはご理解をお願いしたいと思っています。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 理解するのはいいんですけども、先ほども私、言いましたように、出生率がもう1.20を割り込んでいる中で、じゃ、町として子育て・少子化対策を今後、どういうふうに進めて、子どもの数を増やしていくのかという点で見れば、町長が施政方針で述べた、イの一番に掲げている子育て・少子化対策というのが、今までの西川町がやってきた第3子への保育料の無料化、あるいは、子育て祝い金等、給食費の半額助成等ありますけれども、じゃ、そういった本当に危機的な状況の中で、新たに西川町として子育て・少子化対策を強力に進めていくんだというのが、施政方針の中からあまり見えてこないというふうに私は感じています。

令和2年度に、そういう意味で、子育て・少子化対策としてこれを中心にやっていくよというのがありましたら、それを是非、教えていただきたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 子育ての環境につきましては、県内でもトップとは申しませんが、大分いいクラスにいらしていると思いますし、子育てされている方々の評価につきましては、大変西川町の環境はいいというような、そういったことでありまして、いろんな面で政策は打っておりますが、ただ、一番は、いかに結婚をするカップルをつくるかと思っています。

これまでも結婚相談員等も含めて、いろんな活動をしていただきましたのですが、やはりこの結婚につきましては、結婚相談員のみならず、西川町の町民の皆さんからのご理解も得なければならないと思っています。そして、結婚の話タブー視しないでと申しますか、そういったいろんな皆さんが隣近所でもお話しできるような、そういった環境が大事だと思っています。

特に、そういった意味も含めて、令和元年度には、仲人で結婚が成立した事例もありますので、そういったものをこれからは、まず、町だけでなく町民の皆さんと一緒にって関係をつくりながらやっていくべきだと思っています。

今、独身の方も大分おりますので、そういった方への、今回の施政方針でも申し上げましたが、さらに、民生児童委員の皆さんのご協力なども借りながら、それぞれの地域の実態を十分お分かりでございますので、結婚適齢期を過ぎた人につきましては、これも個人情報等でなかなか把握しにくい部分もありますので、町では把握していますが、それを外部に漏ら

すようなことはできませんので、そういった意味での、まずは、地域での活動だと思っていますので、施政方針で申し述べましたように、まず、結婚適齢期と申しますか、結婚、婚活、こういったものも含めて、今後はやるべきだと思っています。

特に、今、子育て環境について申し上げていますが、この五、六年、1人、3人という方が大分増えてきておりますので、そういった意味も含めて、個別のものを捉えれば、それなりの成果もあるのではないかなと思っておるところでございます。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 今、町長から婚活の話がありましたけれども、子どもを産む方々の産める体制をつくっていくというのは重要だと思いますが、私が尋ねたのは、子どもたちをどのように育てていくのか、少子化対策をどうやるのかということで、婚活も重要ですけども、今いる子どもたち、町の宝である子どもたちが、どのように今後育てていくのかという面で見れば、私は前の一般質問でもお尋ねをしましたけれども、保育園の給食費の無料化、あるいは、小学校の給食費の無料化等、やっていかなければ大変なんじゃないかと。それぐらいはやれるんじゃないかという話をさせていただきました。

そこは、町長の考え一つで、試算をするとどれぐらいかかるのかもありますけれども、保育園、あるいは、小学校の給食費を無料化するために、どれぐらいの予算があればいいというふうに、町自身は考えるか、ちょっとそこをデータの的に分かれば教えていただきたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 あまり具体的な数字は持ち合わせていないんですが、ざっと両方合わせまして今現在、予算措置していますもので、1,000万円でありますので、これを全部無料にしますれば、さらに1,000万円の町の持ち出しというふうになります。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） おおよそ2,000万円ぐらいあればできますよというようなイメージだというふうに、私は捉えましたけれども、そうすれば、トップの町長の考え一つで、本当に子どもの数が少ない西川町にとっては、親の負担を軽減し、子どもの数を増やしていくことにも多分つながるであろうというふうに私は思いますけれども、それはなぜかという、子どもの教育にかける親の熱意というのは、すごいものがあるというふうに思っています。

子どもの教育がうまくいくなったら、家族で引っ越そうかという方々も結構いらっしゃいます。そういう面で西川町は、子育てするなら西川町だと言うんだったら、その辺まで踏

み込んだ大胆な施策を打ち出すことができないのかどうか、前も質問したが、あのときは、いやそういうことはできないというような回答だったなというふうに私は捉えていますけれども、その辺の検討もする余地もないのかどうか、その辺について、町長のお考えをお伺いします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今ありましたように、要するに保護者の負担軽減というような観点でのご質問がありますが、今、力を入れていますのは、学校の教育現場の環境整備というようなことで、今、力を入れております。

特に、英語学習は必須だというふうにこれまでも申し上げてきましたが、英語学習につきましては、保育園から中学校まで一貫した町の計画にのっとってやっていますが、それを併せて、それを実践するためにも英語の検定の補助、さらには、英語の一泊研修の制度化、こういったものを含めて、さらには、ALTの1人分につきましては、町の職員としてきちりと支えていくというような、そして、充実させていきたいと、そういった環境整備を今やっているところでございますので、先ほどありましたように、保護者の負担の軽減というような点について、決してないわけではありませんので、今後はさらに、保護者のご意見なども伺いながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

保護者に聞けば、これは負担が少ないほうがいいわけですが、ただ、町の財源もありますので、そういったものを含めて1回、あるいは、ずっと、継続的にやるものでありますので、そういったものを含めて今後の財政事情、そして、教育全般の費用負担、こういったものを含めて、なかなか今、突如として国のほうで町に費用負担を求めてくる事例があります。

今回も、例えばパソコンの一人1台のパソコン、4,000万円ほどの予算を組んで、今回、補正予算でしておりますが、これも決して国の補助金が全てではございませんで、そういったものを含めてでありますので、よろしく願いします。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番(伊藤哲治議員) 親に聞けば助成があったほうがいいというのは当たり前だと、私もそうは思いますが、ただ、それほど今、子どもの教育に対する親の負担というのは、結構大きくなってきているのかなというふうに思っています。小学校から中学校に入るときに準備しなきゃいけない制服、あるいは、ジャージ等についても、結構な値段がかかるというふうにも聞いていますので、そういう面では、是非、子育てをしている親の負担を減らす方向で

考えてほしいというふうに思っております。

今、英語教育が大切だから英語教育だなんていう話をしましたけれども、それも、私も大切だというふうに思います。前も質問しましたけれども、英語教育をなさっているALTを、身分保障をきちんとしてやっていくべきだというふうに話しましたが、今日、町長はそれをしていくというふうに私は捉えましたけれども、そういう面で、英語教育を今後も精力的に西川町としてやっていくという面では理解をしたところですが、そういうことでよろしいんですね。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 そのとおりで結構ですし、明日からそれぞれ具体的に各課の事業説明もございますので、その中でも説明があると思いますので、よろしく願います。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 今言ったのは、今までの第1期の「まち・ひと・しごと創生」に関して、西川町で、じゃ、どうやってきたのかといったときに、1億円以上かけて西川町はいろいろなことをやってきましたよということですけども、広域的にやってきたことが結構多かったんじゃないかというふうに思っています。

そういうことを考えたときに、その最大だったのはジオパークがあるんじゃないかと思えますけれども、そのジオパークにしても、今、町はジオパークを縮小するという形で考えているというふうに、私自身は認識をしていますけれども、地方創生で大きく掲げたそのジオパークについて、今後、どのような形で維持・発展をさせていくのか、その辺についても伺いをいたしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ジオパーク構想につきましてですが、これもこれまでご説明申し上げていますが、そもそもの発端は、まずは月山、観光も含めてですが、広域、単独市町村では全国に発信するにも非常に限界があるということもあって、月山のある西川町というようなことでこれまでやってきたんですが、なかなか理解しにくいということもあって、まず、月山が全国各地からの捉え方も非常に薄らいできた部分もあるということで、まず、月山をいかに発信するか。

そして、その月山に関わって、それぞれの特徴ある5つの市町村がありますよというようなことで、今後やっていきたいと思いますというようなことで、月山フォーラムを開催したわけがありますが、その中でジオパークという制度があって、そのジオパークは、これは日本のジ

オパークもそうですし、世界につながるジオパーク構想であるというようなこともあって、是非、このジオパークの認定を受けたいというようなことで、5つの市町村で一緒になってやってきたわけではありますが、このジオパーク、これまで日本ジオパークというような組織の中で進められてきたんですが、西川町が月山を申請するちょっと前ぐらいから、世界のジオパークの組織の中での認定になってきたということでありまして、非常に認定のハードルが高くなったということでありまして、なかなか、特に、月山はいろんな要素があると。

要するに、ジオは、土地であります、地球そのものであります、それに併せて伝統文化、それから、宗教の関係、そういったいろんなものが組み合わさって、何が一つの大きな目玉があるのかというような指摘もあって、なかなかジオという面では捉えにくいのだと思いますが、そういった面で、ハードルを超えられなかったというのが現実です。

今、特に、ジオパークは全国にもございますが、これは3年に一度ほど認定申請を改めてやるようになっていまして、今、ジオパークが認定になっても、2度目、3度目でジオパークの認定を差し控えたというような、そういった地域もございまして、非常にハードルが高いということでもあります。

なかなかそういった面で、まだジオパークを決してやめるわけではございませんが、ただ、その中でやはり月山をメインにしながら、広域で、そして、全国に発信できる、そういった組織をつくりましょうということで、月山を取り囲む5つの市町村でさらに月山フォーラムをバージョンアップしながら、そして、広域の観光PRをやっていこうという認識で今、動いております。

そして、日本遺産につきましても、月山というのではなくて、出羽三山ですが、出羽三山の伝統文化であります、そういったものが認定になっているわけではありますが、これが鶴岡、庄内、西川、3市町であります。戸沢と大蔵が月山を含むとすれば認定にならなかったということではありますが、そういったものも含めて、今後、やればというようなことで、今、考えておりまして、そういった意見も申し上げながら、月山を中心にしながら、今後とも広域的な観光PRをやっていきたいというのが、これはこれからもそうしたいということでもありますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） ジオパーク構想、それから、月山フォーラム等については、今後も質問をしていきたいというふうに思いますが、1番の地方創生についてはこれぐらいにさせていただいて、次の2番の、活気づく農林業の推進についてお伺いをします。

町の水田農業従事者の高齢化に伴い、田畑を手放す方々が増えていますが、町の対策として、今後の方向性についてどのようになさるつもりなのか、お伺いをしたいというふうに思っています。

米価の低迷で、稲作農家はつくればつくるほど赤字になるというふうに、今、嘆いています。稲作だけでは食べていけない。しかし、この里山を守り荒廃を防ぐには、放棄するわけにもいかないというような状況にあるかというふうに思っています。

そういう意味で、今後の町が、特に稲作、水田の維持、保全を守っていくのに、どういふふうに考えていらっしゃるのか、その辺について町の考えをお尋ねしたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第2点目、水田農業従事者の高齢化に伴います対策と今後の方向性についてであります。本町の水田の耕作状況につきましては、これまでもご説明申し上げておりますが、平成31年度水稲細目書の数値から、町全体の水田面積は383.5ヘクタールとなっておりまして、そのうち主食用米等の栽培面積は167.5ヘクタール、全体面積の44%になっております。

また、ソバなどの転作面積は137.9ヘクタールで、全体面積の36%となっておりまして、合わせて80%。残り20%の78ヘクタールにつきましては、要するに、耕作が、農耕が行われていない不作付地となっておりまして、特に、急傾斜地、耕作条件不利地などが多い沼山地区、小山地区を含めます入間、さらには、岩根沢は地区に集中している状況であります。

一方、本町の一番の米どころであります吉川地区は、水田面積73.4ヘクタールに対しまして、主食用米の栽培面積が67.2ヘクタールとなっておりまして、92%の面積であります。

さて、高齢化に伴います今後の農地利用の最適化についてであります。農地は地域の方々の共同によるところが一番大事であると考えておりまして、その中でも令和2年度から新たに第5期目となります中山間地域等直接支払制度や、多面的機能支払交付金など各種制度を積極的に活用していただくことが重要と考えておりまして、その支援の強化を図っているところであります。

現在、各地域での話し合いによります地域農業のマスタープランであります。人・農地プランの策定も大事であると考えておりまして、特に、令和元年度からは人・農地プランに関する法律改正が行われまして、意向調査の実施、地図を使った現状把握、地域の中心となる経営体への農地の集約化など、具体的にプランを示すことで、人・農地プランの実質化とされ

まして、その取組強化を図ることが重要となっております、農業委員会の委員、及び、新たになりました農地利用最適化推進の担当をしながら、地区に入りながら、各地区の農地の最適化推進を強化してまいりたいと思っております。

私が町長に就任後の平成23年からは、地域農業を維持していくには認定農業者、並びに、機械利用組合等への支援策の充実が何よりも大事と考えまして、農業機械購入の補助の充実などをやっております、今年度まで対象件数は34件の機械購入の補助を実施しております、総事業費1億750万円ではありますが、町単独の補助金として総額2,840万円の支援を行ったところであります。

これによりまして、当時、認定農業者数はわずか3人から4人程度でありましたが、現在の認定農業者は21人となりまして、さらに、現在も認定新規就農者は4人となっております、認定農業者並びに認定新規農業者への水田の集約の面積108ヘクタールとなっております。先ほど申し上げました、水田の全体面積383.5ヘクタールの28%を占めるまでに至っております。

これまでの支援の充実が、水田などの農地維持につながっているものでありまして、今後とも認定農業者や新規就農者確保、並びに、支援の充実を図りながら、農地の集約化を務めることが重要であると考えております。

そして、さらに、農業法人化への取組についてであります。山形県の農業活性化センター、そして、町による支援チームの充実を図りながら、今後は、今年度もそうですが、新たに2つの農業法人が設立されまして、町内の農業法人は6法人に増えているところであります。

今後とも、町内の高齢化によります荒廃農地の増加が懸念される中で、ただいま申し上げましたような総合的な農業振興の取組を強化しながら、農地の維持に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 今、町長のほうからる説明がありましたけれども、認定農業者が3人から21人に増えたということで、大幅に増えている、あるいは、法人の数も増えているということで考えれば、そんなに先を悲観する必要はないのかというふうにも考えられますけれども、ただ、21人の認定農家の中でも、もう65歳過ぎ、あるいは、70歳に近い、そういう方々が多いんじゃないかというふうに、私は理解しています。

70歳を過ぎて、あと5年、あるいは、10年ぐらいしか農業できないという方々が認定農家

になっている方も、結構いらっしゃるんじゃないかというふうに感じているところです。

是非、農業法人化をもっと町が積極的に関わって進めていくべきじゃないかと。そうしないと、本当に農地そのものが荒れてくるんじゃないかというふうに考えていますが、その辺について産業振興課ではどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 これからの農業、農地維持に関わりまして、農業法人化への取組の強化をどのように考えているかというようなことでございます。

議員ご指摘のとおり、認定農業者等につきまして、やはり高齢化というのが否めない状況でございます。改めて新規就農者につきましても、若い方々にも入ってきていただいておりますが、そういった懸念もございますので、法人化に向けた取組については大事だというふうなことで考えております。

先ほど、町長の答弁の中で、今年度、2法人が新たにというようなことでございます。昨年も法人に立ち上げていただいたところ、たしか1法人、今年に入りまして2法人というようなことになりました。

そんなところで、法人化に向けた取組を、先ほど支援チームというふうな表現が町長のほうからありましたけれども、そういった方々と一緒に相談業務をしながら、積極的に法人化に向けた取組をしてみたいなというふうに思っているところでございます。

さらには、集落の中でも法人の取組というのも大事だというようなことで考えております。なかなか集落営農法人というようなことでの対策につきましては、なかなかその中での中心経営体となる方をどのようにするかということについては、非常に難しい状況でございますが、引き続き、先ほど申し上げた人・農地プランの中での実質化に向けた取組と併せまして、そういった取組を積極的にやる必要があるというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 人・農地プランが実質的にきちんと機能するように、令和2年度からやっていかなきゃいけないという、その政府の、国の指針があるわけですがけれども、それに向けて、是非、その農業法人化を西川町で、先ほど2つ増えたという話ですがけれども、小規模でも農業法人化をしてやっていこうという方々が増えてきたというのは、好ましいことだというふうに私自身は思いますが、特に、水田のほとんどを占める吉川での法人化という

のはまだ進んでいないんじゃないかというふうに思っていますので、その辺に是非、てこ入れをしていただいて、町が主導を取りながら、本当に水田農家が立ち行くような法人化ができるようにしていただきたいということを、要望させていただきたいというふうに思います。

法人化をすれば駄目になっちゃうなんて考えている方もいらっしゃいますので、そうじゃなくて、その辺の意識の改革も町が主導的になってやっていく必要があるというふうに思っているところです。

西川町では、産業振興、特に、農業についてはいろんな面で助成、補助等を実施をしてきていますけれども、その後フォローを、やはりもっときちんとしていただくということも必要なんじゃないかというふうに考えているところです。

特に、大井沢で受託組合でやっていたハウレンソウなんかは、今の小泉環境相まで来て種まきまでして、いや、すばらしいというふうに言っていて、23トンぐらいまで増えました、一時期。ところが、今はもう全て皆無になってしまい、ハウレンソウはつくらないというふうになってしまいました。

その辺についても、もっときちんとしてフォローをすると。助成を出して、はい、やれやれ、やれやれということで増やしました。だけど、やめるといったときに、そこについて、やる人がいないからしょうがないベさというふうなことじゃないと思うんですね。

その辺についても、きちんとしてフォローをしていく体制をきちんとしていくというのが、農業を本当に立ち行くものにしていくんじゃないかというふうに考えますので、そこについて、町長のお考えをちょっとお尋ねをします。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 農業の法人化につきまして、非常に重要だというようなことは捉えておりまして、これは、特に国のほうでも今から10数年前に集落営農というようなことで推進してきまして、この集落営農というのは、聞くところによれば、それぞれの集落ごとの法人化を目指すというような、そういった本来の目的があったわけではありますが、なかなか農家の人はそれぞれこれまで自分で農業をやってきた経過もありまして、人との共同作業というのはなかなか大変だと。

昔で言えば、昔は、結（ゆい）とか隣近所に手伝いをすると、そういったことはあったんですが、共同での経営というものについては、非常に違和感を感じるというようなことで、西川町ではそれぞれの集落営農、本来であれば、集落ごとの集落営農組織をつくるべきだというようなことで議論したんですが、その当時もなかなかそれぞれの集落からは集落営農に

対する理解が得られなかったということもあって、西川町を一本化した集落営農組織として、今、進んでいるわけであります。

ですから、決してそういった意味で法人化を諦めたとか、そういうわけではありませんで、そういった中で、集落営農の国の目指すものも含めて、皆さんにご説明しながら法人化を進めてきた経過がございます。やはりどうしても共同経営と申しますか、そういったものについて、特に、機械利用につきましてもそうですが、今、機械利用組合につきましては、吉川、それから、人間地区に2つございますが、あと、熊野地区にもあったわけでありますが、今、熊野は法人化になりましたのですが、なかなか山間部につきましては、それぞれが個々の農業経営というようなこともあって、なかなかできない。

ですから、できればと申しますか、これは私見、私の個人的なものです。今、農業も水田農業が約半分、あと6割、4割はソバでありますので、できればソバを一つのくくりでまとめて、ソバの法人化とかそういったものが進められれば、機械、ソバの刈取機、こういったものの購入費用、こういったものを含めてそれぞればらばらに今整備しておりますので、そういったものを含めて、いかに今の不要な部分を省くかも含めてであります。

あとは、やっぱり法人にするに当たっての一番の利点は、後継者育成であります。どうしても個人経営でありますと、個人のお父さんが病気や亡くなったりしますと、その後の子どもさんがすぐ継げるかということも考えますと、なかなか子どもさんは親の大変な労働だけを見ておりますので、親の跡を継ぎたくないというのが本来のようでありまして、ですから、そうでなくて、まず、法人化して後継者を育成する。そして、農地も持続するというような、そういったパターンだと思っておりますので、この西川町でこれから農業をやるには、やはり今の法人化を進めていくことは必須だと思っております。

これまでもそういった意味で法人化に力を入れながら、法人化も今年度、2件立ち上がったということでもありますので、それぞれ農家の地域の中でも、そういった先進的な取組をやっているのを見て、初めて法人の良さ、メリット、こういったものを痛感するわけでもありますので、そういったものを説明しながら、さらなる法人化に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 法人化すれば、多分、雇用も生まれるだろうというふうに予測できますので、その辺も含めて、是非、町が主導を取りながら、率先して早めに話合いの場を持ってやっていく必要があるというふうに思いますので、その点を要望をしておきたいという

ふうに思います。

次、3番目に移りますが、大沼デパートが倒産をして1か月以上が過ぎました。水にこだわったまちづくりを目指す西川町にとって、月山自然水の販売代理店であった影響がどれほどあるのか計り知れませんが、今後のことを考えたときに、町の対策と方向性についてお伺いをしたいというふうに思います。

古澤議長 3番目の質問ですね。答弁は小川町長。

小川町長 伊藤議員の3点目のご質問であります。西川町総合開発株式会社の今後の事業運営についてであります。

まず初めに、12月に開催されました西川町総合開発株式会社の取締役会において、今期の事業運営状況の報告がありましたので、10月までの営業状況について申し上げます。

今期も会社としましては、設立時の目的、並びに、設立趣旨に基づきまして、地元商工業者、並びに、農業者、そして、各種団体と連携した地域産業の振興、道の駅事業者としての地域振興の向上に努めていただいておりますが、営業状況については、外販可能な水、地ビールの製造販売に力を注ぎながら、ふるさと納税業務の受注、さらに、働き方改革による労働生産性向上を図りながら、コスト等の見直しを適宜行ったことによりまして、収益力が向上しまして、10月までの累計期間の業績は、売上高3億4,100万円で前期比97.8%であります。営業利益は1,445万円で前期比128.2%、経常利益は1,709万円で前期比116%となっております。

中でも、水にこだわったまちづくりにおきまして、月山自然水事業については、他社ブランド商品の製造や台風被害等による受注、及び、リンベルなど既存取引先のシェアの向上などから、ほぼ前年同様の売上高を維持しまして、1,187万円となりまして、経常損益は生産計画の見直し等から改善し、前期と比べ200万4,000円の増加となっております。

また、地ビール事業につきましても、昨年、新商品開発や新たなラベルの見直しなどによりまして、新規顧客の増加や他社ブランド商品の製造などの開拓によりまして、前期比461万円増加しておりまして、売上高も2,909万4,000円で前期比で118%を計上しているところであります。

今後、月山自然水事業、及び、地ビール事業では、大沼自己破産による影響も懸念されておりますが、これまでの大沼帳合先への対応を考慮しながら、影響を最小限に抑える努力を行っていただいているところであります。

今後とも、月山自然水事業、並びに地ビール事業など、自社ブランド製品の販売促進に努

めていただきまして、町としましても水にこだわった、まちづくりのシンボル事業として推進してまいりたいと考えております。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 今の10月までの総合開発株式会社の収支を見ると、110、あるいは、128%ということで、対前年度比で伸びているということで、結構、皆さん、総合開発株式会社の社員の方々は頑張ったのかなというふうには思いますけれども、改めて大沼が今まで水については代理店を行っていたわけですが、今後、新たな代理店を探すのか、それとも、総合開発株式会社が代理店を置かず、販路を拡大しながら、水を販売していくのか、その辺については、まだ方策等については定まっていないのかどうかお尋ねをします。

古澤議長 答弁は高橋副町長。

高橋副町長 ただいまの質問は、総合開発株式会社に対する質問でしょうか。私としては、副町長としての立場でお答えしたいと思いますけれども、正直言います、自然水の販売というのは非常に難しいです。

ご承知のように、1本上代価格で124円。スーパーに行ってみるとなっていますけれども、1本60円から70円。そういうところで商売をしていくというのは、かなり厳しいです。これまでも厳しいです。売上本数からしましても、年間20万本そこそこです。大沼の帳合分でも1,000万円ぐらいしかありません。1,000万円というのは十数万本です。全体の売上げで大体1,700万円ぐらいです。大沼帳合が1,000万円ぐらいです。

これからですけれども、販売先の大沼はもうなくなりましたので、今のところは、ご覧のとおり、これはまだ発売元が大沼になっていますけれども、これは今あるラベルで、販売先にこれでまだお願いをしているというような状況です。ラベルについても、早晚、これを外したいというふうには思っています。

基本的には、製造販売をやっていきたいということでいます。ただ、発売元をお願いするというふうになれば、私は、最低、年間20万本を引き受けていただかないと、営業にならないというふうには思っています。

そういう引き受けていただける会社があるかどうかということです。これについても、今後、検討していくというふうになりますけれども、現在のところは、大沼帳合先の大きいものからつぶしていきっていると。つぶしていきっているというのは、言い方は悪いんですけども、取引のお願いをしている。

ただ、取引をお願いするにしても、送料という大きな問題が出てきております。送料

を合わせて、赤字までしてお願いできないということもございますので、そういうことがあります。それから、新たな販路、そういうものもお願いをしてくれているというようなことでございます。

水自体はいろいろ設備を、設置してから年数もたっていますので、年間、町の経費としても、皆さん御存じのように、500万円から800万円、これが簡単にかかってしまう。そうすると、それを仮に会社が全部やるというふうになりますと、60万本から80万本生産しないと合わない。最低でもやっぱり40万本、今の体制でも40万本を売っていかないともうけにならない。今は、水だけですと1,700万円ですが、ビールと併せて製造体制を組んでおりますので、何とか水は少し利益が出ていますけれども、そういったことでやっていく。

水につきましては、やっぱり西川町の豊かな資源の象徴ですので、やっぱり水はこれからも続けていかなければならないというふうに思っていますし、そういうところで販売を頑張っていきたいというふうに思っています。

発売元についても、いろいろ話もないことはないですけれども、それら、先ほど言いましたように、一応、販売本数とかそういうところも十分協議をしながら進めていくというふうなことになるかと思えます。

なお、詳しい中身につきましては、いずれその問題につきましては会社としても取締役会なりを開いて、そして、協議をして事業を展開していくというふうになるかと思えますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

やっぱり値段を下げてまで水を売っていくということは考えておりませんで、定期的な購入、そして、特別な素晴らしい水ということに、商品に誇りを持ってやっていくということでございます。そういうことにしたいと思っておりますので、皆さんのよろしくのご協力をお願いしたいと思います。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。時間がもう過ぎておりますので、よろしく申し上げます。

9番（伊藤哲治議員） 水にこだわったまちづくりを目指していく上で、水そのものから撤退するつもりはないということですので、その辺については、今後も改めて質問していきたいというふうに思います。

質問4に関しては、次回に繰越しをさせていただくことにしまして、いずれにしましても、今、西川町が抱えている大きな問題は、少子高齢化、過疎化、それをどういうふうに克服していくかということだというふうに思っていますので、是非、町長がこうだということを町民の方々に語りかけていく体制、姿勢というのを示していただきたいということを要望し、私の

質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

古澤議長 以上で、9番、伊藤哲治議員の一般質問を終わります。

散会の宣告

古澤議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでございました。

散会 午前11時48分

令和 2 年 3 月 1 1 日

令和2年第1回西川町議会定例会

議事日程(第4号)

令和2年3月11日(水)午前9時30分開議

日程第1 条例案・補正予算案の審議・採決

議第1号 西川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第2号 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第3号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第4号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第5号 西川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議第6号 西川町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議第7号 西川町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第8号 西川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第9号 西川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第10号 令和元年度西川町一般会計補正予算(第4号)

議第11号 令和元年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第12号 令和元年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議第13号 令和元年度西川町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第14号 令和元年度西川町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第2 予算特別委員会審査報告書の提出

日程第3 予算案の審議・採決

議第15号 令和2年度西川町一般会計予算

- 議第 1 6 号 令和 2 年度西川町国民健康保険特別会計予算
- 議第 1 7 号 令和 2 年度西川町公共下水道事業特別会計予算
- 議第 1 8 号 令和 2 年度西川町農業集落排水事業特別会計予算
- 議第 1 9 号 令和 2 年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算
- 議第 2 0 号 令和 2 年度西川町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 2 1 号 令和 2 年度西川町介護保険特別会計予算
- 議第 2 2 号 令和 2 年度西川町宅地造成事業特別会計予算
- 議第 2 3 号 令和 2 年度西川町病院事業会計予算
- 議第 2 4 号 令和 2 年度西川町水道事業会計予算

日程第 4 報告第 1 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

日程第 5 議員派遣について

日程第 6 閉会中の継続調査申出

追加日程について

日程第 7 発議第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（1名）

6番 大江広康 議員

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	荒木真也	君	監査委員	高橋將	君

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

開議の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これより令和2年西川町議会第1回定例会を開会します。

なお、6番、大江・康議員から会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

議事に入る前に、3月3日の菅野邦比克議員の一般質問に対し、小川町長より発言の申出がありますので、これを許します。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

3月3日の菅野邦比克議員の旧西部中体育館無償譲渡の再検証の一般質問におきまして、平成24年西川町議会第4回12月定例会の最終日、12月7日に、旧西部中学校体育館の無償譲渡議案を議決いただいてから、当時のケーシースチール株式会社との間で無償譲渡契約を締結した翌25年1月18日までの間の経緯について、調査の上お答えいたしますと申し上げましたので、この点につきまして、担当の佐藤総務課長から答弁いたさせますので、よろしくお願いたします。

古澤議長 追加答弁は、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま町長からありました旧西部中学校体育館の無償譲渡の議案を議決いただいてから、当時のケーシースチール株式会社との無償譲渡契約締結までの経緯についてであります。

町長からもありましたとおり、平成24年第4回12月定例会において、旧西部中学校体育館の無償譲渡議案を議決いただいたのは、定例会最終日の12月7日でありました。西川町議会会議録を確認いたしましたところ、無償譲渡議案の質疑の中で議員から、契約前に契約書の原案が出た段階で、もう一度確認できる場を設定してもらいたいとの質問に対し、町長は、これから協議しまして契約書を作り上げますが、その判を押す前に議会のほうに提議したいと思いと答弁いたしておりました。

これを受けまして、12月21日金曜日に開催された西川町議会全員協議会において、ケーシ

ースチール株式会社との財産無償譲渡の契約について説明を申し上げ、質疑をいただいたところであります。当日の会議録を確認いたしましたところ、議員から、契約締結はいつ頃をめどに考えているのかとの質問に対し、町では、ケーシースチールのほうと協議をして、なるべく早く契約したいというふうに思っております、こちらの都合と向こうの都合もありますので、その辺協議をしながら進めるということになりますと答弁いたしておりました。

以上のことから、議会全員協議会終了後、ケーシースチール株式会社との協議に入り、年未年始の時期で先方の都合もあったものと思っておりますが、年未年始を挟んで協議し、1月18日に双方合意の上、契約を締結いたしましたものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

古澤議長 本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

条例案・補正予算案の審議・採決

古澤議長 日程第1、条例案・補正予算案の審議・採決を行います。

議第1号 西川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第1号 西川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書並びに新旧対照表の1ページをご覧くださいと存じます。

初めに、職員の職務の宣誓につきまして申し上げます。新たに本町の一般職に属する職員となった者は、地方公務員法第31条の委任を受けて制定いたしております西川町職員のサービスの宣誓に関する条例の規定により、任命権者等の面前においてサービスの宣誓を行った後に職務を行わなければならないこととされております。

本条例は、今年4月1日からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、新たに本庁の会計年

度任用職員となった者のサービスの宣誓について規定いたすものであります。

議案書の附則をご覧ください。

本条例の施行期日は、令和2年4月1日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第1号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第2号 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第2号 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書並びに新旧対照表の2ページをご覧くださいと存じます。

本条例は町長、副町長及び教育長の給料月額削減について規定するものであります。附則に第21条を加え、町長、副町長及び教育長の給料月額を、令和2年4月から3年3月までの間、それぞれ10%、5%、3%削減するものであります。ただし、手当の額に用いる月額は基礎額とするものであります。

また、附則第20条の改正については、平成から令和への改元に伴い、平成32年を令和2年に改正するものであります。

議案書の附則をご覧ください。

本条例の施行期日は、令和2年4月1日とするものであります。

なお、令和元年10月30日に開催いたしました西川町特別職報酬等審議会に、町長、副町長及び教育長の給料の削減の必要性等について諮問いたし、町長の判断によるところのご意見をいただいておりますことを申し添えます。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） おはようございます。

こんな質問をするなどと言われるかもしれないんですけども、人の給料ですので、内容も分からないので、いい、悪いがちょっと判断しづらいので、なぜ削減するようなことになったのか、悪いことでもしたんだか、何か分からないんですけども、そこら辺をちょっと聞かないと、人の懐を言われればちょっと聞けないので、差し障りのない程度で説明していただければ助かるんですが。

古澤議長 答弁は、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま佐藤仁議員からありました町長、副町長及び教育長等の給料の削減ということでの経緯等でございます。

結論から申し上げますと、今回、令和2年度の一般会計の当初予算も本議会に上程させてご審議いただいておりますけれども、町の財政事情等を考慮しまして、削減というふうなことで判断に至ったものでございますが、私のほうからこれまでの町長、副町長、教育長の給料削減の簡単な経緯について申し上げさせていただきたいと思っております。

そもそもは平成15年4月から町長、副町長、教育長の給料の削減が行われておった経緯がございます。時を同じくしまして、議会の議員の方も平成15年から平成23年までこの期間、議員報酬の削減という経緯があったというふうに理解してございます。

と申しますのも、これは本町のみならず県内、全国的にそれぞれの地方公共団体の財政事情等を考慮してのそれぞれの首長あるいは議会のご判断ということで理解しておりますけれども、そういった形で来ておるということで、町長、副町長、教育長の削減については、削減率の違いはあれ、毎年度、条例を改正するなりして今日まで来ておるというところでございます。

最近は今回上程いたしておりますように、町長にあっては100分の10、副町長にあっては100分の5、教育長にあっては100分の3というふうな形で、それぞれ年度ごとに条例を提出申し上げまして、ご可決いただいて削減しているというような形で行っておるところでございます。そういったことでございますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上であります。

古澤議長 ほか、ございますか。

2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 経緯は分かりました。ただ、三役の方々は一生懸命やっているのに、何か削減して気の毒だなというふうな気はしますけれども、それなりの金額で一生懸命やってもらっているんで、別な方向で削減してもいいのかなというふうに思いますが、そういう事情であれば理解しましたので、結構です。

古澤議長 ほか、ございませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第2号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第3号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第3号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書並びに新旧対照表の3ページをご覧くださいと存じます。

本条例は、今年4月1日からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の公務災害補償等の適用について規定するものであります。

議案書の附則をご覧ください。

本条例の施行期日は、令和2年4月1日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第3号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第4号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第4号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書並びに新旧対照表の4ページをご覧くださいと存じます。

本条例は労働基準法第37条の規定により、時間外勤務手当等の支給に際して寒冷地手当を算定基礎に含めるとともに、行政職及び医療職の給料表等級別基準職務を明確に規定するものであります。

新旧対照表をご覧ください。

第21条の改正については、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に際して、寒冷地手当を算定基礎に含めることについて規定するものであります。

別表第3の改正につきましては、行政職及び医療職の給料表等級別基準職務について、何々などの例示列挙から限定列挙に改正し、明確に規定するものであります。

議案書の附則をご覧ください。

本条例の施行期日は、令和2年4月1日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第4号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第5号 西川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

飯野町民税務課長。

〔町民税務課長 飯野 勇君 登壇〕

飯野町民税務課長 議第5号 西川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことに基づき、町印鑑条例についても一部を改正し、規定の整備を図るものであります。

それでは、新旧対照表の7ページをご覧ください。

第3条第2項は、登録を受けることができない者を「満15歳未満の者及び15歳以上の意思能力を有しない者」と明確化し、規定の整備を図るものであります。

第6条第3項は、印鑑登録に当たって外国人住民の住民票の備考欄の記載が、磁気ディスク等で調製した住民票の記録のものであっても、同様のものとするために規定の整備を図るものであります。

第7条第1項第3号は、前条第3項の改正により、定義語を置いたことによる規定の整備であります。

8ページをご覧ください。

同第7号については、文言の整理であります。

議第5号改正条例に戻っていただきまして、附則をご覧ください。

附則は、施行期日については、公布の日からとするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第5号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第6号 西川町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 議第6号 西川町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書並びに新旧対照表9ページをご覧ください。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、法定利率を年5%から3%に下げ、3年ごとに市中の金利変動に併せて法定利率が変動する制度が導入されました。

条例第33条第3項につきまして、不正入居者に明渡し請求した場合の利息請求時の利率を5%から法定利率に改正するものであります。

附則をご覧ください。

本条例の施行日を令和2年4月1日からとするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

ます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第6号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第7号 西川町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 議第7号 西川町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書並びに新旧対照表10ページをご覧ください。

道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴い、自転車を安全に円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、自転車通行帯が新たに規定されたことにより改正を行うものであります。

条例第8条の2で自転車通行帯の設置要件を新設し、条例第9条では自転車道の設置要件を追加し、その他規定の整備を行うものであります。

附則をご覧ください。

本条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第7号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第8号 西川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

奥山健康福祉課長。

〔健康福祉課長 奥山純二君 登壇〕

奥山健康福祉課長 議第8号 西川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、規定の整備を図るため改正を行うものであります。

なお、この条例で定める施設、事業についてご説明いたしますが、特定教育・保育施設とは、認定こども園、幼稚園、保育所を指し、特定地域型保育事業とは定員が20人未満の小規模保育、保育を行う方の居宅などで実施する家庭的保育、事業所で働く方の子どもなどを対象とした事業所内保育、保育を必要とする子どもの居宅で実施する居宅訪問型保育事業を指しております。

本町においては、この条例で対象となる施設につきましては、にしかわ保育園であります。

この改正条例の中での最も大きな改正点につきましては、食事の提供に要する費用の負担についてであります。既に昨年10月から3歳以上の子ども、年少児以上に関し半額とする改正を実施しておりますが、この条例での定めについては、内閣府令の施行日である令和元年10月1日から1年以内に条例を改正することで、新たな基準は当該条例で定める基準とみなす経過措置の規定がありますので、この時期での改正を行うものであります。

それでは、改正の内容ですが、新旧対照表の13ページをお開きください。

第2条の定義であります。9号から11号について、子ども・子育て支援法第20条第4項

の規定である保育園等の施設を利用する場合には、あらかじめ市町村の認定を受けることが必要であり、これに関連した子ども・子育て支援法に定める用語の改正で、これまでの支給認定を教育・保育給付認定に変更するものでございます。

なお、内閣府令の改正による略称の変更に関する改正が多数ございますが、同様の改正がありますので、2回目以降の改正についての説明は省略をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

12号から14号は対象年齢ごとの区分を新設するものであり、15号と16号は利用者負担を定める定義を新設するものであります。

14ページをご覧ください。

23号の特定地域型保育事業の定義を新設するもので、内容は先ほど申しました小規模保育事業などを指します。

第3条の施設及び事業の一般原則として、無償化制度が始まったことにより、保護者の経済的負担の軽減についても配慮するよう加えられたものであります。

15ページをご覧ください。

第5条第2項及び4項では、利用の申込みに関し運営規定などの書類の交付について、これまでの電磁的方法、いわゆる電子メールなどによる申込みから、インターネット回線を利用した専用の画面、いわゆるポータルサイトでの交付を行うことに対するための改正であります。

16から17ページにつきましては用語の定義の改正に伴う改正であります。

18ページをご覧ください。

第13条では、利用者負担額等の受領を定めておりますが、幼児教育・保育の無償化により、利用者負担は3歳未満保育認定子どもに係る給付認定を受けた保護者からの支払いを受けることに改正されたことにより、これまで特別利用保育の対象である3歳以上の子どもの保護者は対象外となったため、括弧書きを削除するものであります。

19ページをご覧ください。

第13条第4項では、利用者負担について保護者から支払いを受けることができる内容を定めております。なお、第1号では日用品、2号では教材費について定めております。第3号においては食事の提供に要する費用について、満3歳児以上の子どもについて、いわゆる年少児から年長児まで2分の1の額として半額を助成するものであります。

次のア以降については、国の制度により食事の提供に要する費用の免除となる方を定めて

おり、その基準は同一世帯による市町村民税所得割の合算額によるものであります。

20ページをご覧ください。

(ア)については、いわゆる幼稚園児を対象とした規定であり、本町においては今のところ対象ではありません。

(イ)がにしかわ保育園児に関係する規定であります。世帯の所得割額の合算額が5万7,700円未満の場合、また施行令第4条第2項第6号に規定するいわゆる要保護世帯等については7万7,101円未満の場合に免除となるものであります。

次のイについては、子どもの数による免除規定、いわゆる多子世帯を対象とした規定であります。アと同様に、この規定については幼稚園児を対象とした規定、(イ)がにしかわ保育園児に関わる規定で、年長児から年少児の間に3人以上在園している場合に、3番目以降の園児が免除となる規定であります。

ウにつきましては、西川町独自の減免制度であり、同一世帯でのいわゆる高校3年生の世代から数えて第3子以降の子どもについては、食事の提供に要する費用も免除する規定であります。

最後のエにつきましては、満3歳児未満児についての食事代については、従来どおり保育料に含まれておりますので、食事の提供に関しては形の上では免除となる規定であります。

次に、21ページから28ページの第37条までにつきましては、用語の定義の改正に伴う改正や、条項ずれに伴う改正であります。なお、第37条からは特定地域型保育事業、いわゆる小規模保育事業などについての運営基準を改正する規定であります。

29ページをご覧ください。

第42条の関係ですが、ここでは特定教育・保育施設等との連携について定めておりますが、特定地域型保育事業を行う者、いわゆる小規模保育事業等につき3歳未満児を対象として実施する場合には、3歳以上になった場合の受皿となる施設をあらかじめ定めておくこととされておりますが、その確保が困難であると認める場合には、この限りではないと定め、関連する規定も改正を行うものであります。

なお、この改正は、上位法による経過措置が延長とされたことに伴う改正であります。

32ページをご覧ください。

第43条では、利用者負担額等の受領についての規定であります。この改正は第13条の改正と同様に、特定地域型保育事業についても括弧書きを削除するものであります。

35ページをご覧ください。

第50条では準用に関する規定を定めておりますが、対象を「特定地域型保育事業」から「特定保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」にするものであり、その他は内閣府令の改正による読替規定の整備であります。

第51条では、特定利用地域型保育の基準についての改正であります。特別利用地域型保育とは、緊急時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がない場合などに特に認める場合に給付を行うものであります。内閣府令の改正に伴う読替規定の整備等であります。

38ページをご覧ください。

附則の改正であります。改正に伴う文言の整理のほか、40ページをご覧ください。特定地域型保育事業者の連携施設の確保に関して、経過措置をこれまでの5年からさらに5年間延長し、10年とするものであります。

なお、本条例は公布の日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 1点だけお尋ねをします。保育料の中で給食費等について、3歳以上は2分の1の助成をするというふうになってはいますが、ゼロ歳から3歳までの保育児に関しては、保育料の中に包含するというふうになってはいますが、このゼロ歳から3歳児に関しても2分の1の助成額を見込んだ保育料になっているのかどうか、その辺の考え方についてお尋ねをします。

答弁は、奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 今般の保育料の無償化の関係につきましては、3歳児、いわゆる年少児以上の対象となっております。保育料は無償ですが、いわゆる実費相当分、食事の提供部分については実費負担をするようにというふうな改正であります。本町においては、その部分については2分の1を助成すると。

今回、改正の対象となっておりませんのは、ゼロ歳児から2歳児までの保育料に関することにつきましては、従前どおりの負担を行っていただくということになりますので、その分の助成、食事の提供等については含まれていないということになります。

以上であります。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 食事は、だけど保育園で提供していますよね。そこに対しては助成がないということですね。そういう理解で3歳以上の保育児に関しては、町で2分の1助成しますけれども、ゼロ歳から2歳児までに関しては保育料の中に含まれるから、その分の副食費に関しては助成はないということですね。了解しました。

古澤議長 答弁は、奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 ただいま伊藤哲治議員がおっしゃったとおりでございます。

以上であります。

古澤議長 ほか、ございませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第8号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第9号 西川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

奥山健康福祉課長。

〔健康福祉課長 奥山純二君 登壇〕

奥山健康福祉課長 議第9号 西川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する一部を改正する内閣府令の施行に伴い、規定の整備を図るため改正を行うものであります。

なお、この条例で定める施設、事業についてご説明いたしますが、ただいまご審議いただきました議第8号の補足内容で申し上げました特定地域型保育事業と同様の内容であります。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育事業であります。本町内においてこの条例で対象となる施設は現時点において設置されておりませんが、子ども・子育て支援法において市町村が設置の基準を定めるとされておりますので、改正を行うものであります。

この改正条例の中での主な改正点につきましては、保育の需要に対応するべく当分の間、小規模保育事業所及び事業所内保育所における職員の配置基準や資格要件について緩和されたことにより特例規定が追加されたこと、家庭的保育事業について3歳以上児を受け入れる保育園などの連携施設の確保を定めた経過措置の期間について、必要な要件を満たす場合にさらに5年延長されたこと、居宅で保育を提供する家庭的保育事業者等について、原則として食事の提供はその施設内で調理することを基本とする定めに関し、市町村が認める事業者から食事の外部搬入を可能とすることなどを定めた経過措置の期間が10年とされたものなどであります。

それでは、改正の内容ですが、新旧対照表の41ページをお開きください。

第5条第3項であります。町長が最低基準等について家庭的保育事業者等に対して勧告を行うことができる規定が新たに追加されたものであります。

第7条であります。保育所等との連携について、代替保育に係る連携施設の確保が困難な場合に、連携施設として小規模保育施設等の追加と町が定める要件、3歳以上児の受入れを行っている保育事業所の連携保育の確保の免除と、免除に係る事業者の確保に関する規定を追加したものであります。

42ページをご覧ください。

第24条第2項であります。家庭的保育者について、「保育士」とした規定を「保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者」として資格要件の緩和を規定したものであります。

第3項であります。職員の資格要件の緩和により、家庭的保育者の1人が保育できる乳幼児の数を3人以下と規定し、あわせて家庭的補助者と保育する場合には5人以下と規定したものであります。

43ページをご覧ください。

第30条第3項であります。小規模保育事業における職員の資格要件が「看護師」から「看護師及び准看護師」に緩和されたものであります。

第31条及び44ページをご覧ください。

第33条であります。それぞれ読替えの規定を定めたものであります。

第35条であります。小規模保育事業所C型について、職員の資格要件の緩和により、家庭的保育補助者の設置要件と、食事の提供を外部から行う場合に調理員を置かないことができることとされたものであります。

第35条第2項であります。第24条第3項と同じように、家庭的保育者の1人が保育できる乳幼児の数を3名以下と規定し、あわせて家庭的保育補助者と保育する場合には5人以下と規定したものであります。

45ページをご覧ください。

第37条は読替えの規定を定め、次に第38条は規定の整理を図ったものであります。

第40条第2項であります。職員の資格要件の緩和に伴う職員の資格要件を削除したものであります。

46ページをご覧ください。

第41条は、居宅訪問型保育事業者の障害児の保育に係る連携施設の確保が困難な場合における連携保育施設の確保の免除を規定したものであります。

第45条第3項は、事業所内保育事業に係る職員の資格要件が「看護師」から「看護師及び准看護師」に緩和されたものであります。

第46条第2項であります。保育所型事業所内保育施設の特例保育所型保育事業所 満3歳以上の子どもを保育している事業所内保育施設を指します につきまして、連携施設の確保を行えないことを新たに定めたものであります。

第47条は読替えの規定を定めたものであります。

47ページをご覧ください。

第48条第3項は、職員の資格要件の改正、第49条は規定の整理と読替えの規定を定めたものであります。

次に、附則第2項であります。家庭的保育事業等の食事の提供における経過措置を定めたものであります。

48ページをご覧ください。

附則第3項は、家庭的保育事業等の経過措置の期間を10年として定めたものであります。

附則第4項は、家庭的保育事業者の連携施設の確保に関する経過措置を10年と定め、附則第5項は、家庭的保育者及び家庭的保育補助者のみなし保育士としての経過措置の期限を5年として定めたものであります。

附則第6項は、小規模保育事業所C型の利用定員についての経過措置を定め、附則第7項は、家庭的保育事業所において受入れする乳幼児の数が1人の場合に、保育士の数を1名以上とする配置要件の緩和を定めたものであります。

附則第8項は、幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の教育職員免許法に規定す

る普通免除所持者を保育士とみなすことを定めたものであります。

附則第9項は、1日8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型において、配置要件の保育士の数が配置数を満たない場合において配置する保育士の数の算定に関するみなし保育士の配置を定めたものであります。

附則第10項は、第9項のみなし保育士の数の割合を定めたものであります。

なお、本条例は公布の日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第9号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第10号 令和元年度西川町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第10号 令和元年度西川町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧いただきたいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億207万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,799万1,000円といたすものであります。

補正予算の主な内容は、各事業の確定等による事業費の精査に伴う補正並びに繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正であります。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の15ページ、3、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、項ごとに表を作成いたしており、左から目、補正前の額、今回の補正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたし

ております。主に補正内容の説明並びに補正額の財源内訳の特定財源の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

15ページの第2款第1項第4目財産管理費につきましては、町有地売払いに伴う地元配分金8万3,000円、公社造林地内立木売払いに伴う地元配分金2万6,000円をそれぞれ追加し、特定財源のその他10万9,000円につきましては売払い金であります。

第5目企画費につきましては、ふるさとづくり寄附金の増額により報償金304万円を追加し、費用弁償は地域おこし協力隊員研修旅費39万7,000円及び月山ふるさと大使旅費3万9,000円の計43万6,000円の減額。

委託料は地域運営組織形成支援業務委託料25万円、女性・若者まちづくり推進業務委託料30万円をそれぞれ減額。

使用料はふるさとづくり寄附金の増額により16万8,000円の追加及び里山社会文化研究所設置運営事業の54万円の減額、差引き37万2,000円の減額。

月山ふるさと大使設置運営事業の備品購入費3万3,000円を減額し、西川町体験ツアー参加者助成金19万5,000円、月山ジオパーク推進協議会の組織及び名称の変更に伴い同会負担金34万2,000円をそれぞれ減額し、西村山地域広域連携協議会負担金19万円を追加し、地域おこし協力隊員の研修負担金23万4,000円を減額するものであります。

さらに、ふるさとづくり寄附金の増額により、同基金積立金800万円を追加するものであります。

特定財源につきましては、国県支出金は社会保障・税番号制度システム整備費補助金として新行政情報システムに要する経費の中間サーバー更新経費161万6,000円の追加、まちづくり総合支援事業に係る地方創生推進交付金27万5,000円の減額及び子ども・子育て支援事業費補助金として新行政情報システムに要する経費の幼児教育・保育無償化システム改修等経費67万1,000円の減額、差引き67万円を追加し、その他800万円の減額はふるさとづくり寄附金の増額であります。

第6目支所及び出張所費につきましては、大井沢支所2階北側誘導灯用内蔵バッテリー修繕料3万9,000円、大井沢支所暖房機器購入費9万7,000円を、それぞれ追加するものであります。

16ページをお開きいただきまして、第3項第1目戸籍住民基本台帳費につきましては、マイナンバーカードの発行増加に伴い、社会保障・税番号制度通知カード・個人番号カード関連事務負担金73万9,000円を追加するもので、全額交付金として国から交付されるものであ

ります。

第4項第3目西川町議会議員選挙費につきましては、報酬9万9,000円、賃金1万2,000円、報償費8万円、旅費9,000円、需用費119万4,000円、役務費30万2,000円、委託料7万7,000円、使用料及び賃借料26万9,000円、17ページをご覧いただきまして、負担金、補助及び交付金7,000円を、それぞれ減額するものであります。

第5目山形県議会議員選挙費につきましては、報酬66万5,000円、賃金8万2,000円、旅費3万5,000円、需用費45万8,000円、役務費28万円、委託料6万8,000円、使用料及び賃借料25万2,000円、備品購入費5万円を、それぞれ減額するものであります。

補正額の財源内訳は、山形県議会議員選挙委託金として国県支出金378万9,000円を減額し、一般財源189万9,000円を追加いたしておりますが、令和元年第4回12月定例会の補正予算(第3号)において、歳出では260万円、歳入では一般財源260万円をそれぞれ減額いたしております。

このたびの歳入の県委託金378万9,000円を減額し、一般財源189万9,000円を追加することで、国県支出金は当初予算額405万7,000円から378万9,000円を減じて26万8,000円、一般財源は当初予算額71万円から前回補正額260万円を減じ、さらに今回補正額189万9,000円を加えて9,000円となります。したがって、今回補正後の歳出予算額は27万7,000円、財源内訳は国県支出金26万8,000円、一般財源9,000円となります。

なお、山形県議会議員選挙は平成31年3月29日告示、4月7日投票日の予定でありましたが、本町が属する寒河江市・西村山郡選挙区は、無投票で当選が決まりました。

18ページをお開きいただきまして、第5項第1目統計調査総務費につきましては、住居手当6万2,000円を追加するもので、下段の開発費から組み替えるものであります。

第7項第1目開発費につきましては、期末手当6万2,000円の減額は上段の統計調査総務費の住居手当に組み替えるもので、修繕料63万1,000円の追加は水沢温泉館合併浄化槽微細目スクリーン及び大井沢温泉館排水ポンプ修繕料であります。

第3款第1項第1目社会福祉総務費につきましては、プレミアム付商品券事業費交付金1,875万円を減額するものであります。

特定財源につきましては、プレミアム付商品券事業費補助金として国県支出金375万円を減額し、その他1,500万円の減額はプレミアム付商品券購入費の減額であります。

第2目老人福祉費につきましては、介護保険特別会計の事業精査及びシステム改修に伴い、介護保険特別会計繰出金164万5,000円を追加するものであります。

19ページをご覧いただきまして、第2項第4目児童福祉施設費につきましては、平成30年度子ども・子育て支援交付金、国庫補助金であります。確定に伴い返還金1万8,000円を追加するものであります。特定財源につきましては、地方債はにしかわ保育園施設改修事業冷暖房更新工事であります。に係る地方債500万円を減額し、その他346万8,000円の追加はにしかわ保育園保育料の追加であります。

第4款第1項第2目予防費につきましては、健診申込書郵便料として通信運搬費21万6,000円を追加し、予防接種委託料500万円、総合がん検診委託料400万円を、それぞれ減額するものであります。特定財源につきましては、総合がん検診事業に係る地方債300万円を減額するものであります。

第6款第1項第4目農業振興費につきましては、報償金は鳥獣被害対策に要する経費の講師謝礼5万円の減額及び同じく実施隊員出勤手当9万2,000円の追加、差引き4万2,000円を追加し、啓翁桜苗木植栽業務委託料400万円を追加し、農地耕作条件改善事業測量設計業務委託料1,682万2,000円、月山のめぐみ特産品PR支援業務委託料76万3,000円をそれぞれ減額し、啓翁桜苗木購入費210万円を減額するものであります。

20ページをお開きいただきまして、啓翁桜条件不利地園地特別対策事業費補助金300万円、農業機械等整備支援補助金101万5,000円をそれぞれ減額し、環境保全型農業直接支払交付金2万1,000円を追加、地域集積協力金120万円、経営転換協力金90万円、耕作者集積協力金50万円、有害鳥獣捕獲補助金53万4,000円、農産物加工設備強化事業補助金57万5,000円、新規就農者等生活支援補助金40万円を、それぞれ減額するものであります。

特定財源につきましては、国県支出金は山形県農業経営基盤強化資金利子助成補助金4,000円の追加、環境保全型農業直接支払交付金1万5,000円の追加、機構集積協力金事業補助金260万円の減額及び山形県農業基盤整備促進事業費補助金965万6,000円の減額及び山形県食料産業・6次産業化交付金43万6,000円の減額、差引き1,267万3,000円を減額し、その他84万8,000円の減額は、西川町農地耕作条件改善事業分担金の減額であります。

第5目畜産振興費につきましては、西川町畜産振興協議会の解散に伴い、地域畜産再編対策推進補助金24万円を減額するものであります。

第6目水田農業推進対策費につきましては、低コスト米栽培推進事業費補助金3万6,000円を減額するものであります。

第7目農地費につきましては、大井沢小水力発電所の電話料として通信運搬費1万円を追加し、同じく管理委託料38万3,000円を減額するものであります。特定財源につきましては、

大井沢小水力発電所の売電収入37万3,000円を減額するものであります。

第2項第2目林業振興費につきましては、森林病虫害防除業務委託料81万円を減額し、21ページをご覧くださいまして、特用林産施設体制整備復興事業補助金151万6,000円、薪ストーブ等利用拡大支援事業補助金80万円をそれぞれ減額し、森林環境譲与税交付額の増額に伴い、森林環境譲与税基金積立金300万円を追加するものであります。特定財源につきましては、ナラ枯れ等森林被害対策事業としての県総合交付金10万5,000円に、特用林産施設体制整備復興事業補助金の申請方法の変更に伴い、151万6,000円を加えた国県支出金162万1,000円を減額するものであります。

第7巻第1項第3目観光費につきましては、景観保全補助金200万円を減額するものであります。

第8款第2項第3目道路新設改良費につきましては、社会資本整備総合交付金事業に係る町道除雪委託料2,655万9,000円、設計業務委託料500万円をそれぞれ減額し、橋梁点検業務委託料200万円、道路施設等点検業務委託料190万円、22ページをお開きいただきまして、積算業務委託料510万円をそれぞれ追加し、町道舗装補修工事請負費3,350万円、町道水沢・岩根沢線上西橋橋梁補修工事請負費380万円をそれぞれ減額し、町道綱取・入間線入間橋橋梁補修工事請負費110万円、町道根子・清水原線後沢橋橋梁補修工事請負費1,000万円を、それぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、社会資本整備総合交付金としての国県支出金3,169万2,000円を減額するものであります。

第9款第1項第2目非常備消防費につきましては、令和元年5月のエコカー減税基準改正に伴い、海味及び水沢の消防ポンプ車の重量税1万3,000円を追加するものであります。

第4目災害対策費につきましては、放射線測定装置点検・校正業務委託料7万6,000円を減額するものであります。

第10款第1項第3目教育振興費につきましては、スクールバス運行委託料64万2,000円をスクールバス修繕料60万円及び、23ページをご覧くださいまして、備品購入費としてスクールバス用バッテリー購入費4万2,000円へ組み替えるものであります。

さらには、令和2年1月30日に国の令和元年度補正予算が成立したことを受けて、令和5年度まで児童・生徒1人1台の端末整備を進めるために、西川小学校内通信ネットワーク整備工事請負費1,195万4,000円、西川中学校内通信ネットワーク整備工事請負費867万円をそれぞれ追加し、整備のために国県支出金1,031万2,000円、地方債920万円を充てるものであ

ります。

第2項第1目学校管理費につきましては、西川小学校教師用教科書及び指導書更新のための消耗品費5,000円、西川小学校電気料として光熱水費230万円をそれぞれ減額し、西川小学校給湯暖房用ボイラー修繕料506万円を追加するものであります。

第3項第1目学校管理費につきましては、西川中学校電気料として光熱水費100万円を減額するものであります。

24ページをお開きいただきまして、第4項第1目社会教育総務費につきましては、放課後子どもプラン推進員及び安全管理員の賃金80万円を減額するものであります。

第3目自然と匠の伝承館管理運営費につきましては、施設用消耗品費18万5,000円、光熱水費21万4,000円、施設用修繕料6万2,000円を、それぞれ追加するものであります。

第4目社会体育総務費につきましては、月山湖カヌースプリント競技場整備工事設計監理業務委託料49万4,000円、同じく工事請負費2,937万円を、それぞれ減額するものであります。

特定財源につきましては、その他の欄に記載いたしておりますが、町有施設整備基金からの繰入金であります。したがって、今回補正後の月山湖カヌースプリント競技場整備に係る歳出予算額は5,562万3,000円、財源内訳は地方債3,570万円、町有施設整備基金繰入金1,900万円、一般財源92万3,000円となります。

第5項第1目保健体育総務費につきましては、西川小学校厨房で調理した給食を西川中学校へ運搬するための給食運搬車のヒーター修繕料2万1,000円及び西川小学校厨房機器給食用電気ケトル釜コントロールレバーになりますが、これの修繕料4万6,000円、計6万7,000円を追加するものであります。

第13款第2項第1目交通安全対策費につきましては、交通災害共済加入申込書郵便料14万8,000円を追加するものであります。特定財源につきましては、西村山広域行政事務組合交通災害共済事務委託料24万9,000円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。11ページをご覧ください。

2、歳入をご覧ください。ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました各事業の実施に伴い、第2款地方譲与税239万7,000円、第13款使用料及び手数料346万8,000円、13ページをお開きいただきまして、第16款財産収入11万7,000円、第17款寄附金800万円、14ページをお開きいただきまして、第21款町債3,690万円をそれぞれ追加し、また11ページに戻っていただきまして、第1款町税の環境性能割190万円、第12款分担金及び負担金84万8,000円、

12ページをお開きいただきまして、第14款国庫支出金2,305万円、第15款県支出金、13ページも併せてご覧いただきまして、1,875万4,000円、第18款繰入金9,328万5,000円、14ページをお開きいただきまして、第20款諸収入1,512万4,000円を、それぞれ減額するものであります。

次に、繰越明許費についてご説明を申し上げます。6ページ、第2表、繰越明許費をご覧ください。

繰越明許費の補正につきましては、1つ目は、海味及び吉川地内の啓翁桜の園地に係る農地耕作条件改善事業のための園芸振興対策事業2,187万1,000円、2つ目は、防災重点ため池の睦合地内の西沢、吉川地内の前堤、松本2号及び中沢2号、沼山地内の長沼の5か所のため池のハザードマップ作成のための農村地域防災減災事業56万円、3つ目が、月山志津温泉源泉発掘調査のための観光施設管理整備事業2,315万円、4つ目が、大井沢地内の町道根子・清水原線の後沢橋及び根子沢橋並びに海味地内の町道大下海の宿線の海味川橋の橋梁補修工事に係る積算業務、さらには後沢橋橋梁補修工事のための社会資本整備総合交付金事業1,500万円、最後5つ目は、歳出の第10款第1項第3目教育振興費でご説明を申し上げました西川小学校及び西川中学校内通信ネットワーク整備工事のための教育用コンピューター整備事業2,062万4,000円の合計5事業8,120万5,000円を令和2年度へ繰り越すものであります。

次に、債務負担行為の補正についてご説明を申し上げます。

7ページ、第3表、債務負担行為の補正をご覧ください。

債務負担行為の補正につきましては、令和元年第3回9月定例会の補正予算(第2号)において議決をいただきました月山湖カヌースプリント競技場整備の限度額について、当初、元年度発注としていた水上判定審判台及びウインチが実施設計で精査、調整をいたしたところ、2年度の発注でも間に合うこととなり、運搬費と併せて2年度に繰延べしたことに伴い、3,000万円から4,147万円に変更するものであります。

最後に、地方債についてご説明を申し上げます。

8ページ、第4表、地方債の補正をご覧ください。

地方債の補正につきましては、月山湖カヌースプリント競技場整備事業の限度額3,570万円、西川小学校内通信ネットワーク整備事業の限度額530万円及び西川中学校内通信ネットワーク整備事業の限度額390万円をそれぞれ新たに追加し、4,490万円を増額補正するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いいたします。

い申し上げます。

以上であります。

古澤議長 ここで休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第10号 令和元年度西川町一般会計補正予算（第4号）の議題について、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

第3款第1項1目社会福祉総務費のプレミアム付商品券交付事業の交付金でありますけれども、最終的に対象者と交付率、どのぐらいになったのか、分かれば教えていただきたいと。

2点目につきましては、第6款第2項2目の林業振興費の森林環境譲与税の基金積立金300万となっておりますけれども、今年の予算にもございましたけれども、これの使用目的と計画がありましたら、教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

古澤議長 1点目の premia 等におきまして、奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 プレミアム付商品券事業につきましてであります。

最終的な対象者になりますが、非課税の方を対象としたものにつきましては1,046人、子育て関係の対象としましては72人、合計1,118人の方を対象としまして、商品券の購入のご案内をさせていただいたところです。

2月末をもちまして、購入の期限、過ぎております。

最終的な購入者であります、非課税の方で371人、子育ての方29人、合わせまして400人となります。

ただし、非課税の中には分割での購入も可能ということになりますので、最大2万円までですが、1万円ずつ購入された方という方もおりますので、非課税の方については購入件数

というようなことで、若干延べの人数ということになります。

購入率につきましては、非課税の方で35.5、子育ての方で40.3、合わせまして35.8%という購入になったところであります。

なお、商品との交換と購入につきましては、3月15日までの購入が可能ということで、町内の登録45店舗の中で購入、15日まで可能となっているところであります。

以上であります。

古澤議長 2点目の林業振興等において、工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 森林環境譲与税の使途ということでございます。

このたび、確定の交付金額につきましては、先ほど補正の中で説明あったとおりでございます。839万7,000円というような確定でございます。

そのうち700万円を森林環境譲与税基金に積立てをさせていただいて、今後の林業振興に使わせていただくというようなことで、まずは基金積立てをさせていただき、さらに139万7,000円ほど残るわけですが、その残りにつきましては、新たな森林管理システムに係る意向調査等を委託をさせていただきながら整備、調査、委託等、そういったものに使わせていただくということで考えているもので、今年度させていただくというようなことでさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番(荒木俊夫議員) ありがとうございます。

一つ、プレミアム付商品券、発行率というか使用率が35.8ということで、思ったより伸びなかったわけですが、もし担当課でこういった分析をしているのであれば、この内容の分析を行っているとすれば、こういった要因があったのかお話しいただければと思ひますし、あと、森林環境譲与税の基金積立金、今後の林業振興に活用するということでありますので、ぜひできるだけ計画を立てていただひいて、本当にやらなきゃいけないことを、大きなものでもやらなきゃいけないことを、これと財源を使って、是非達成していただひきたいというふうにお思ひます。

以上です。よろしくお願ひします。

古澤議長 1点目の要因は、奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 購入率に関する分析等でございます。

様々な要因があるかと思ひますが、やはり特に、あらかじめ現金を用意して購入をしな

ければならないということで、最大2万円をお持ちいただいて2万5,000円分の商品券をお渡しするという事業でありました。

中には、4,000円で5,000円分の商品券を購入する方など、一度にやはり大きな費用にもなりますので、そういった分割も可能という周知は、個別にも周知は行ったところでありますが、なかなかその辺りが、ほかの市町村と比べましてもほぼ同様の購入率になっている状況であります。そういった、一旦大きなお金を用意する必要があるという部分で購入が進まなかったのかなというふうに見ているところであります。

以上であります。

古澤議長 ほか、ございませんか。

4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 19ページの農林水産費、第1項の農業振興費の19ページですけれども、啓翁桜の購入費が210万ほどマイナスになっております。これと、次のページの20ページですか、啓翁桜条件不利地園地特別対策事業補助金が300万減額というふうになっておりますが、これは、やはりこの前もちょっと委員会で申し上げたんですけれども、整備している中で条件に合わない土地があったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

したがって、啓翁桜、5年後に1億円の販売を目指すということをやっているわけですが、こういう不利地が何か所かまた出てくるのかどうか分かりませんが、この関連で300万減少して、購入も210万減少させたというふうなことなのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は、工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 啓翁桜に関して、ただいま原材料費等の減額、さらには条件不利地特別対策事業の減額等につきましてのご質問でございます。

まず、原材料につきましては、このたび海味アクト、岩木アクト地域、3.3ヘクタール、整備完成をさせていただいたところでございます。そこでの植栽に係る購入費が、これ程度までかからなかったというようなことで確定でございまして、その分の減額というようなことでございます。

さらには、啓翁桜条件不利地園地特別対策事業というようなことでございます。この300万減額というようなことですが、条件不利地といいますか、できるだけ改善をして、補助事業に該当しないエリアに対して、町が単独で当初予算でこういった名称をつけながら、補助金を準備させていただきました。この地域につきましては、このたび、農地耕作改善事業で

実施するような形で整備をするというようなことになりましたので、その分、300万円の減額というようなことでございます。

先ほど、議員がご指摘の条件不利地等につきましては、しっかりと農協さん、さらには生産者の方々と整理をしながら、さらには農地の普及化、県等と協議をし、そして条件不利地には、できないところは外して、さらには、これまで整備をしたところで問題があるところ等につきましては、さらに今申し上げた県の、国の補助資金を入れながら、今度整備をして、しっかりとした生産体制に持っていけるような体制づくりをしておりますので、是非、その辺ご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 今のお話、理解いたしました。

西川町は耕作面積が少ないので、いろいろと啓翁桜の植栽地を把握しておりますけれども、どうも条件に合わないのではないかなと、私もちょっと思ったところが何か所かありましたんで。

これから、1億円目指して頑張るというふうなことで、西川町の意気込みはありますので、その辺に支障のないような形でいろいろ選定していただいて、農地を改良しながら続けていただければというふうに思っております。よろしく願いします。

古澤議長 そのほか、ございませんか。

9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 21ページの商工費の中で観光費ということで、景観保全補助金ということで200万の減額になっておりますけれども、これはどこの景観だったのか。全然景観保全をしなかったわけじゃないと思いますので、やったけれども、これだけ200万余ったということなのかどうか、一つお尋ねをします。

もう一点、15ページの企画費で、13節女性・若者まちづくり推進業務委託、これはどこに委託してやったのか。やったのか、やらなかったのか。2点、お伺いします。

古澤議長 1点目の答弁は、志田観光課長。

志田商工観光課長 景観保全補助金200万円の減額というふうな関係でございます。

この事業に関しましては、姥沢地区の二つの施設、この施設の解体等に関しまして補助しようというようなところでの予定をして、予算づけをいただいたというふうなところでありまして、特にその地域につきましては、磐梯朝日国立公園の中というようなところでございますので、あと、月山の姥沢の入り口というようなこともありまして、早急な対応が必要

だというようなところがございまして、本年度の議決をいただいた段階から、数度となく所有者の方々と話を詰めてきたというふうな状況であります。

ただ、様々、所有者の経営上のスケジュール、両名の方についても、鋭意解体というようなどころに向けて努力をしていただきながら、見積りなども取っていただいて、前向きに考えていただいたということがございましたけれども、なかなか経営上のスケジュール等もございまして、今年度におきましては厳しいというふうな状況になっているところであります。

環境が整った段階においては、再度こういった考え方の中で、町としても支援をしながら、早めの景観上の保全というものを進めていきたいというふうに考えてございますけれども、そういった景観保全のために、今年度、数度となくちょっと話合いもしたところでありますけれども、今年度につきましてはその執行に至らなかったというところでございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

古澤議長 2点目は、土田政策推進課長。

土田政策推進課長 2点目の女性・若者まちづくり推進業務の委託でございますが、若者と女性のまちづくりへの参加のために、実践的な取組を進めるというようなことで、例えば、女性の既存のグループとか、様々なグループと協議をさせていただいたわけですが、具体的な取組には至らなかったということでの事業となっております、全額減額をさせていただいているところでありますので、よろしくお願いたします。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 景観保全ということで、姥沢地区の荒廃した山小屋でしようけれども、二つを解体をしてほしいということで、町のほうで助成もしながら当事者と話をしてきたけれども、なかなかうまくかみ合わなくて無理だったということですが、やはり月山の入り口で、あそこをあのままにしておくというのは、どうにも大変景観上も悪いんで、早急にやはり当事者と話合いをして、令和2年度にまたやるのか、それとももう、話したけれども、なかなかうまく話がまとまらないからやめちゃうのか、そこを1点確認をさせていただきます。

あと、女性・若者については、やろうとしたけれどもやれなかったというのは、どういう理由があってやれなかったのか。委託はそういうグループに委託として出したのかどうか、そこをお尋ねをします。

古澤議長 1点目の回答は、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 景観保全の関係でございますけれども、2名の方、昨年の春から本当に

数度となくちょっとお話をさせていただいております、先ほども申し上げたとおり、経営上のスケジュールというふうなところで申し上げてございますけれども、あとは、1件につきましては、恐らくこのままの状況が続けば、1件の方については令和3年度をめぐるといったところも話としては伺っているところでありますし、もう一件の方につきましても、解体に向けて今スケジュールの調整をしているというふうな状況でございますので、相手方の意向を十分に尊重しながら、町としてもなるべく早めにそういったことができるような形で進めていきたいというふうに思っております。

古澤議長 2点目の回答は、土田政策推進課長。

土田政策推進課長 実施に至らなかった理由でございますけれども、協議を行う中で、実施に向けた体制ですね。皆さん、仕事を持たれている方が、全ての方が仕事を持たれておまして、また、違ったまちづくりの活動などにも協力したり活動を行っているというふうなこともございまして、体制的に対応が取れないというふうなこともございまして、実施に至らなかったというふうな状況でございます。

具体的には、実践型のまちづくりを行う中で、若者・女性の参画を得て取り組むというふうなことで協議を進めたわけですが、そういった実施ができないために、業務委託というふうな形が取れなかったというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

古澤議長 ほか、ございませんか。

7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 6ページの繰越明許費なんですけれども、7番の商工費の中で、観光施設管理整備事業が、2,315万繰越金になっているわけですが、これは月山志津温泉の新源泉の削掘の補助金だと思うんですけれども、当初予算では6,000万も見ておいて、2分の1、半分ということで、半分は補助するよと、あとの半分は地元でというようなお話があったと思いますけれども、その辺のこの6,000万という数字が、今現在、6,000万というよりも全体でどれくらいかかっている中でなのか。それと、今の温泉の新源泉の状況ですね、その辺が分かれば、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

古澤議長 答弁は、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 繰越明許費の観光関係の部分でございますけれども、議員ご指摘のとおり、志津の新源泉の掘削に係る費用というふうなところでございまして、町としては地元の月山観光事業協同組合さん、志津の方々に組織している組合さんに対しまして、係る経費の

2分の1というようなところで、当初6,000万の予算計上をいただいたところであります。

現在、工事の進捗状況といたしましては、2つの工事を今発注されているということでありまして、1つとしては温泉の掘削工事です。これにつきましては、7月20日から12月末までの工期で完了をしております。深さ800メートルを掘削されておまして、この工事費については7,370万円、消費税込みというようなところでございます。

それから、もう一つの工事についてはこれから発注でございまして、中身については、その掘った中に動力ポンプを入れるというふうな工事に加えまして、貯湯槽までの管路の工事を次の工事として発注をしようというところで、今準備をされております。これが大体、工事としては2,000万から3,000万というふうなことで、地元としては考えておられるというような状況になっております。

今回の繰越明許費につきましては、補助率2分の1ということでございますので、これまで工事が完了しております掘削工事7,370万円の2分の1の金額3,685万円でございますが、この金額を当初予定していました6,000万円から引いた金額2,315万円、これを繰越しをお願いをしたいというふうなことでの上程となっているところであります。でありますので、補助率等については2分の1ということで、当初予定したとおりの金額で補助金を出そうというふうなことで、変わりないというようなところでございます。

2月19日に県の温泉審議会がありまして、そこに登録申請をする必要があったというふうなこともございまして工事が延びておりますけれども、予定としては、4月末程度で全ての工事を完了したいということで、地元からは伺っているところであります。

以上でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 私の理解不足かどうかなんですけれども、今のお話ですと、かかる経費の半額というふうなお話でしたけれども、私が話を聞いていたのは、総額でとにかく6,000万円を町のほうから、とにかくいただいて、残りを地元で何とか負担していくというふうなお話をちょっと聞いたことがあったんですけども、そういうことじゃなくて、組合との話合いの中でも、全てのかかる経費の半額が町からの補助だというふうなことでよろしいわけですか。

古澤議長 答弁は、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 当初から、町としては6,000万という金額を地元へ交付ということではなくて、かかる経費の2分の1ということで、当初からお話を申し上げていることござい

ました。

古澤議長 ほか、ございませんか。

2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 私からは、今の明許費の件は、今話があったのでいいです。

あと、22ページの道路新設改良工事のほうで、町道の根子・清水原線の1,000万円。これというのは、別に、明許費関係ないと言ったんですけれども、こちらのほうの土木の明許の移動、一切関係なしということによろしいんですね。新たにこれが新設したいのという判断で上げているということで、ちょっと確認だけです。

あと、19ページの衛生費ですけれども、予防接種と、あと健診の委託料が500万と400万ということでマイナスになっています。本年度の予算からマイナスすると、予防費に関しては8,239万になるんです、マイナスにすると。健診のほうは2,500万に対して400万減なので、2,100万と。それで、来年度の予算の案を見ますと、1,000万ですね、予防の接種のほうが。健診のほうは2,500万ということで、せっかく去年のデータが出ているのかかわらず、予算のほうにあまり反映されていないというのが、何か理由があるのか、たまたま今年度が低くなったのか。例年はこのぐらいかかるのでということで、元に戻しているのか。予防接種のほうは1,300万から1,000万に落ちてはいますけれども、それでも今年度の実績からいくと、来年度の予算はオーバーになっておると。ちょっと細かいような感じですが、ちょっとそこら辺の説明をお願いしたいというふうに思います。

あと、再度、ちょっと確認です。23ページの教育振興費のコンピューターのネットワーク関係の工事費ですけれども、これは今年度の国の補正予算がついたので、ここで一旦予算を組んで、来年度に繰り越して、明許費として持っていくというような考えでよろしいのか、それを確認をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

古澤議長 1点目の答弁は、土田建設水道課長。

土田建設水道課長 町道新設改良費の中の町道根子・清水原線後沢橋橋梁補修工事1,000万円ということではありますが、こちらの今回、補正をお願いいたしまして、これを繰り越して令和2年度で施工したいということでもあります。

繰越明許費のほうの、6ページのほうの社会資本整備総合交付金事業、この中のうちの1,000万円でございます。残りについては積算業務委託というふうなことでの金額となっております。

以上です。

古澤議長 2点目の答弁は、奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 4款衛生費の委託料の関係であります。

このたび、減額しての補正、令和2年度の当初予算との額との関係であります。事業実施をしたところ、当初予算に比較して受診された方が少なかったということでの補正になりますが、令和2年度の当初予算の計上につきましては、これまでの実績など、12月上旬の段階での計上という部分もございます。

事業を実施する上では、より多くの、受診率を高めるための方策などを行いながら行ってありますので、今年度につきましては、補正で減をせざるを得なかったという結果にはなっておりますが、令和2年度当初予算に向けましては、こういった周知の方法とか、受診率向上のための呼びかけなど、様々な手を尽くしてやっていくという部分での計上でありますので、このような差が出ているということでございます。

以上であります。

古澤議長 3点目の答弁は、安達学校教育課長。

安達学校教育課長 3点目の質問についてですけれども、10款教育費の1項教育総務費の小学校・中学校の校内通信ネットワーク整備工事につきましては、国の補正予算が成立したものを受けまして、国のほうから今年度の補正の申請の通知が来ておりましたので、それを受けて、今年度予算で国のほうに申請をするということで、補正予算でこのたび上げさせていただきました。この全額につきましては、来年度に繰り越して、来年度実施をすることとしております。

以上です。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 最初の道路工事の件ですけれども、明許費との関連があるということなんですけれども、今年度のこの工事名はないですね。それとの関係はないんですか。新たに先ほどのコンピューターの件と同じで、新たに予算を組んで、それを持っていくから明許費になるという判断ということでもいいということですね。

あと、保健のほうの予防接種云々というのは、12月末の時点での判断だということなんですけれども、それにしても、それを見込んでマイナスにやっているわけですので、だから、そのマイナスと来年度の予算の金額というのはあまり関連性がないみたいな、ちょっと話にとれたんですが、1月、2月、3月の見込みでのマイナスでしょうから、ある程度来年

度の予算に反映をされてもいいのかなというふうに、ちょっと今答弁を聞いていて感じたんですけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

古澤議長 1点目の答弁は、土田建設水道課長。

土田建設水道課長 社会資本整備総合交付金事業との兼ね合いですけれども、こちらの中にいろんな事業が入っております。その中の事業、今年度分は終了したわけでありましたが、補助金のほうの残額がありますので、前倒しでやれることになっておりますので、その分で、来年度予定しております根子・清水原線の後沢橋の橋梁補修工事並びに積算業務につきまして、今年度の令和元年度のほうの予算に補正ということで計上させていただいて、それを実際の工事としては繰り越しして行うというようなことで、このたびの補正予算のお願いということになっております。

以上です。

古澤議長 2点目の答弁は、奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 このたびの補正の減額と次年度の当初予算の関係であります。

なかなか、受診者等の実績の把握については努めているというところではありますが、まずは、当年度、来年度の予算を計上するに当たっては、何よりも受診率を高めにということで、今回の補正の時期につきましても、もう3月でない時期、もっと早めにという部分であれば、翌年度の予算のほうにも反映ということにもなりますが、何より事業途中での進捗状況を見ながらの次年度の予算編成、そういったものも重要であるというふうに認識をしておりますので、事業の進捗には留意をしながら、当初予算のほうにも反映をさせていきたいというふうに考えるところであります。

以上であります。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤 仁議員） 今の話聞いて、分かりました。私もやっぱり、今のデータを基に、前もって予算を今組んでいるわけでないの、そこら辺を聞いて、大変失礼な質問になったかと思えますけれども、今の答弁でよく分かりました。ありがとうございます。

古澤議長 ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第10号、本案を原案のとおり、決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

議第11号 令和元年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

飯野町民税務課長。

〔町民税務課長 飯野 勇君 登壇〕

飯野町民税務課長 議第11号 令和元年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算案をご覧ください。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,303万1,000円といたすものであります。

4ページをご覧ください。

歳出から申し上げます。

2款2項1目一般被保険者高額療養費に、一般被保険者の高額療養費の支出見込額に対して予算の不足が見込まれるため、200万円を追加するものであります。

なお、歳入につきましては、保険給付費等交付金で対応するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第11号、本案を原案のとおり、決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

ここで、昼食のため、休憩します。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第12号 令和元年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

飯野町民税務課長。

〔町民税務課長 飯野 勇君 登壇〕

飯野町民税務課長 議第12号 令和元年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

について補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書（案）をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,564万3,000円といたすものであります。

4ページをご覧ください。

歳出から申し上げます。

3款1項3目償還金につきまして、平成30年度高齢者医療制度円滑運営事業の補助金額の確定に伴い、超過交付分を返還するため21万5,000円を追加するものであります。

なお、歳入につきましては、繰越金で対応するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第12号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第13号 令和元年度西川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

奥山健康福祉課長。

〔健康福祉課長 奥山純二君 登壇〕

奥山健康福祉課長 議第13号 令和元年度西川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について補足説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,271万9,000円といたすものであります。

歳出から申し上げますので、補正予算書の8ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費につきましては、介護報酬の改定に伴う介護保険システム改修委託60万5,000円の追加であります。

2款1項1目介護サービス等諸費につきましては、実績見込みに伴いサービスごとに調整し、計260万円を追加するものであります。

2款2項1目介護予防サービス等諸費につきましても、実績見込みに伴い計140万円を追加するものであります。

9ページをご覧ください。

2款3項1目審査支払手数料につきましては、特定財源国県支出金の精算であります。

2款4項1目高額介護サービス等費につきましては、100万円を追加するものであります。

2款5項1目特定入所者介護サービス等費につきましては、100万円を追加するものであります。

10ページをお開きください。

2款6項1目特別給付費につきましては、実績見込みに伴い見守り等ヘルパー派遣委託100万円を減額するものであります。

3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、財源の組替えであります。

3款3項1目包括的支援事業・任意事業費につきましては、実績見込みに伴い任意事業委託100万円を減額するものであります。

次に、歳入につきましてご説明いたしますので、5ページをお開きください。

1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、決算見込みにより現年度分、普通徴収保険料100万円を追加するものであります。

3款1項1目介護給付費負担金につきましては、給付実績の見込みにより133万4,000円を追加するものであります。

3款2項国庫補助金につきましては介護予防等の事業実施による事業費の減及びシステム改修補助金の追加により、総額で56万1,000円を追加するものであります。

6 ページをお開きください。4 款 1 項支払基金交付金につきましては、161万9,000円を追加するものであります。内訳は、1 目介護給付費交付金162万円を追加、2 目地域支援事業支援交付金1,000円を減額するものであります。

5 款 1 項 1 目介護給付費負担金につきましては、県負担金61万5,000円を減額し、5 款 2 項 2 目地域支援事業交付金につきましては19万3,000円を減額するものであります。

7 ページをご覧ください。

7 款 1 項一般会計繰入金につきましては、実績見込みに伴い164万5,000円を追加するものであります。内訳としましては、1 目介護給付費繰入金163万6,000円を追加し、3 目地域支援事業繰入金（介護予防等事業）19万3,000円は減額、4 目その他一般会計繰入金20万2,000円を追加するものであります。

7 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金につきまして197万6,000円を減額するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第13号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第14号 令和元年度西川町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

土田建設水道課長。

〔建設水道課長 土田浩行君 登壇〕

土田建設水道課長 議第14号 令和元年度西川町水道事業会計補正予算（第2号）について、補足説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

資本的収入について、第1款第1項国庫補助金1,280万円を減額し、同額を第5項県補助金に組み替え、第4項企業債につきましては大井沢地区石綿セメント管更新工事の記載対象

経費の精算によりまして1,180万円を減額し、資本的収入の予定額を4,787万7,000円といたすものであります。

資本的収入額が、資本的支出額に対しまして不足する額5,377万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額551万3,000円と、当年度分損益勘定留保資金4,826万6,000円で補填するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第14号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

予算特別委員会審査報告書の提出

古澤議長 日程第2、予算特別委員会審査報告書の提出についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、大泉奈美議員。

〔予算特別委員長 大泉奈美議員 登壇〕

予算特別委員長（大泉奈美議員） 予算特別委員会に付託されました議第15号 令和2年度西川町一般会計予算から、議第24号 令和2年度西川町水道事業会計予算は、お手元にお配りしてある審査報告書のとおりであります。朗読して委員長報告にかえさせていただきます。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会は、付託された令和2年度西川町一般会計・特別会計・企業会計予算について審査した結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第75条の規定により報告します。

1 付託案件

議第15号 令和2年度西川町一般会計予算、議第16号 令和2年度西川町国民健康保険特

別会計予算、議第17号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計予算、議第18号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計予算、議第19号 令和2年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算、議第20号 令和2年度西川町後期高齢者医療特別会計予算、議第21号 令和2年度西川町介護保険特別会計予算、議第22号 令和2年度西川町宅地造成事業特別会計予算、議第23号 令和2年度西川町病院事業会計予算、議第24号 令和2年度西川町水道事業会計予算

2 委員長及び副委員長の互選

互選の結果、次のとおり決定した。

委員長、大泉奈美、副委員長、荒木俊夫

3 審査期間

令和2年3月2日 全体審査、特別会計、企業会計担当課長説明、審査。

令和2年3月6日 全体審査、一般会計担当課長説明、審査。

令和2年3月9日 全体審査、一般会計担当課長説明、審査。

令和2年3月10日 全体審査、10会計予算の審査・採決。

4 審査の方法

一般会計款項目並びに特別会計及び企業会計部門ごとに、全体で内容を審査した。

5 審査の結果

議第15号 令和2年度西川町一般会計予算、全員賛成。

議第16号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計予算、賛成多数。

議第17号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計予算、全員賛成。

議第18号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計予算、全員賛成。

議第19号 令和2年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算、全員賛成。

議第20号 令和2年度西川町後期高齢者医療特別会計予算、全員賛成。

議第21号 令和2年度西川町介護保険特別会計予算、全員賛成。

議第22号 令和2年度西川町宅地造成事業特別会計予算、全員賛成。

議第23号 令和2年度西川町病院事業会計予算、全員賛成。

議第24号 令和2年度西川町水道事業会計予算、全員賛成。

以上10会計予算については、原案のとおり可決された。

以上のとおり報告申し上げます。

予算案の審議・採決

古澤議長 日程第3、予算案の審議・採決を行います。

議第15号 令和2年度西川町一般会計予算から議第24号 令和2年度西川町水道事業会計予算までの10会計予算について、審議・採決を行います。

なお、質疑については、予算特別委員会で十分なる審査が尽くされておりますので、質疑を省略し討論のみ行います。

議第15号 令和2年度西川町一般会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第16号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第17号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第18号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第19号 令和2年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第20号 令和2年度西川町後期高齢者医療特別会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第21号 令和2年度西川町介護保険特別会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第22号 令和2年度西川町宅地造成事業特別会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第23号 令和2年度西川町病院事業会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第24号 令和2年度西川町水道事業会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、令和2年度一般会計、特別会計、企業会計予算案は全て原案のとおり可決されました。

報告第1号

古澤議長 日程第4、報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題とし、報告を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分につきましてご報告申し上げます。

本報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたすものであります。

お手元の報告書をご覧いただきたいと存じます。

事故発生日時につきましては、令和2年1月22日午前4時30分であります。

事故発生場所につきましては、西川町大字海味地内特別養護老人ホームケアハイツ西川駐車場であります。

相手方につきましては、特別養護老人ホームケアハイツ西川であります。

原因・状況等につきましては、特別養護老人ホームケアハイツ西川の駐車場を除雪していた際に、除雪車のブレードをケアハイツ西川の宅内ますに接触させたことにより、宅内ますを破損させたものであります。

事故の種類は物損、町の過失割合は100分の100、損害賠償の額につきましては、2万2,000円。これにつきましては全額保険金で補填したものであります。

以上のとおりご報告申し上げます。

以上であります。

議員派遣について

古澤議長 日程第5、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認め、議員派遣については原案のとおり決定しました。

閉会中の継続調査申出

古澤議長 日程第6、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長、総務厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び広報公聴常任委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しております閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

古澤議長 ただいま9番、伊藤哲治議員から発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書が提出されました。

ここで、議案書を配付します。

〔議案書配付〕

古澤議長 これを議事日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、これを議事日程に追加し、追加日程第7、発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書とします。

意見書の提出について

古澤議長 追加日程第7、発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

古澤議長 提出者の説明を求めます。

9番、伊藤哲治議員。

〔9番 伊藤哲治議員 登壇〕

9番（伊藤哲治議員） 新たな過疎対策法の制定に関する意見書ではありますが、ただいま議事係長が朗読したとおりです。

提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣であります。

内容を十分ご審議され、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

発議第1号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議・閉会の宣告

古澤議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和2年西川町議会第1回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時37分